

將。何を取手にたつものぞと云た、○宣。左やうにも云へぬ、齊の桓公晋の文公は、庶子で官もいやしかつたれども君となられた、これも又右の通りではないか、

對曰、齊桓、衛姬之子也、有寵於僖。

【註】衛姬、齊僖公妾。

對。それは各別相違なことである、齊の桓公は衛姬の子で母の衛姬は僖公の寵妾であつた、

有鮑叔牙賓須無隰朋以爲輔

佐、有莒衛以爲外主。

【註】齊桓出奔、莒衛有勇氏之助。

有。附したがふ臣にはかやうな賢士がありて輔佐となり、○有。屍もちには莒の衛のと云外祖父があつて、外主となりて介抱する、

有國高以爲內主。

【註】國氏高氏、齊上卿。

有。國氏の高氏のと云ふがあつて内主となりて取もつ、

從善如流。

【註】言其疾也。

從。諫にしたがひ善にしたがはるゝことは、流のごとく疾となり、

下善齊肅。

【註】齊嚴也、肅敬也。

下。善者であれば、誰にても嚴につゝしみて、下らるゝ、

不藏賄。

【註】清也。

不。賄をむさばる心は少しもなく、

不從欲。

【註】儉也。

不。隨分儉約にありて、欲することを氣まゝには致されぬ、

有先大夫子餘子犯以爲腹心。

【註】子餘、趙衰子犯、狐偃。

有。その内二人は腹心となつてたすくる、

有魏犢賈佗以爲股肱。

【註】魏犢、魏武子也、稱五人而說四士、賈佗又不在本數、蓋叔向所賢。

有。また二人は股肱となつてはなれぬ、【註】稱五人と云たれども人を擧たは四人である、その内賈佗は五人の本數ではなけれども、叔向が賢者とおもうて居たゆゑ、がぞへたとみゆるとなり、

有齊宋秦楚以爲外主。

【註】齊妻以女、宋贈以馬、楚王享之、秦伯納之、

齊侯は重耳の浪人で居らるゝ内に、女をめあはせらるゝ、宋侯は馬を贈らるゝ、楚王は取もちもてなさるゝ、秦伯はかくまひておかれたとなり、此の如く外主あつて佐けとなる、

有欒郤狐先以爲內主。

施舍不倦。

【註】施舍、猶言布恩德。

施。いつまでも恩をほどこすにはあかれぬ、

求善不厭、是以有國、不亦宜乎、

我先君文公、狐季姬之子也、有

寵於獻、好學而不貳。

【註】言篤志。

求。何ほども善をもとめらるゝ、○是。右のごとき人ゆゑ、國をたもたれたも尤ではある、○我。また我が文公の上へを語らば、狐季姫の子で母は獻公の寵を得玉ひ、文公と云へば學をこのみ玉うて、二心なく志があつく他のこのみもなく、

生十七年、有士五人。

【註】狐偃、趙衰、顛頡、魏武子、司空季子、五士從

出。生年十七のとき、はや賢士が五人まであつて附したがふた、

【註】謂欒枝、卻穀、狐突、先軫也。有。内にはよき臣があつて内應する、

亡十九年、守志彌篤、惠懷棄民、

【註】惠公懷公不恤民也。

亡。晋を立てて他國にさまよひ、浪々し玉ふこと十年のあひだなれども、志をまもり玉うていよく篤實なり、○惠。晋の惠公懷公は國をたもたれたれども、民をあはれまれぬによりて、

民從而與之、獻無異親、民無異望、

【註】獻公之子九人、唯文公在。民。民みな心を文公によせた、○獻。獻公の公子が九人おはしたれども、みな死せられたり亡せられたりして、文公一人になり玉ひて、外に國をたもつべき異親公子もないことゆゑ、○民。臣民も外に君と仰ぎのぞむ人はないのである、すれば帯おちの君なり、天方相晋、將何以代文、此二君

者、異於子干、共有寵子、國有與主、

【註】謂棄疾也。

天よりも晋をたすけて君とし玉ふことなれば、何を以てか文公に代る人があらうぞ、○此。この桓文の二君は中々子干とは大に異なり、○共。さて子干が身の上を云は、其王の寵子がまだある、棄疾のことなり、○國。には貴き與の主たる人がある、棄疾のことなり、

無施於民、無援於外、去晋而不送、歸楚而不逆、何以冀國、

【註】傳言子干所以蒙弑、君之名棄疾、所以得國、

無。子干は何も民にほどこしたることなれば服せず、外にもさして援になる縁類もなく、○去。久く居たる晋を去てかへれども、誰あつて送るものもなく、○歸。久々にて故郷へかへれどもむかふる者も

晋成虎祁、

【註】在八年、

前にあるとほり離宮をたてられたれば、諸侯朝而歸者、皆有貳心、

【註】賤其奢也、

諸侯が朝してかへりてから、みな奢をにくみて二心を生じたである、叔向が言たごとくなつた、

爲取鄭故、

【註】取鄭在十年、

爲。魯へ莒の鄭をとつたゆゑに、晋將以諸侯來討、叔向日、諸侯不可以不示威、

【註】知晉德薄、欲以威服之、

晋國より諸侯をひきゐて魯を討うとした、○叔。諸

侯には武威をしめさねば服せぬと云た、これは晋がおとろへて、もはや徳を以てなつてくることにならぬゆゑ、武威にて服せんとするのである、

乃並徵會、告于吳、秋、晉侯會吳子于良、

【註】下邳有良城縣、

乃。諸侯を會に徵し吳へもつげてやつた、○秋。吳子と會せんとて良と云地へ出られたれば、水道不可、吳子辭、乃還、

【註】辭、不會、

水道。吳よりは水路を経てきたることなり、何か船路の差つかへがあつたかして、そのわけを云こして辭した、○乃。晋公もかへられた、

七月、丙寅、治兵于邾、南、甲車四千乘、

【註】三十萬人、

七月。邾の南にて勢ぞろへをしたたである、○甲大軍であつた、

羊舌鮒攝司馬、

【註】鮒、叔向弟也、攝、兼官、

羊、司馬を兼帯して人数をしらべた、

遂合諸侯于平丘、子産子大叔

相鄭伯以會、子産以幄幕九張

行、

【註】幄幕、軍旅之帳、

遂、平丘にあつめたである、○子、二人がしたがう

て出た、○子、子産は陣幕を九張りもたせて出られ

た、

子大叔以四十、既而悔之、每舍

損焉、及會亦如之、

【註】亦九張也、傳言子産之適宜、大叔之從善、

子、これは四十張もたせてゆきたなり、○既、さて

路中へ出てみれば、それほどは入用にないゆる後悔して、○每、泊りくにて損らして、○及、會する

ときにおよんでは、ついに子産がとほり九張でとん

とよい加減であつた、

次子衛地、叔鮒求貨於衛、淫芻

蕘者、

【註】欲使衛患之而致貨、

次、晋の軍兵が衛の地に逗留した、○叔、羊舌鮒は

わるい奴である、人部の指揮するとして、衛の地にて狼

藉をして賄をとるたくみをして、○淫、木こりの者

どもに淫逸放蕩をさせて、田畑をふみあらさせたで

ある、

衛人使屠伯饋叔向羹與一簋

錦、

【註】屠伯、衛大夫、

叔、向ふの志なれば、羹は受納し、錦はかへしてうけ

なんだである、

曰、晋有羊舌鮒者、瀆貨無厭、

【註】瀆、數也、

曰、返答に、それは不届なることに存する、晋に羊舌

鮒と云ものがあつて、金銀をむさぼりて厭ひあくこ

となき生れつきにして、

亦將及矣、

【註】將、及禍、

亦、どこぞではわざはひに及ぶであらうと存する、

爲此役也、

【註】役、事也、

爲、さだめてこの事もかれが所爲と存すれば、吃度

申付けう、

子若以君命賜之、其已、客從之、

未退而禁之、

【註】禁、芻蕘者、

た、
曰、諸侯事晋、未敢攜貳、況衛在君之宇下、

【註】屋宇之下、喻近也、

曰、口上に、今天下の諸侯晋につかへて、敢て攜貳と

二心あるものは、一人もない、○況、いはんや私ども

の國は隣國にてちかく君の宇の下にすむで居る同前

なれば、

而敢有異志、芻蕘者異於他日、

敢請之、

【註】請止之、

而、少しも異心はない、○芻、しかるに木こりの衆

が何か思召に入らぬかして、いつもとはちがつて國

人が難義つかまつるについて、○敢、はかりなが

らして下さる、やうにいたしたいと云た、

叔向受羹反錦、

【註】受羹、示不逆其意、且非、貨、

子。しかるに足下もし君命を以てこれをたまはらばやめて玉はれと云てかへした。○客。使者も云とほりにしたがうてやめた。○未。まだ使者のしりぞかぬ内に、早々芻蕘のものを禁制して止させ、狼藉をさせなんだ。

晉人將尋盟、齊人不可。

【註】有貳心故。

晉。諸侯をあはせ盟はうとて觸をまはした。○齊。齊侯は晋をみ下して居るゆる、二心ありて盟をきかぬである。

晉侯使叔向告劉獻公。

【註】獻公、王、卿士劉子。

晉。晋侯の叔向をつかはして、周の卿士の劉獻公へつげて曰く、

曰、抑齊人不盟、若之何、對曰、盟以底信。

【註】底、致也。

今度の盟を齊人がちかうまいと申すが、如何いたしたかよからうと云た。○對。返答に、盟と云は以て信をいたすためなり、

君苟有信、諸侯不貳、何患焉、告之以文辭、董之以武師、雖齊不許、君庸多矣。

【註】董、督也、庸、功也、討之有辭、故功多也。

君。まことに信さへあらば、諸侯も二心はあるまいければ何ぞ患ひ玉はんや。○告。齊へつげるにすぢの立たる道理の文辭を以てし。○董。たゞすに武き師にて威さば、齊が許容せずとも君の功は多からう、うれひにはなるまい、

天子之老、請帥王賦、元戎十乘以先啓行。

【註】天子、大夫稱老、元戎、戎車在前者、啓、開也、行道也。

天子。獻公の自分をさして天子の老と云なり、拙者

王の軍賦をひきゐて、元戎十乗を以て先陣して、道をひらき案内をいたさう、

遲速唯君。

【註】欲佐晉討齊。

遲。出陣日限の遲速は何時なりとも、たゞ君の御指圖にまかせてしたがはんと云はれた、

叔向告于齊曰、諸侯求盟、已在。

此矣、今君弗利、寡君以為請、對曰、諸侯討貳、則有尋盟、若皆用命、何盟之尋。

【註】託用命以拒晉。

叔。そこでまづ文辭を以て齊へつげて、○曰。諸侯みななくちかひを欲しとめられて、已にこのところへ會したとなり。○今。しかるに今君には利とせず御承知がない。○寡。主人こと御出會あるやうにと請はるゝとなり。○對。齊の返事は口がつよいである、もし諸侯の内に二心のものであつて、それ

を討すると云ことならば、盟をたんだゆることもあるべけれども、○若。列國みな命をもちひてそむきもせぬに、何ぞ盟をたんだゆることがあらうやとこたへて、兎角ちかはぬ心である、

叔向曰、國家之敗、有事而無業、事則不經。

【註】業、貢賦之業。

叔。國家のやぶると云は、事があつても業は貢物のさだめがなければ、經とて大筋がさだまらぬ、

有業而無禮、經則不序。

【註】須禮而有次序。

有業。貢賦の業がありても、まだ程よくする禮がなくは次第がたぬ、

有禮而無威、序則不共。

【註】禮、須威嚴而後共。

有禮。禮のみにて武威と云がなくては、不共とてつしみがないうる、威嚴をもつてつしみまする、

有威而不昭，共則不明。

【註】威須昭告神明而後信義著。

有威。武威があつてもあきらかに神明につげることがなければ、共もあきらかにない。

不明棄共，百事不終，所由傾覆也。

【註】信義不明則棄威不威，棄禮無禮，無經無業，故百事不成。

不。明と共とをすて、は、百事が全くをばらぬである。○所。これが國家の傾きくつがへる基となる。神明につげて信義をたてるを以て威もたつ、その信義がた、ねば威もすたり、威がすたれば禮經業など段々にすたりやぶれとなるなり。

是故明王之制，使諸侯歲聘以志業。

【註】志、識也。歲聘以修其職業。

是故。右のとはり敗の出るをうれへて、古への明王

の盟はかの十二年めに王が一度巡守して、四方の高

山の下にてちかひ玉ふと云が古禮であるなり。

志業於好。

【註】聘也。

さて業ををさむるには、聘禮のよしみをむすぶでなくては志されぬ。

講禮於等。

【註】朝也。

講。禮をならふはひとしく朝したるときならでは行はぬ。

示威於衆。

【註】會也。

示。武威の嚴重をしめすは、會の衆きにおいてせざればしめされぬ。

昭明於神。

【註】盟也。

明。明をあきらかにし信を盡すことは、神にちかふ

の制作にて、諸侯に命じて一歳に一度つゝ聘使をおこし、貢物をおさめて志るし。

間朝以講禮。

【註】三年而一朝，正班爵之義，率長幼之序，聘使の間に三年目に一度つゝ朝して爵位の列をたして、長幼の序を知らしむる、これが禮を講習するである。

再朝而會以示威。

【註】六年而一會，以訓上下之則，制財用之節，再。さて朝すること二度におよんで、六年目になるときに會合をなして、上中下の法をさため、武威を以て法をこえ移りをせぬやうに制する。

再會而盟以顯昭明。

【註】十二年而一盟，所以昭信義也，凡八聘四朝，再會，王一巡守，盟于方嶽之下。

再。會の二度目は十二年目である、十二年目に一度ちかうて昭明をあらはし、信義をしめすなり。【注】十二年のうちに使が八度、朝が四度、會が二度ある、こ

でなければ立ぬなり。

自古以來，未之或失也，存亡之道，恒由是興，晉禮主盟。

【註】依先王先公舊禮，主諸侯盟。

自。古來よりこれをうしなはず、今に於てこの法をまもるである。○存。國の存亡興廢の道つねにこれよりおこるなり、この法行はるればたがひに國も存し行れざればはるぶるである。○晉。ときに今わが晉國は先王の禮をまもり、盟をつかさどる上は、

懼有不治，奉承齊犧。

【註】齊盟之犧牲。

懼。法のやふれて治るまいかと氣づかはしさに、ひとしく犠牲を大事に用意して、法をちがはぬやうにと存じて會盟をくはだて、

而布諸君，求終事也。

【註】終，竟也。

而。さてその由を君へ布のべて、事をおはらせたく

左傳下 卷二十三 昭公

二〇五

思ふとなり、

君曰、余必廢之、何齊之有、唯君圖之、寡君聞命矣、齊人懼、對曰、小國言之、大國制之、敢不聽從、既聞命矣、敬共以往、遲速唯君、叔向曰、諸侯有間矣、

【註】間、隙也、

君。しかるところに、君の仰せには余は必これに廢して許容すまいと仰せらるゝ、○何。左やうあつては齊くちかふと云ではない、○唯。とくと御了簡なされよ、○寡。いよく御承引なく、先だつてのとはりの思召ならば、主人も承知いたした、それに付ては少く存じよりがござるときめた、○齊。やぶれ口になつたゆゑ、齊も及がなまりて來て、ひえ腰になりたなり、○對。この方などの小國は一とほり理を申してみる、大國はその善惡を御指圖下さるゝとなり、もはや仰のおもむき委細承知いたした、○敬。うやま

ひ共して以てゆくべし、會期の遲速は君の御さしづ次第につかまつらんと云た、○叔。右のとほり齊國などが口ごわなによりて、叔向が云には、諸侯には間隙が出來たとみゆる、

不可以不示衆、八月辛未、治兵、

【註】習戰、

不。威をしめさねばならぬと云て、○八。勢をそろへて驅引をならはせた、

建而不旆、

【註】建立旌旗、不曳其旆、旆、遊也、

建。ときに旗をたてたれども、不旆とはさがりはつけないんだ、旗のさがりは戦はうと云ときにつけることである、初日にはまづ附けずにならはせた、

壬申、復旆之、諸侯畏之、

【註】君將戰、則旆故曳、旆、以恐之、

壬。二日目にはさがりをつけて出た、そこで諸侯がこれは誰をうつためであるぞと肝をひやしたとなり、これが武威で人をおどすつもりなり、

邾人莒人愬于晉曰、魯朝夕伐我、幾亡矣、

【註】自昭公即位、邾魯同好、又不朝夕伐莒、無故怨、邾人信之、所謂讒、隱弘多、

邾。魯の附庸の二國が讒をかまへて晉へうつたへて云には、魯國より朝夕に我々を伐てせめはたき、すでに國も亡るにちかくなりました、

我之不共、魯故之以、

【註】不共、晉貢以魯故也、

我。これによりて私どもの共せぬと云は、魯國の所爲を以てのゆるである、と云わけしてかこつけたなり、

晉侯不見公、使叔向來辭曰、諸侯將以甲戌盟、寡君知不得事君矣、請君無勤、

【註】託謙辭以絕魯、

晉。魯侯をへだてられた、○使。晉より叔向を使として、魯の本陣へ來て云はするには、諸侯みな甲戌の日を以て期としてちかはんと存する、○寡。それに付ては主人事は、少々魯君につかへがたいと存せらるゝほどに、○請。君には御出勤あつて、會し玉ふことは御無用になされて下されとなり、謙退したやうで實は魯侯をたちたなり、

子服惠伯對曰、君信蠻夷之訴、

【註】蠻夷、謂邾莒、

子。魯も邾莒の讒と云ををしりたゆる、對へて云には、晉侯には蠻夷の邾莒などが訴訟を御信用あつて、以絶兄弟之國、棄周公之後、亦唯君、寡君聞命矣、叔向曰、寡君有甲車四千乘在、雖以無道、行之、必可畏也、況其率道、其何敵之有、牛雖瘠、饋於豚上、其畏

不死

【註】債、仆也。

以。晉と魯とは兄弟の國なるをたちて、周公の後を
すて玉はうとならば、たゞ君の思召次第なり、○寡
主人も仰のおもむき承知いたしたと云て、少しもわ
るびれぬなり、○叔。もはや敗口になりたり、只いま
寡君が兵車は四千乗あることなれば、○雖。この大
軍では、たとへ無道を以て如何やうに行うても、必ず
おそれて服せずばなるまい、○況。ましてや道にし
だがうて指揮いたさるゝ上は、誰かは以て敵對する
ものあらんや、○牛。雖。どのやうにやせがれたる牛
でも、豚の上に仆れかゝりたらば、死なぬと云あぶな
げはない、大に敵せられぬ、

南蒯子仲之憂其庸可棄乎、

【註】棄、猶忘也、

南。いはんやその方には、南蒯子仲が亂をうれへて、
まだ治らずしてわすれられぬではないか、

若奉晉之衆、用諸侯之師、因邾

莒杞鄆之怒

【註】四國近魯、數以小事相忿、鄆已滅其民、猶
存、故并以怒魯、

若。その内亂のある中へ、もしこの方の大軍の衆を
引て、さて諸侯の軍兵をくはへもちひ、邾莒杞鄆の魯
をうらみ怒て居るものどもに因みて一つになり、

以討魯罪、聞其二憂

【註】因南蒯子仲二憂爲間隙、

以。魯の罪をうたんとて、かの南蒯と子仲との二つ
のうれへの間隙に乗じて、この方よりせめよせてあ
らうならば、

何求而弗克、魯人懼、聽命

【註】不敢與盟、

何。何やうな存分をもはたらかう、是非克たねばお
くまいと存ずると云た、○魯。魯人がびつくりして、
しからばかしこまつた、會に出まい仰のとほりにい
たさうと云たとなり、これを經に書たのは魯の諱む
ことではない、晉の讒をもちひたるにて、徳の衰へ

と云ものであるゆゑなり、

甲戌同盟于平丘、齊服也、

【註】經所以稱同、

甲。齊が服したゆゑ同盟としたとなり、

令諸侯、日中造于除、

【註】除、地爲壇、盟會處、

令。一統に觸まはすには、明日日中に壇所にあつま
られよと云た、除とは掃除して壇をかまへおいたと
ころと云こと、

癸酉退朝

【註】先盟朝晉、

癸酉。會の前日諸侯みな晉へ朝して、命をうけて退
出したである、

子產命外僕速張於除、

【註】張、帷幕、

子。鄭の子產が朝よりかへりて、直に外僕の官に云
付て、いそいで除處へゆきて、幕を張り場をとつてお

けと命じた、

子大叔止之、使待明日、及夕、子

產聞其未張也、使速往、乃無所

張矣、

【註】地已滿也、傳言子產每事敏於大叔、

子。この人が心えにて外僕を止めて、まだ明日のこ
となれば今日場をとりておかでもよい、明早朝ゆき
てはれと云付た、○及。晩方になりて、子產がまだ
幕をはらぬと聞て、それは油断なことである、明日で
は間があはぬ、いそいで行けとて、早々場をとりや
りたれば、○乃。もはや場がつまりて、少も明地がな
くて迷惑したとなり、

及盟、子產爭承

【註】承、貢賦之次、

及。國々の諸侯が貢賦のさゝげ品を、國の大小と爵
位の高下とに準じて、云付を承てその盟をなすとき
におよんで、鄭への當てやうに無理があつて過分に

あつたゆる、子産がこれをあらそうて受ぬである、

曰昔天子班貢、輕重以列、

【註】列、位也、

曰。子産が理を説て云には、昔天子より貢物の班次を命じ玉ふに、輕重は位を以てさだめ玉ふたとなり、

列尊、貢重、周之制也、

【註】公侯地廣、故所貢者多、

列。位階のたかい國は貢物もおもい、これ周の御さだめなり、

卑而貢重者、甸服也、

【註】甸服、謂天子畿内、其職貢者、

卑。位がひくくて貢物のおもいのは、甸服とて天子の御畿内のみである、これは御膝下のことにて朝參も心やすければ、貢物をたてまつるも大義にないゆゑなり、

鄭伯男也、而使從公侯之貢、

【註】言鄭國在甸服、外傳列伯子男不應出公

侯之貢、

鄭。しかるに鄭の國は甸服でもなく、また爵は公侯の列を下つて、伯子男の三位よりのぼることはならぬ國なり、○而。それに公侯の貢を出せと仰せ付られては、

懼弗給也、敢以爲請、諸侯靖兵、好以爲事、

【註】靖、息也、

懼。大方えつとめましますまい、○敢。はいかりながら相應のところを仰付られて下されよ、○諸。その上諸侯も兵をやめ、好みの聘のみを以て事とする世なれば、

行理之命、

【註】行理、使人通聘問者、

行。行人をさしたてることが、

無月不至、貢之無藝、

【註】藝、法制、

毎月いたらぬと云ことではない、○貢。それに貢物が古のとはりの法がなくして過分では、

小國有闕、所以得罪也、諸侯修

盟、存小國也、貢獻無極、亡可待

也、存亡之制、將在今矣、自日中

以爭、至于昏、晉人許之、既盟、子

大叔咎之、曰、諸侯若討其可瀆

乎、

【註】瀆、易也、

小國はさし支へて、時としてえたてまつらぬことあらう、その時は罪をえるであらうとなり、○諸。諸侯のちかひを修るは何のためなれば、小國のいたみにならずして、永く存するやうにとのためなり、○貢。しかるに貢物のさだまりがなくしては、國もほろぶるに間はあるまい、○存亡。しからは國の存亡のさだまるはたゞ今なれば、是非御免下されよと云て、日中よりねぢ合て、黄昏まであらそうて居た、○晉。晉

の役人もこまりはて、つひには子産がねがひをゆるしたである、さて盟ひもすみたる上にて、○子。産をとがめて云には、このやうに、寄合の場所て口強なことを云て、諸侯がもし一味してとがめたならば何とならう、易どられぬことであると云た、

子産曰、晉政多門、

【註】政不出一家、

子。否や晉の政道は執政一人の心ではない、門多くて六卿の心々より出て、

貳偷之不暇、何暇討、

【註】貳、不壹偷、苟且、

貳。色々にて一致せず、當時のことさへすめばよいと云了簡にて居れば、討むるやうな暇はないであるなり、

國不競、亦陵、何國之爲、

【註】不競爭、則爲人所侵、陵、不成爲國、

國。すべて一箇國となりては、大國にもへこまぬほどのさそふ勢がなくては、人に目だれをみられてを

かし陵がるゝなり、○何。それでは何で國を爲めんやと云た、

公不與盟、

【註】信邾莒之訴欲討魯故、

公。晋が魯を除いたゆゑ、盟ひにあづかられなんだ、

晋人執季孫意如以幕蒙之、

【註】蒙、裹也、

晋。家老の季氏をとらへて幕を以てつゝみ廻して、

使狄人守之司鐸射、

【註】魯大夫、

懷錦奉壺飲氷以蒲伏焉守者

御之乃與之錦而入、

【註】蒲伏竊往飲季孫氷箭筒蓋可以取飲、

狄人を番に附ておいた、○司。魯の大夫が錦を懷中

して、一壺の飲と氷とを以て飲せに行くのである、氷は箭筒の蓋で、戰場で飲をもるやうにしたものである、此らをかゝへて蒲伏してひそかに入りにかゝりた、

○守。番人がとがめて通さぬ、そのときに懷の錦を出して賂におくりて、入れてもらうて季氏にのませたである、

晋人以平子歸子服湫從、

【註】湫、子服惠伯從至晉、

晋。季氏をつれてかへりた、惠伯もしたがうて晋へゆきたなり、

子產歸未至聞子皮卒哭且曰

吾已、

【註】已、猶決竟、

子。子產が國へかへるとして、○未。まだ道中に在て國へかへらぬ内に、子皮が卒したとしらせて來たれば、大に哭して、○且。吾ももはや是かぎりであるとなり、已は事の止むことにて是かぎりでありと云ことなり、

無爲爲善矣唯夫子知我、

【註】言子皮知己之善、

無。善を爲しても自今は詮がない、○唯。子皮のみ我をしりて善を稱したれど、今よりは知る人がないと云て一向に力をおとした、

仲尼謂子產於是行也足以爲

國基矣詩曰樂只君子邦家之

基、

【註】詩小雅言樂與君子爲治乃國家之基本、

仲。子產が今度の行は國の基となるにたりてよいと

なり、○詩。君子の治をなすは國家のもととなりとある、

子產君子之求樂者也且曰合

諸侯藝貢事禮也、

【註】嫌爭競不順故以禮明之、

子。子皮と善をなすをよろこんだ、これ君子の樂を

もとむるものであるとなり、○且。諸侯をあはせて貢物をさだめたは、中を得たゆる禮なりとの玉ふた、

【注】争たのは順でないやうなゆる、かやうに宣ふた

である、

鮮虞人聞晉師之悉起也、

【註】五年傳曰遺守四千今甲車四千乘故爲

悉起、

大軍にて他國へ出たと云ことをきいたゆゑ、留守中

は用心するには及ばぬとおもうて、

而不警邊且不修備、

【註】言夷狄無謀、

國竟をいましめなんだ、そなへと云もなく、夷と云ものは謀計のないものである、

晋荀吳自著雍以上軍侵鮮虞

及中人驅衝競、

【註】中山望都縣西北有中人城驅衝車與狄

争逐、

晋。著雍と云ところより、上軍の兵をひきゐて、鮮虞をおかし、中人城までせめよせて、驅衝は衝は敵方の前をなへをつきやぶる車なり、此を以てきそひせめ

大獲而歸

【註】爲十五年晉伐鮮虞起、大に俘をえてかへりた、

楚之滅蔡也、靈王遷許胡沈道、房申於荆焉、平王即位、既封陳蔡、而皆復之、禮也、

【註】滅蔡在十一年、許胡沈、小國也、道房申、皆故諸侯、楚滅以爲邑、荆、荆山也、傳言平王得安民之禮、汝南有吳防縣、即防國、楚より蔡をほろぼしたとき、靈王の許以下の小國どもを荆にうつされた、○平王、棄疾の位につかれて、すでに陳蔡を封じて舊とのごとくに、國としてその民をかへされた、これ民をやすんずる禮なり、
隱大子之子廬歸于蔡、禮也、
【註】隱大子、大子有也、廬、蔡平侯、隱、蔡の跡目をたて、君といたされた、これが蔡平

公となられた、

悼大子之子吳歸于陳、禮也、

【註】悼大子、偃師也、吳、陳惠公、悼、陳の跡も立られた、これ陳の惠公である、みな禮なり、

冬、十月、葬蔡靈公、禮也、

【註】國復成、禮以葬也、此陳蔡事、傳皆言禮嫌、楚所封不得比諸侯、故明之、もとのごとく國がたつたゆゑ、あらためて葬た、【注】この陳蔡は周より封じたではなく、楚より封じたのなれば、まことの諸侯ではないやうにもおもはるゝゆゑ、一々に禮なりと云てやはりまことの諸侯と云ことをしめした、
公如晉、荀吳謂韓宣子曰、諸侯相朝、講舊好也、執其卿而朝、其君、有不好焉、不如辭之、乃使士景伯辭公于河、

【註】景伯、士文伯之子、彌牟也、

ふたゝび晋へ朝せられたのである、○荀、諸侯の相朝すると云は舊好をむすぶためである、○執、しかるにその卿を俘にしておいて、又その君を朝せしめては何にも好みなとはない、○不、たがひに心よからねば、辭退する方がよからうと云た、○乃、晋の士景伯を出しさへざりて、魯侯を河水よりかへした、

吳滅州來、令尹子旗請伐吳、王弗許、曰、吾未撫民人、未事鬼神、未脩守備、未定國家、而用民力、敗不可悔、州來在吳、猶在楚也、子姑待之、

【註】傳言平王所以能有國、

吳人が楚の州來をほろぼしたゆゑ、令尹子旗が吳をうたうと云た、○王、楚王が許容いたされぬ、○曰、吾まだ昨今この國をたもちて、民人をも撫育せず、鬼神につかふるあひだもなく、○未、國中のそなへも

さためぬである、○用、しかるに師を出して民力をもちひては、もしやぶれた時には後悔してもかへらぬ、○州、州來を吳へとつたとも永く有とさせてはおくまい、楚にあるも同じことなれば、まづ待てと云はれた、

季孫猶在、晉子服惠伯私於中行穆子、

【註】私與之語、

まだ晋よりかへさぬゆゑ、○子、したがうて居る惠伯が、中行穆子へひそかに語て云には、

曰、魯事晉、何以不如夷之小國、魯兄弟也、土地猶大、所命能具、若爲夷棄之、使事齊楚、其何瘳於晉、

【註】瘳、差也、

魯國の晋につかふること、何を以て夷の小國莒邾な

どにかざるや、○魯 魯は當國とは兄弟の國ではあり、さて土地はなほ廣大なれば、よく命じ玉ふところをそなへ貢するなり、○若 しかるにもし今夷のために棄られなば、○使 止むことをえず、齊か楚につかふるであらう、左やうにあつては、○其 晋の病となつて差えぬではあるまいか、

親親與大賞共罰否、所以爲盟主也、子其圖之、諺曰、臣一主二、

【註】言一臣必有二主、道不合得去事他國、親したしき家門をしたしみ、大國にはくみし共をなすを賞美し、不共な國を罰するは盟主の所行ともはる、○子 勘辨あられよとなり、○諺 臣が一人あれば主は二人あると云ことわざもあるなり、これは心にあはぬときは去て他の主につかふると云ことなり、

吾豈無大國、

【註】言非獨晉可事、晋 われ何しに晋のみを大國とせんや、外にもつか

ふる大國はあると云たなり、
穆子告韓宣子、且曰、楚滅陳、蔡不能救、而爲夷執親將焉、用之、乃歸季孫、惠伯曰、寡君未知其罪、合諸侯而執其老、

【註】老、尊卿稱、穆 楚が陳蔡の國をほろぼしたときも、見て居てえずくはすして、又夷のために親類の國の卿をとらふると云ことは、何の益もないことであると云た、○乃

そこで季孫をかへすつもりになりて、勝手にかへれと云わたした、○惠 この人が合點せずして云には、主人は何やうのつみがあると云ことを存せられぬ、つみの覺えがない、○合 しかるに諸侯會合の場において、その老職をとらへ玉ふた、

若猶有罪、死命可也、

【註】死、晉命也、若 いや／＼つみがありてとらへ玉ふならば、晋君

の命をもつてころし玉うてもくるしからぬ、
若日無罪、而惠免之、諸侯不聞、是逃命也、何免之爲、請從君惠於會、

【註】欲得盟會見遣、不欲私去、若 又つみがないと云て、惠を以て御免ありても、そのよしを諸侯がきかれいでは、命をまたずして逃れてかへりたと云であらう、○何 御免でかへりたとは申すまいとなり、○諸 ねがはくはこの上の御恩惠に諸侯の會をなされて、その會席においてゆるし玉ひ、つみのなきよしを諸侯へも披露なされて下されよと云た、

宣子患之、謂叔向曰、子能歸季孫乎、對曰、不能、鮒也能、

【註】鮒、叔魚、宣 事がむづかしいゆゑにこまりた、○謂 叔向が右のとほりに惠伯がねだりては、私の手ぎにはま

【註】鮒、叔魚、

いらぬ、○鮒 弟の叔魚が辯舌ではかへらせうと云た、
乃使叔魚、叔魚見季孫曰、昔鮒也得罪於晉、君自歸於魯、君、

【註】蓋襄二十一年、坐叔虎與欒氏黨、并得罪、乃 しからばと云て、叔魚をつかはした、○叔 季孫に逢うて云には、昔し拙者こと晋君につみをえたと云、國を逐いだされて魯君の方に歸し御せわになり

た、
微武子之賜、不至於今、

【註】武子、季平子祖父、微 そのときに足下の祖父武子の御恩がなかりせば、今このやうに無事では居まい、

雖獲歸骨於晉、猶子則肉之、敢不盡情、歸子而不歸、鮒也、聞諸吏、將爲子除館于西河、
【註】西、使近河、

雖。骨は晋へかへつても、足下の肉を付て玉はつたやうなものなれば、○敢。その恩報じに足下へ實情をつくさずには居られぬ、これによつて内證のことなれども、御はなし申す、○歸。足下にかへられよと云ても、かれこれ云てかへられぬに付て、その手當をするとなり、○鉶。拙者がそのことを役人どもよりうけたまはつたには、とても足下かへられぬ體なれば、足下のために西の方河水の邊の屋敷を掃除し揚牢に入れておくこと云ことなり、

其若之何、且泣、

【註】泣、以信其言、

左やうになりたらば、もはやかへさぬつもりにさだめたとみゆるが何とせうとて、眞實貌に泣てみせた、

平子懼、先歸、惠伯待禮、

【註】待、見遣之禮、

平。季氏が大におどろきて、これはたまらぬと云て、早々惠伯よりさきへかへりたとなり、○惠。惠伯は送りかへさるゝ禮がそなはらねば歸らぬと云て、待て居たとなり、

【經】十有四年、春意如至、自晋、

【註】書至者、喜得免、

魯へ歸た、

三月、曹伯滕卒、

【註】無傳、四同盟、

告文なり、

夏、四月、

【註】無傳、

秋、葬曹武公、

【註】無傳、

解に不及、

八月、莒子去疾卒、

【註】未同盟、

告文なり、

冬、莒殺其公子意恢、

【註】以禍亂告、不必繫於公卿、故雖公子亦書、

意恢與亂君爲黨、故書名惡之、告文なり、

【傳】十四年、春意如至、自晋、尊晋、罪己也、

【註】以舍族爲尊晋罪己、

尊晋罪己、禮也、

【註】禮、修己而不責人、

晋をたふとむために族を去てみづから罪した、そこを禮と云ふた、

南蒯之將叛也、盟費人、司徒、老

祁慮癸、

【註】二人、南蒯家臣、

季氏が臣で先年費を以てそむかんとして、費の人民とちかふた、○司。二人は南蒯が家臣で、司徒はつとめ方なり、官にはあらず、費の人物をつかさどる勤め方をするものである、この者どもは、

偽癘疾、使請於南蒯、曰、臣願受

【註】二人、南蒯家臣、

季氏が臣で先年費を以てそむかんとして、費の人民とちかふた、○司。二人は南蒯が家臣で、司徒はつとめ方なり、官にはあらず、費の人物をつかさどる勤め方をするものである、この者どもは、

偽癘疾、使請於南蒯、曰、臣願受

【註】二人、南蒯家臣、

季氏が臣で先年費を以てそむかんとして、費の人民とちかふた、○司。二人は南蒯が家臣で、司徒はつとめ方なり、官にはあらず、費の人物をつかさどる勤め方をするものである、この者どもは、

盟而疾興、若以君靈不死、請待、

【註】問、差也、

二人ともに當時出られぬ病氣なりと云て、虚病をかまへ南蒯へのねがひに、○曰。連判に出たく存すれども、疾がおこりてえまかり出ぬ、○若。君の御影で今しばらく保養をくはへて、死なずに居ましたらば、快氣いたし次第に早速出でちかひを受んと云たれば、

許之、二子因民之欲叛也、請朝、

衆而盟、

【註】欲、因合衆以作亂、

南蒯が許容したである、○二。兩人が内々で費の民の内に南蒯にそむきたがる者どもと因みておいて、

○請。さて出勤して南蒯へ云には、私も快くなりま

した上は、衆を朝せしめちかひませうと云た、これは

此事にかこつけて一味の者どもをあつむるでたてな

り、

遂劫南蒯曰羣臣不忘其君

【註】君謂季氏

遂。おもひの儘に人数をあつめて、さて南蒯を手ごめにして云には、群臣どもはこの領主季氏の恩をわすれぬなれども、

畏子以及今三年聽命矣子若弗圖費人不忍其君將不能畏子矣

【註】不能復畏子

畏。こなたの權威におそれて、以て今までは非道にしたがうて居て、○三。三年のあひだは云付をきいて居た、○子。こなた何れとも自分に分別をせられよ、はやく分別をきはめられずは、○費。費の者どもは君季氏にそむくにしのびぬゆるに、○將。其許をおそれぬやうにならう、

子何所不逞欲請送子

【註】送使出奔

子。どこでなりとも欲するところは存分にならう、この地ばかりにはかぎらぬこととなり、○請。何國へなりともしりぞかれよ、送りませうと云たである、是がさすが祁癸の二人などが主人ゆるにやはらかく云て立のかするであるなり、

請期五日

【註】南蒯請期冀有變

請。左あらば五日の内支度させてくれよと云てたのんだ、これはもし外よりのたすけでもあらうか、また何ぞ變でもあつて民の服することもあらうかとまけをしみて五日みあはせたとみえる、

遂奔齊侍飲酒於景公公曰叛夫

【註】戲之

遂。しかれどもいよく民どもがそむいたゆる、是非なく齊へ立のいた、○侍。齊に居て、あるとき景公の酒宴に侍りたれば、○公。景公の座輿に、その方は謀叛人ぢやと云はれた、

對曰臣欲張公室也

【註】張強也

對。私は自分の慾にて謀叛つかまつりたではござらぬ、あまり季氏が權にはこりまするゆる、何とぞ國君の勢ひをつよくいたしたく存じて、企てたこととござると云た、

子韓皙曰

【註】齊大夫

子。齊の大夫が側に居て、

家臣而欲張公室罪莫大焉

【註】言越職

家中者の分として公室をつよくせんなど、云は、職をこえたことで、此上の大罪はあるまいと云た、

司徒老祁慮癸來歸費

【註】歸魯

司。二人が魯へ來て費を季氏へかへしたとなり、

齊侯使鮑文子致之

夏楚子使然丹簡上國之兵於宗丘且撫其民

【註】上國在國都之西西方居上流故謂之上

上國とは楚國の内の方を云なり、そのところの兵士を吟味して簡擇させ、その上民をのこらす撫育させられた、

分貧振窮

【註】分、與也、振、救也、分、貧なるものにはわかちあたへ、困窮したものはすくひ、

長孤幼、養老疾、收介特、

【註】介特、單身、民也、收養、不使流散、長、はやく親にはなれたる孤幼を成長させ、老病の者には手あてをして養をあたへ、○收、一人身のもののは流浪いたさぬやうにさせ、

救災患、宥孤寡、

【註】寬、其賦稅、救、災難にあたるものをすくひ、やもめやも男には年貢などを用捨し、

赦罪戾、詰姦慝、

【註】詰、責問也、赦、罪人をゆるし大赦を行ひ、○詰、わるものを僉議したし、

舉淹滯、

【註】淹滯、有才徳而未叙者、

亦如之、

【註】如、然丹、亦、上のとほりにした、

好於邊疆、

【註】結、好、四鄰、好、四方の鄰國とむつまじく好みを通ずるである、

息民五年、而後用師、禮也、

息、よく民をやすんじ國ををさめた、これはみなよい仕方であるなり、

秋、八月、莒著丘公卒、郊公不感、

【註】郊公、著丘公子、父の死去のとき子として哀感の體がなかつた、

國人弗順、欲立著丘公之弟庚、

與、

【註】庚、莒、共公、

【註】才能あつて召出されず、といこほりて居るものをあげもちひ、

禮新敍舊、

【註】新、遷、旅也、禮新、新參のものを手あつくとりあつかひ、舊きものは次第をたし、

祿勳合親、

【註】勳、功也、親、九族、祿、功ある者には祿をあたへて賞し、親類を和合せしめ、

任良物官、

【註】物、事也、任、良士を官に任じ、物官とはその者のつとまるべきことをかんがへてつとめさせる、

使屈罷簡東國之兵於召陵、

【註】兵、在、國都之東者、使、上ののは城西のことなり、これは東の方をえらま

國、父に不順なとてうとみはて、丘公の弟をたてんとした、

蒲餘侯惡公子意恢、而善於庚、

與、

【註】蒲餘侯、莒大夫茲夫也、意恢、莒、羣公子、蒲、莒の大夫の蒲餘侯が、公子の意恢と云をにくみて、庚與とむつまじくしたである、

郊公惡公子鐸、而善於意恢、

【註】鐸、亦羣公子、郊、公子鐸も郊公にくまれて中がわるい、意恢とは中がよいである、

公子鐸因蒲餘侯、而與之謀、曰、

爾殺意恢、我出君、而納庚、與許、

之、

【註】爲、下、冬、殺、意恢、傳、

公、兩人とも郊公をにくむ者ゆる、二人はかりて蒲

餘侯には意候をころさせ、公子鐸は郊公を逐出さうと云た、つひに庚與を納るゝ相談に成たなり、

楚令尹子旗有德於王、不知度、

【註】有、佐立之德、

德。は恩としてみるべし、子旗が當楚王をたすけて立たゆゑ、その恩徳があるゆゑ、吾は何を云ても王のゆるされぬと云ふことはないと云て、法度をしらぬ法外をはたらくなり、

與養氏比而求無厭、

【註】養氏、子旗之黨、養由基之後、

與、兩人なれ合て色々もとめて際限がないのであるなり、

王患之、九月、甲午、楚子殺鬬成、

然而滅養氏之族、使鬬辛居郟、

以無忘舊勳、

【註】辛、子旗之子、郟、公辛、

王。楚王も迷惑におもはれ、國のならばしが悪くな

るゆゑ、○九。子旗をころして黨の養氏をほろぼされたとなり、○使。子旗が子をたて、郟をあたへ、父の舊功はわすれぬと云ふことをしめされた、

冬、十二月、蒲餘侯茲夫殺莒、公

子意恢、郊公奔齊、公子鐸逆、庚

與於齊、齊隰黨公子鉏送之、有

賂田、

【註】莒、賂齊以田、

兼て云あはせたとほりにしたである、齊へしりぞいて居られた弟を召入れたである、○齊。庚與を莒へおくりたれば、まいなひに田をおくりて恩を謝せられた、

晉邢侯與雍子爭鄆田、

【註】邢侯、楚申公巫臣之子也、雍子亦故楚人、

兩人ともに楚より逃れ來て晉に居るものどもなり、知行處の田をあらそうて公事におよんだ、

久而無成、士景伯如楚、

同罪、施生戮死、可也、

【註】施行罪也、

邢侯が無念におもひ怒て、奉行をも相手をも朝にてころしたである、○宣。叔魚は叔向が弟なれば、きどくなから三人のつみは如何ぞと叔向に問た、○叔。これは三人ともに同罪としてよからうと云た、○施。しかる上は生て居るものには刑をほどこして罪に行ひ、死たるものどもには戮辱をくはへてよろしからん、

雍子自知其罪、而賂以買直、

也、鬻獄、邢侯專殺、其罪一也、已

惡而掠美、爲昏、

【註】掠、取也、昏、亂也、

雍。まづ雍子は自分にこれは予がつみなりと云ふことを知りながら、女を納れ賂を以て直を買ふとて、己れを理にしたらうた、○鬻。叔魚は公事を賣物にする云ものなり、○邢。邢侯は我まゝに人をころしたなり、その罪が一やうであるとなり、○已。己は非

【註】士景伯、晉理官、

久しくになれども決斷がすまぬである、○士。景伯は公事をさばく官なれども、折節楚へゆいたに付て、

叔魚攝理、

【註】攝、代、景伯、

叔。景伯が留守の内兼役させて公事をさばかせた、

韓宣子命斷舊獄、罪在雍子、雍

子納其女於叔魚、叔魚蔽罪、邢

侯、

【註】蔽、斷也、

韓宣子。右の舊き公事を決斷せよと命じた、○罪。段段僉議したれば、追々雍子がつみがあらはれて來

る○雍。負そうになつたゆゑ、自分の女を賂に叔魚へおくりた、○叔。こゝが色欲に迷ふところ、つひに罪を邢侯におつかぶせて非におとしたなり、

邢侯怒、殺叔魚、與雍子於朝、宣

子問其罪於叔向、叔向日、三人

にてありながら、手段にて理分にするを昏とす、
貪以敗官爲墨、

【註】墨、不潔之稱。

貪、賄をひさばりて役義をやぶるを墨とす、

殺人、不忌爲賊、

【註】忌、畏也。

殺、上をはからずして人をころすを賊とす、

夏書曰、昏墨賊殺、

【註】逸書三者皆死刑、

夏、三つともに死刑とある、

阜陶之刑也、請從之、乃施邢侯、

而尸雍子與叔魚於市、仲尼曰、

叔向、古之遺直也、

【註】言叔向之直、有古人遺風、

阜、これすなはち古へ阜陶の刑である、○請、この
とほりに致したいと云たなり、○乃、そこで邢侯に

は死刑をほどこし、二人の死骸をば市にさらしたと
なり、○仲、古人の遺風ある直なるものであるとな
り、

治國制刑、不隱於親、

【註】謂國之大問、己所答當也、至於他事、則宜
有隱、

治、國をさめ刑罰を制するに、弟なりとてその罪
をかぐさぬ、【注】大問は私の問でなく公けの問と云
こと、

三數叔魚之惡、不爲末減、

【註】末、薄也、減、輕也、皆以正言之、

弟のつみを云たて、少しもうすく輕くせぬである
なり、

曰、義也夫、可謂直矣、

【註】於義未安、直則有之、

曰、義と云てよからうや、義と云ては少しやすから
ぬところがあれば、直と云てはよいとなり、

平丘之會、數其賄也、

【註】謂言賄貨無厭、

平、これが三たび弟のつみをかぞへたことなり、平
丘の會にて賄をとりにかゝりたを、貨を瀆す者と有
のまゝに云て、

以寬衛國、晉不爲暴、歸魯季孫、

稱其詐也、

【註】謂言鮒也能、

衛の國をゆるくし安んじ、晋も暴をせぬやうになつ
た、○歸、季孫を魯へかへすと、弟の虚言を云た
て、鮒也能せんと云て、

以寬魯國、晉不爲虐、邢侯之獄、

言其貪也、以正刑書、晉不爲頗、

三言而除三惡、加三利、

【註】三惡、暴虐頗也、三惡、除、則三利、加、

魯をやすんじ晋にも虐をさせぬ、○邢、公事には弟
の貪を云て刑書をたし、晋に偏頗をさせなんだな
り、○三、三の惡をのぞき、三つの利にした、これは

【註】三惡、暴虐頗也、三惡、除、則三利、加、

魯をやすんじ晋にも虐をさせぬ、○邢、公事には弟
の貪を云て刑書をたし、晋に偏頗をさせなんだな
り、○三、三の惡をのぞき、三つの利にした、これは

【註】三惡、暴虐頗也、三惡、除、則三利、加、

よけれども、
殺親益榮、

【註】榮名益己、

殺、自分の親をころして吾が榮名をましたところに
少しきのどくな處があるなり、

猶義也夫、

【註】三罪唯答、宣子問、不可以不正、其餘、則以
直傷義、故重疑之、

猶、これでも義と云てよからうかと疑うての玉ふ
た、

【經】十有五年、春、王正月、吳子夷、

未卒、

【註】無傳、未同盟、

告文なり、

二月、癸酉、有事于武宮、籥入、叔、

弓卒、去樂、卒事、

【註】略書有事爲叔弓卒起也武宮魯武公廟成六年復立之內事なり

夏蔡朝吳出奔鄭

【註】朝吳不遠讒人所以見逐而書名告文なり

六月丁巳朔日有食之

【註】無傳

秋晉荀吳帥師伐鮮虞

告文なり

冬公如晉

解に不及

【傳】十五年春將禘于武公戒百

官

【註】齊戒

武宮にて禘の祭をせんとて百官に淨めをいましめ

梓慎曰禘之日其有咎乎吾見赤黑之祲非祭祥也喪氣也

【註】禘妖氣也蓋見於宗廟故以爲非祭祥也氣惡氣也

梓慎禘のまつりの日には何ぞとがめがあらうとなり○吾われこのごろ赤黒の惡氣のたつをみた○非これは吉祭のあるべき前表ではないこれは喪

の氣であるとなり

其在泄事乎

【註】泄臨也

其大方はそのかゝりの重役の人が死なるとであらうと云た

二月癸酉禘叔弓泄事籥入而

卒去樂卒事禮也

【註】大臣卒故爲之去樂

二禘をはじめたとき叔弓が御用がよりであつた

○籥 樂人も入て樂がはじまると云に及ぶとき叔弓が頓死した○去 卿の死んだに樂は奏せらるまゝいとて鳴りものをやめて祭事をすましたこれは禮ちやとなり

楚費無極害朝吳之在蔡也

【註】朝吳蔡大夫有功於楚平王故無極恐其有寵疾害之

朝吳は蔡の大夫で當楚王を世話にしてた男であれば楚王の追々寵せらるゝであらうとおもうてこれを妬みて

欲去之乃謂之日王唯信子故

處子於蔡子亦長矣而在下位

辱必求之吾助子請

【註】請求上位

蔡を逐ひいだすたくみをしたのである○乃 朝吳をあざむいて云には王には足下を一圖に信じて忠信と思召てござるゆるに子を蔡におき玉ふなり○子

されどもこなたもはや幼年でもないしかるに下位に居らるゝは辱である○必 何ぞ上位の官をねがはれよわれもともくに取りもちてねがつてやらうと云た

又謂其上之人

【註】蔡人在上位者

又 蔡にて吳より上位に居るものにむかつて云は

曰王唯信吳故處諸蔡二三子

莫之如也而在其上不亦難乎

弗圖必及於難夏蔡人逐朝吳

朝吳出奔鄭王怒曰余唯信吳

故實諸蔡且微吳吾不及此女

何故去之無極對曰臣豈不欲

【註】非不欲善吳

王。楚王はたゞ朝吳を信せらるゝに付て、蔡に居らしめらるゝなり、○二 各方もかれが寵遇にはおよばぬ、それにそのまゝにて上位に居られてはまた難事ではないか、○弗 今のうちにとりかはらはれずば、かならず難に及ばうと云たなり、○夏 げにもと云て、みなく云ひあはせて逐出した、○朝 鄭へしりぞきた、○王 楚王の無極にもかつて大にいかつて、余たゞ朝吳を信するゆゑに蔡においた、且彼がなくんば今とき吾こゝに及んで王とはえなるまい、しかれば恩ある朝吳なるに、汝何ゆゑにかれを去たとなり、○無 口給をもつて非をかざる、私何しに朝吳を欲すまいや、彼をたてゝおきたけれども、

然而前知其爲人之異也、

【註】言其多權謀、

然 しかれども昔よりかれが人がらのことなる、合點のゆかぬと云ことを知て居ますゆる、君のためを存してしりぞけました、

吳在蔡、蔡必速飛去吳、所以翦

其翼也、

【許】以鳥喻也、言吳在蔡、必能使蔡速強而背

楚、朝吳が蔡にあつては、蔡に羽が生へてすみやかに飛でまいらう、○去 只今吳を去ましたのは、そのつばさを切たでござると云た、これは鳥にたとへて後には吳が蔡をつよくして、楚にそむかうと存すると云こゝろであるなり、

六月、乙丑、王、太子壽卒、

【註】周、景王子、

周の太子の卒せられたなり、

秋、八月、戊寅、王、穆后崩、

【註】太子壽之母也、傳爲晉荀躒、如周葬穆后、起、

右の太子の御母公さまなり、

晉、荀吳帥師伐鮮虞、圍鼓、

【註】鼓、白狄之別、鉅鹿下曲陽縣、有鼓聚、

鼓と云城をかこんだなり、

鼓人或請以城叛、穆子弗許、左

右曰、師徒不勤、而可以獲城、何

故不爲、穆子曰、吾聞諸叔向曰、

好惡不愆、民知所適、事無不濟、

【註】愆、過也、適、歸也、

鼓 敵の内に裏がへりものが出来て、この城を以て降参せうと云た、○穆 承知せぬのである、○左 向より降参すれば、士卒も骨をらす、手をも出さず城を得ると云は、拔ぬ太刀の功名であるに、なせ同心し玉はぬと云た、○穆 否やさきだつて叔向にきいた言がある、すべて好みすると惡むとをあやまたぬ時は、民が適き歸するところを知るとなり、○事 左やうにさへなれば、萬事成就せぬと云ことはないものなりときいた、

或以吾城叛、吾所甚惡也、人以城來、吾獨何好焉、賞所甚惡、若

所好何、

【註】無以復加所好、

或もしこの方の城を以て敵へ降参するものがあらうならば、さだめて吾はなはだそれを惡むであらうとなり、○人 すれば向の人が城を以て來るとて、吾ひとりどうして好するものぞ、○賞 かのなはだ惡むべきものを賞したときには、好するものには何としたものであらうぞとなり、

若其弗賞、是失信也、何以庇民、

力能則進、否則退、量力而行、

吾不可以欲城、而邇姦所喪、滋

多、使鼓人殺叛人、而繕守備、圍

鼓、三月、鼓人或請降、使其民見

日、猶有食色、姑修而城、軍吏曰、

獲城而弗取、勤民而頓兵、何以

事君、穆子曰、吾以事君也、獲一邑、而教民怠、將焉用邑、邑以賈怠、不如完舊。

【註】完、猶保守。

若、それかとて、城を以て来たものを賞せずにおいは、信をうしなふと云ものなり、それでは民をかへる主とはならぬとなり、○力、兎角勝負は力量次第なり、見事せめるおぼえがあらば進てせめん、さもなれば退くであらうとなり、○量、兎角力をはかりて行ふがよい、城がほしいとて姦曲にちかづくことは望まぬ、○所、それでは却てうしなふ所が多きにいたらうと云て聞入れず、○使、鼓の方へ何某がうら切するぞと云ひ知らせて、その叛人をころさせ、さて随分要害を堅固にせよと云て、城をかためさせた、○圍、其の後三月があひだ城をかこんで居た、○鼓、城中も退屈して降参せうと云た、○使、穆子が城中の民を召出して、見えさせて顔色をみて、○曰、猶まだ兵糧もつきぬかして顔色がおとろへぬほどに、

今しばらくその方の城ををさめよと云たなり、○軍、軍目付が云には、降てもゆるさず、とらるゝ城をとらずして、民をつとめしめ辛勞させて兵をつからさるゝ、此では君への奉公がたぬと云たなり、○穆、われはかやうにして君への奉公にたつるなり、もし道理にたがうて一邑をえても、民に怠りををしへては、將たなんぞ邑をもちひんとなり、○邑、邑をとつて怠を買ふよりは、舊を全くしまりて邑のない方がまさるとなり、

賈怠無卒、

【註】卒、終也。

賈、怠をもとめては事がをばらぬ、

棄舊不祥、鼓人能事其君、我亦能事吾君、率義不爽、

【註】爽、差也。

棄、舊をうしなふやうになるは不吉である、○鼓、敵もよくその君につかへ、我もまたよく吾君につかへ義にしたがつて差はず、

好惡不愆、城可獲而民知義所、

【註】知義所在也、苟吳必其能獲、故因以示義、好惡あやまたずば自ら城をも得べし、また民も義のあるところを知るであらう、

有死命而無二心、不亦可乎、鼓人告食竭力盡、而後取之、克鼓而反、不戮一人、以鼓子戴鞮歸、

【註】戴鞮、鼓君名、

有、命に死でも二心さへなくば、またよいではあるまいかとなり、○鼓、敵の方より兵糧も盡き、まもる力もつきたと云て出て後にとつたとなり、○克、勝利を得てかへるまでに一人も人を害せなんだとなり、鼓の君をつれてかへつた、

冬、公如晉、平丘之會、故也、

【註】平丘會、公不與盟、季孫見執、今既得免、故往謝之、

晉、和したる禮にゆかれた、

十二月、晉、荀躒如周、葬穆后、籍談爲介、既葬、除喪、以文伯宴、樽以魯壺、

【註】文伯、荀躒也、魯壺、魯所獻壺樽、

葬りに會したれば、王が喪服をのぞき玉ひてのちに、文伯に宴をたまはりた、○樽、魯より献じたる樽に酒を盛りて出し玉ひた、

王曰、伯氏、諸侯皆有以鎮撫王室、晉獨無有、何也、

【註】感魯壺而言也、鎮撫、王室謂貢獻之物、

王、これは王の不圖この魯壺をみ玉ひて仰せらるゝなり、伯氏と召で、諸侯はみな王室を鎮撫して、それそれに貢物もあるに、晋にかぎりて何にもないは何ゆるぞとなり、

文伯捐籍談、

【註】文伯無辭、捐籍談、使對、

文。文伯は返答のことばが出なんだゆゑ、籍談にゆづりて勅答をいたせと云た、

對曰、諸侯之封也、皆受明器於王室。

【註】謂明德之分器、

對。疎忽なる勅答をしたのである、外々の諸侯の封せらるゝときに、みな明德の器を配分なされて、王室よりたまはる、

以鎮撫其社稷、故能薦彝器於王。

【註】薦、獻也、彝、常也、謂可常寶之器、若魯壺之屬、

以。それを寶物として以てその社稷を鎮撫いたすことなり、○故。それゆゑ諸侯よりも、常にもちゆべき器を王にたてまつるなり、

晉居深山、戎狄之與鄰、而遠于王室、王靈不及、拜戎不暇、

れば、○其。何として分物があるまいや、それ密須國の鼓と大路とのことは、周の文王の大蒐なされたるとき得玉ひたる名器である、

闕鞏之甲、武所以克商也、

【註】闕鞏國所出鏡、

闕。また闕鞏國の鏡は、周の武王の殷に克玉ひたるとき得玉ひたる寶器である、

唐叔受之以處參虛、匡有戎狄、

【註】參虛、實沈之次、晉之分野、

唐。晉の始封の唐叔がこの品々をみな拜領あつて、參虛の分野いまの晉に處しめ玉ひて、戎狄をたゞしたもたせ玉ひた、

其後襄之二路、

【註】周襄王所賜晉文公大路、戎路、

其。またその後周の襄王の御代にあつて戎路大路の二車と、

鍼鉞拒噎、

【註】言王寵靈不見及、故數為戎所加、陵、

晉。晉國の義は深山の中に居まして、戎狄にとりして王室には遠ざかり、王の御影はおよばずして、王室からも右の御分器もごさらず、又つねに戎にせびらかされて拜して居て、暇がござらぬ國なり、

其何以獻器、王曰、叔氏而忘諸乎、

【註】叔、籍談字、

其。何がござつて器を献上仕らうやと云た、○王。籍談をさし玉ひて、叔氏その方はわすれたるか、それは何を云ぞとなり、

叔父唐叔、成王之母弟也、其反無分乎、密須之鼓、與其大路、文所以大蒐也、

【註】密須、媯姓國也、在安定陰密縣、文王伐之、得其鼓、路以蒐、

叔父晉の唐叔は、吾が祖成王の御同母弟にてあり、

【註】鍼、斧也、鉞、金鉞、拒、黑黍鬯、香酒、

鍼。斧と金の鉞と拒鬯はくろきびの酒なり、

形弓虎賁、文公受之、以有南陽之田、

【註】事在僖二十八年、

形。あかき弓と虎賁の士卒と、以上の品は晉の文公が拜領いたされたる寶器である、○以。その上に南陽の田をたまはりたもちて、

撫征東夏、非分而何、夫有勳而不廢、

【註】加重賞、

東夏を撫征せしめ玉ひた、○非。これらは分物でなく何であらうとなり、○有。右の通り晉に勳功があれば廢せずして重賞をたまひ、

有績而載、

【註】書功於策、

有。績があれば策にのせて後世へつたへ、

奉之以土田

【註】有南陽

その上にも文公を寵し玉ふには南陽の土田を以て

撫之以彝器

【註】弓鉞之屬

撫 つねにもちゆべきの器をあてへ玉ひ、

旌之以車服

【註】襄之二路

旌 功をあらはすには二路をたまひ、

明之以文章

【註】旌旗

明 旌旗をたまはりて章を明し、

子孫不忘所謂福也福祚之不

登叔父焉在

【註】言福祚不在叔父當在誰邪

子。子孫にいたるまでわすれぬと云は、所謂福ではないか、○福。福祚においては叔父晋侯にあらすして外にたれにあらんや、

且昔而高祖孫伯鷹司晋之典籍以為大政故曰籍氏

【註】孫伯鷹晋正卿籍談九世祖

且。その上に、むかしその方先祖の孫伯鷹は晋の典籍をつかさどり、記録所にあつて以て大政を執行ふたゆゑに籍氏と唱ふる、

及辛有之二子董之晋於是乎有董史

【註】辛有周人也其二子適晋為大史籍鷹與之共董督晋典因為董氏董狐其後

及。その後周より辛有と云もの二子が、晋へゆいて大史となりて、晋の典籍を董したるにおよんで董史と云が出来た、

女司典之後也何故忘之籍談

不能對賓出王曰籍父其無後乎數典而忘其祖

【註】忘祖業

女。右のとほりなれば、その方は司典の後胤にありながら、何としてこれをわすれたぞと仰せられた、周には古實がのこつてあるゆゑに王まで委しい、こまつたものである、○籍。なまなかなことを云出して一言も返答が出なんだ、○賓。さて晋のものども、退出したあとにて、○王。後はたゆるであらう、典籍をかぞへたて、云ながら、その先祖のことをさへわすれたとの玉ひた、

籍談歸以告叔向叔向曰王其不終乎吾聞之所樂必卒焉今

王樂憂若卒以憂不可謂終王

一歲而有三年之喪二焉

【註】天子絕期唯服三年故后雖期通謂之三年喪

籍。晋へかへりてこのよしを叔向にかたつたれば、○叔。それは王も無難にはえ終り玉ふまいとなり、○吾。すべて人は自分のたのしみとてはてるものと聞およんだ、○今。いま王には憂ひをたのしみになさるゝからは、大方うれひをもつて卒玉ふであらう、それでは無難にははるとは云はれぬ、○王。そのゆゑは今王には一歳の内に三年の喪が二つまでありながら、

於是乎以喪賓宴又求彝器樂憂甚矣且非禮也彝器之來嘉功之由非由喪也三年之喪雖貴遂服禮也

【註】天子諸侯除喪當在卒哭今王既葬而除故譏其不遂

於。その中で葬會の賓をあつめて酒宴をなされ、○又。その上また獻上物をもとめ玉ふと云は、憂ひをたのしみ玉ふことはなほだしいなり、○且。その上

まづ第一非禮でもあるなり、○葬。つねの器を献上
することは、もと嘉功の慶事よりおこることにて、喪
より出るものではない、もとめ玉ふときがちがふた、
○三。三年の喪と云ものは、貴人と云へども服をと
げるが禮なり、

王雖弗遂宴樂以早亦非禮也

【註】言今雖不能遂服猶當靜嘿而便宴樂又
失禮也

王。たとひ喪はとげることはなされずとも、宴樂は
まだあまり早い、これ又非禮であるなり、【注】靜嘿
諸事物しづかになさる、皆である、

禮王之大經也一動而失二禮
無大經矣

【註】失二禮謂既不遂服又設宴樂
禮は王の大法なるを、一つの行ひにて二つの禮を失
なひ玉ひた、これでは大法はないなり、

言以考典

【註】考成也

言。ことばでは典籍をかながへ玉へども、

典以志經忘經而多言舉典將
焉用之

【註】爲二十二年王室亂傳

典。典籍は何なれば法をしるしたるものなり、○忘。
それに肝心の法はわすれて、多言に古實をのべ玉
ふた、左やうなことにては古實をあげ玉ひても、何の
用にならんやとそしつたなり、

【經】十有六年春齊侯伐徐

告文なり、

楚子誘戎蠻子殺之

告文なり、

夏公至自晉

廟告した、

秋八月己亥晉侯夷卒

【註】未同盟
告文なり、

九月大雩

解に不及、

季孫意如如晉

冬十月葬晉昭公

【註】三月而葬速

季孫がほうむりに會したなり、

【傳】十六年春王正月公在晉晉

人止公不書諱之也

【註】猶以取鄭故也公爲晉人所執止故諱不
書

鄭をとられたことがまだすまぬゆゑ、とらへた、魯の
恥ゆる、經には除いたなり、

齊侯伐徐

くはしきことは二月のところにある、

楚子聞蠻氏之亂也與蠻子之
無質也

【註】質信也

戎蠻の一族に亂があると、その君蠻子が信のないと
の二つのことに付て、

使然丹誘戎蠻子嘉殺之遂取

蠻氏既而復立其子焉禮也

【註】詐之非也立其子禮也河南新城縣東南
有蠻城

然丹に命じて、戎蠻子の名、嘉と云をだましてころさ
せたである、○遂。つひに一門を伐ちとつた、後に又
その子をたてた、是は禮であるなり、

二月丙申齊師至于蒲隧

【註】蒲隧徐地下邳取慮縣東有蒲如陔

正月出て徐へむかふた師が、この節蒲隧へいたつた
である、

徐人行成徐子及邾人莒人會

齊侯盟于蒲隧，賂以甲父之鼎。

【註】甲父，古國名，高平昌邑縣東南有甲父亭。徐人得甲父鼎以賂齊。

徐人降於付，和平成就於此。此地直にかふた、徐人がまいなひに、甲父と云國より出たる鼎を齊侯へおつたとなり。

叔孫昭子曰：諸侯之無伯，害哉。

【註】爲小國害。

魯國にての評判である、諸侯に伯長のないと云ものは、小國のはなはだ害であるとなり。

齊君之無道也，興師而伐，遠方會之，有成而還，莫之亢也。

【註】無亢，禦。

齊。今齊侯の徐をうたれたは何にも罪はないに、齊侯の無道を以て師をおこしてこれを伐ち、さて遠方にて會してかへらるれども、上にたつてふせぎ尤むるものが一人もない。

共恪、孔張、後至，立于客間。

【註】孔張，子孔之孫。

晋より鄭へ使者に來たるに付て、鄭伯のもてなしの用意をいたさるゝである。○子。子産が諸官人へいまして云には、苟にも朝廷に面々の位と云があつて、座席のさだめもあれば、不つゝかなことのないやうに、無禮のないやうにつゝしまれよと云た。○孔。孔張がおくれて來たれば、みな坐列がさだまつたあとであつたゆゑに、けろくとして客の間へ入りてたつた。

執政禦之。

【註】執政，掌位列者，禦止也。

執。座席をたす大目付が、こゝにはならぬと云て入れなんだ。

適客後，又禦之，適縣間。

【註】縣，樂肆。

適。しかられて客のうしろへゆきた。○又。目付がこゝにもならぬと云て入れなんだゆゑ。○適。樂器

無伯也。夫詩曰：宗周既滅，靡所止戾。正大夫離居，莫知我肄。

【註】詩，小雅戾，定也。肄，勞也。言周舊爲天下宗，今乃衰滅，亂無息定。執政大夫離居，異心無有，念民勞者也。

無。これと云も伯のないについてのことなるかな。○詩。これは周のおとろへをなげきたる詩である、天下の宗たる周もすでおとろへ滅びて、大きにみだれて止りさだまることなく、執政の正大夫も離居し二心があつて、我は民なり民をおもふ人もないといふが、

其是之謂乎。

【註】傳言晉之衰。

其。いま晋のおとろへの如きときを云たものであらうとなり。

三月，晉韓起聘于鄭，鄭伯享之。子産戒曰：苟有位於朝，無有不

のかけならべてある間へ入て座にいつた、

客從而笑之，事畢，富子諫。

【註】富子，鄭大夫諫子産也。

客。晋の客どもがこらへかねて笑ふた。○事。享の禮義もすみた後に、○富。鄭の大夫子産をいさめて云には、

曰：夫大國之人，不可不慎也。幾爲之笑，而不陵我。

【註】言數見笑，則心陵侮我。

夫。彼夫は大國の人であれば、○不。常々つゝしまねばならぬ。○幾。どうやら笑ふたやうすなり、それでは後には吾を侵しあなどるであらうとなり。

我皆有禮，夫猶鄙我。

【註】鄙，賤也。

我。この方には萬事禮がありてさへ、大國からは得手にいやしめてあなどるものなり、
國而無禮，何以求榮。孔張失位。

吾子之耻也、子産怒曰、發命之不衷、

【註】衷、當也、

國に禮がなくては何で國のさかえが出来ん、禮あればこそ國もさかゆるのである、○孔、それに孔張が座席をわすれたと云は、吾子の下知がわるいゆゑと云であらう、すれば吾子の耻であると云た、○子産が氣にあつて大きに怒つて云には、何ぞ上より命を發するとき、その云付があたらず非道なることでもあるか、

出令之不信、刑之頗類、

【註】緣事類以成偏頗、

出、または觸を出して信ならず、いつはりでも云ふか、○刑、刑罰をほどことに或は最偏頗でもしたか、

獄之放紛、

【註】放、縱也、紛、亂也、

獄、公事をさばくに我まゝやみだれたことをするか、會朝之不敬、

【註】謂國無禮敬之心、

會、或は會朝のときに無禮にて不敬なるか、使命之不聽、

【註】下不從上命、

使、下々が上の命にそむいてしたがはぬか、

取陵於大國、罷民而無功、罪及而弗知、僑之耻也、孔張、君之昆孫、子孔之後也、

【註】昆、兄也、子孔、鄭襄公兄、孔張之祖父、

取、または大國にあなどらるゝやうなことをとり出して、民を辛勞させて功もないか、又は罪の及ぶまで知らずに居るか、これ等のことがあらば拙者がはぢである、○孔、孔張は歴々で、先君の兄の孫なる子孔が名跡にして、

執政之嗣也、

【註】子孔嘗執鄭國之政、執政たる人の嗣子である、

爲嗣大夫、承命以使、周於諸侯、國人所尊、諸侯所知、立于朝而祀于家、

【註】卿得自立廟於家、

爲、今嗣大夫で居て君命をうけて四方へ御使にも行きて、國々の諸侯をも周くめぐりたる人なり、○國、左やうな家柄ゆる、一國の人にも尊敬せられ、諸侯へもしれたる人で、朝にもたち家に廟まであつて、先祖をまつる人であるなり、

有祿於國、

【註】受祿邑、

有、大祿をえて領地もあり、

有賦於軍、

【註】軍出卿賦百乘、軍には百乘の賦を出すほどの分限なり、喪祭有職、

【註】有所主、

喪、喪にも祭にも一分だちて職ある身上で、

受賑歸賑、

【註】受賑、謂君祭以肉賜大夫歸賑、謂大夫祭歸肉於公、皆社之戎祭也、

受、平士のならぬことで、君より賑の肉を拜領し、自分の肉を君へも献上する家なり、【注】社、社の戎祭と云うて出陳のまつりのことである、

其祭在廟、已有著位、在位數世、世守其業、而忘其所、僑焉得恥之、

【註】其祭在廟、謂助君祭、

廟へ入て祭に預るときには、吃と己がさだまつた席のある人なり、何れの柱より何れまでが大夫の席と

云やうに定席がある、○在。殊に代々位に居らるゝ家筋で、執政職はつとめねども溜り詰と云やうに位階の家なり、○世。代々その業をまもる人なり、しかるにその所をわするゝと云は、孔張の一分だちたる疎相と云ものである、○僑。どうして拙者が耻とすることがならんや、

辟邪之人、而皆及執政、是先主無刑罰也、

【註】言爲過謬者、自應用刑罰、

辟邪なる人があるたびに、その辟邪のつみがみな執政のあやまちにならば、先王の立おかれた刑罰はいらぬと云もので、無くてよいなり、左やうな過をたすための刑罰である、

子寧以他規我、

【註】規、正也、

子。今より、後子を規さるゝならば、外のことでたゞされよと云ふた、

宣子有環、其一在鄭、商、

【註】玉環同、工共、朴自共爲、

晋の韓宣子が好き環を所持して居た、○其。この宣子が環と同やうなる對の環が、鄭の商人の方に、一つあつたとなり、【注】同工と云は同細工なり、共朴とは朴は木地のこと、同木同作と云ことで、玉の性も作者もおなじことで、雙は對と云ことなり、

宣子謁諸鄭伯、

【註】謁、請也、

今度韓宣子が來てみて鄭伯へことわりて申受け度と云たである、

子產弗與、曰、非官府之守器也、寡君不知、子大叔子羽謂子產曰、韓子亦無幾求、

【註】言所求少、

子。子產が承知せずして云には、これは商人のものにて官府の守器でなければ、主人の存せぬ義であると云た、○子。兩人が言をそろへて子產をいさむる

である、韓宣子のさしてこれまで何を呉れよともめられたこともなく、天性稀々のたのみと云ひ、また晋の國もまだ二心ならず、むつまじくせねばならぬ間柄と云こと、

晉國亦未可以貳、晉國韓子不可偷也、

【註】偷、薄也、

晋。晋國では韓宣子が政をする人なれば、うすくせられぬ人である、すればしたしくするがよい、

若屬有讒人、交鬪其間、鬼神而助之、以興其凶、怒、悔之、何及、吾子何愛於一環、其以取憎於大國也、盍求而與之、子產曰、吾非偷晋、而有二心、將終事之、是以弗與、忠信故也、僑聞君子非無

賄之難、立而無令、名之患、僑聞爲國、非不能事、大字、小之難、無禮以定其位之患、夫大國之人、令於小國、而皆獲其求、將何以給之一共一否、爲罪滋大、

【註】滋、益也、

若。しかるに左やうにきぶく成されては、萬一讒人でもあり合せて、晋鄭のあひだをたがひに闘はしむるやうになり、鬼神も手つたうて韓子の怒をおこしたときには、後悔しても何ぞおよばんと、○吾。なせ一つばかりの環ををしまるゝぞ、左やうしては大國に憎まるゝ仕方なり、○盍。なせ環を買上げて宣子へあたへられぬと云た、○子。吾は晋の國をうすく疎略にして、二心ある心底ではない、○將。未永く晋につかへたく思ふによつて、それを與へぬなり、これは忠信の道にてまじはる心ゆるなり、○僑。君子は賄賂のなきを難事とはせぬ、たゞ立て令名のなきを以

てうれひとするなり、○僑。國をささむるは、大に事へ小をやしなふことのならぬを難しとするには非ず、○無。禮をそなへて以てその位をさだむることのないを患とするなり、○夫。大國の人が威權を以て小國に令し云付て、みなその欲するところを得ば、追々さまじく、なことを云付るであらう、○何。一々もとめらるゝ通りが、どうして畏まつて給せらるゝものであらうぞ、○一。もし一度はかしこまつて共し、また一度は否せず得共せぬと云たらば、○爲。いよく大なつみであらう、

大國之求、無禮以斥之、何蹙之有、吾且爲鄙邑、則失位矣、

【註】不復成國、

大國よりの求めは、禮を以てその理を説きて、禮を以てしりぞくるでなくては何の蹙足ることがあらん、際限あるまい、○吾。もし一々晋の御用をきいてつとむるならば、晋の領分の鄙邑と云ものになるのである、それでは一國と云國主の位をうしなふに至るであらう、

若韓子奉命以使而求玉焉、貪淫甚矣、獨非罪乎、出一玉以起二罪、吾又失位、韓子成貪、將焉用之、且吾以玉賈罪、不亦銳乎、

【註】銳、細小也、

若。今度宣子が君命を承つて、使に來て玉をもとむると云は、貪欲淫逸のはなはだしいなり、○獨。これも罪ではあるまいか、○出。一つの玉を出して以て二つの罪をおこすとなり、○吾。二罪は吾は位をうしなひ、宣子は貪りをなすことなれば、○將。双方のためにあしきことなり、用ひぬがよい、○且。玉を以て罪をあきのふと云は、また瑣細なることではないかと云た、

韓子買諸賈人、既成賈矣、商人曰、必告君大夫、韓子請諸子產、曰、日起請夫環、執政弗義、弗敢

復也、

【註】復、重求也、

韓。宣子が子産が合點せぬに付て、賈人と相對を以て買とするはずにして、○既。買とはあたひをきはめて、代金何ほどと相談が成就したである、○商。この商人が云には、これは大切なる賣物なれば、御上の御老中へとつけねばなりませぬと云た、○韓。宣子が子産に云には、前日拙者が夫の環を請ひたれば、足下には弗義と仰せられたに付て復とは申さなんだ、

今買諸商人、商人曰、必以聞、敢以爲請、子產對曰、昔我先君桓公、與商人皆出自周、

【註】鄭本在周畿內、桓公東遷、并與商人俱、しかる所に今これを商人と相談を以て買とするはずにいたしたれば、商人が申すには必ず上へ届けた上のことにせんと云となり、○敢。もしとつけねば、御世話ながらよろしくたのみますと云たである、○子。むかし我先君桓公までは周の畿内に在られまし

て、桓公の東方今この地にうつられまされたときに、この商人どもも周よりしたがうてまいりたれば周より出たる民で、

庸次比耦、

【註】庸、用也、用次更相從耦耕、

庸。上下序を以て比耦し、力をあはせて荒地を耦耕し、

以艾殺此地、斬之蓬蒿藜藿、而共處之、世有盟誓、以相信也、曰、爾無我叛、我無強賈、

【註】無強市其物、

以艾。この土地を艾りひらき、○斬。艸原を薙はらうて、○而。商農とともにこの處に住付て、鄭の國と云になつた、○世。世々君と民とたがひに盟誓があることにて、それを信じてまもるである、○曰。その約誓に、商人どもは上へ對してそむくことをいたすな、我方よりその方どもの商物をしひて押し買はせ

毋まい或ハ勾奪フ爾有利ニ市ニ寶賄ヲ我勿ケ與知リ恃リ此質誓ヲ故能相保シ以至ス于今ニ今吾子以好來辱シ而謂ハ敝ニ邑強奪フ商人是教ス敝邑背盟誓ス也毋乃不可乎ハ吾子得玉而失ハ諸侯必不爲也ハ若大國令而共ニ無ニ藝ス

【註】藝法也。

毋 何でも無理に取りうばふやうなことはせまいとなり、○爾 その方ども何ほど商賣の上で利潤のある寶賄があるとしても、この方は曾てかまふことはあるまい、○恃 この云ひかはせのちかひをたのみにしたゆゑに、よく相保てもつて、古より今に至て相續して居ます、○今 しかるに今吾子には好みをもつて來り辱くして、敝邑に仰せ付られて、しひて商人の

物をうばへとあるなり、○是 左あればこれは敝邑に盟誓をむけとをしへ玉ふのである、○毋 これとはよろしからぬではござらぬか、○吾 吾子たとひ玉をえ玉ふとも、諸侯の心をうしなふと云ことならば、よもや爲玉はぬであらう、○若 もし又大國より令を下されて、共する物品にさだまりたる法がなければ、

鄭鄙邑也亦弗爲也

【註】不欲爲鄙邑之事

鄭 諸侯とは云はれぬ、やはり晋の鄙邑で知行處もおなじことである、○亦 鄙邑のとほりには亦えいたさぬとなり、

僑若獻玉不知所成敢私布之

【註】布陳也

僑 右のわけゆゑに、私もし玉を獻じては物事の双方のつみと成りて、何の益にならぬことかと存するに付て、○敢 は、かりながら御内々にて申のべますと云たなり、

韓子辭玉曰起不敏敢求玉以テ微ニ二罪敢辭之ヲ

【註】傳言子產知禮宣子能改過

韓 屈服して玉をもとむることを止めて云には、拙者不調法ゆゑにしひて玉をもとめて、以て二つの罪を微めんとした、これは必ず相やめる、御ことわりを申すといふた、

夏四月鄭六卿餞宣子於郊

【註】餞送行飲酒

宣子が歸國いたすに付て、郊まで見送りに出て、餞別の酒宴をするのである、

宣子曰二三君子請皆賦起亦以知鄭志

【註】詩言志也

宣 君子達何と一詩づゝ賦し玉へ、拙者もうけたまはりて、御國の君子たちの志がしりたいと所望した、

子蠶賦野有蔓草

【註】子蠶子皮之子嬰齊也野有蔓草詩鄭風取其邂逅相遇適我願兮

子 思ひよらず御目にかゝりて、我元よりのねがひにかなふと云ふ詩を詠じた、

宣子曰孺子善哉吾有望矣

【註】君子相願己所望也

宣 さても君子のよくこそ申されたれ、吾ものぞんで居たところに御目にかゝりてよろこぶと云た、

子產賦鄭之羔裘

【註】言鄭別於唐羔裘也取其彼己之子舍命不渝邦之彥兮以美韓子

子 まことに一國の篤實の彦と云ことで、宣子が賢をほめたなり、

宣子曰起不堪也

【註】不堪國之司直

宣 拙者は左やうなものではないに、迷惑なる御ほ

めかなと云た、

子大叔賦褰裳

【註】褰裳詩曰子惠思我褰裳涉溱子不我思豈無他人宣子思己將有褰裳之志如不我思亦豈無他人

子 これはこの方を思召て下さるゝならば、衣を褰て溱水でもわたりてまいらうけれども、思ても下されぬならば外にも人はあると、淫奔の詩なれども言の意を轉じて、宣子が鄭をめぐんで玉はらは、川をわたるの志もあれども、思はれずば外にも従ふべき伯はあると云の心を云たなり、

宣子曰起在此敢勸子至於他人乎

【註】言己今崇好在此不復令子適他人宣子言己今崇好在此不復令子適他人宣子は敢て子をつとめしめて他人へやらぬと云たのである、

子大叔拜

【註】謝宣子之有鄭 宣子が鄭をおもふと云たを、かたじけないと云て拜したとなり、

宣子曰善哉子之言是

【註】是褰裳 宣 善哉子のこの詩を賦し玉ふこと、

不有是事其能終乎

【註】韓起不欲令鄭求他人子大叔拜以答之 所以晉鄭終善 不 かやうでなくては未々むつまじくは終らぬであらうものをと云た、

子游賦風雨

【註】子游 駟帶之子 駟偃也 風雨詩取其既見君子云胡不夷 今君子をみて夷ならざらんや、心もゆうくとしたりと云たなり、

子旗賦有女同車

一致して居るなり、

皆昵燕好也

【註】昵親也 賦不出其國以示親好 皆 さて詩の心もみな燕樂し好をむすぶ詩なり、

二三君子數世之主也

【註】我將詩頌取其日靖四方我其夙夜畏天之威言志在靖亂畏懼天威 二 民の主たること代々ならん、○可 氣つかひはないと云た、○宣子 みなくへ馬をおくつて謝詩を賦したのである、吾はたゞ四方の國々をやすんじて、夙夜天の威をおそれてあるとなり、これのみを事とするに云ふこと、

子產拜使五卿皆拜曰吾子靖亂敢不拜德

宣子私覲於子產 以玉與馬曰子命起舍夫玉是

【註】子旗、公孫段之子、豐施也、有女同車、取其美且都、愛樂、宣子之志、宣子の志は洵に美にして且みやびやかなと云た、

子柳賦澤兮

【註】子柳、印段之子、印癸也、澤兮詩取其倡予和女、言宣子倡己將和從之、子 私を倡はんとの思召もござるならば、御供いたさんと云た、

宣子喜曰鄭其庶乎

【註】庶幾於興盛 宣 宣子よろこんで、鄭はおこるに近からうとなり、

二三君子以君命貺起賦不出鄭志

【註】六詩皆鄭風故曰不出鄭志 二 どなたにも君命を以て拙者へたまはるに、その詩は鄭風ばかりを賦し玉ふなれば、各合體にて心が

賜我玉而免吾死也敢不藉手以拜

【註】以玉馬藉手拜謝

子。思召の辱を拜して、五人の卿にも拜せしめ、○吾さて世をやすんせんとの玉ふ御言は、拜せねばならぬと云た、○宣。内々で子産に逢て、玉と馬とおくりて云には、足下が拙者の彼の玉環をもとむることを止めさせ玉ひた、これ畢竟我に玉をたまうて、吾死をまぬかれしめられたも同前なりと云て、失をすくふてくれたをよろこんで、○敢。これに付ては手を藉きつがねて御禮を申さいではならぬと云た、

公至自晉

【註】晉聽公歸

晋に止めおきしが、只いまゆるして歸した、

子服昭伯語季平子

【註】昭伯、惠伯之子、子服回也、隨公從晉還、魯侯にしたがうて晋に居たが、歸て季氏へかた

九月、大雩、旱也

魯で雨乞をして、

鄭大旱、使屠擊祝款豎柎有事於桑山

【註】三子、鄭大夫有事祭也

三人の大夫を桑山と云ふ山へつかはして、雨乞の祭をせよと云付た、

斬其木、不雨、子産曰、有事於山、斲山林也

【註】斲、養護令繁殖

斬。何ゆゑにてあつたか、大分山の木をきりあらした、○不。雨がふらなんだ、○子産。山をまつると云は、山をやしなひ山林の長茂するやうにこそすべきものなれ、

而斬其木、其罪大矣、奪之官邑

しかるを却て木をきると云は不届な、これ大罪なり

るには、

曰、晋之宮室、其將遂卑矣、君幼弱、六卿彊、而奢傲、將因是以習、習實爲常、能無卑乎、平子曰、爾幼惡識國

【註】昭伯尙少、平子不信其言

晋の公室は衰へて卑くなるであらう、君はまだ幼弱なに、六卿のものどもはつよくて奢りたかぶる、○將これがくせになりて、追々高ぶるならはしになるであらう、○習。ならはしとなりては、後には常になりて来る、侈が平生となりては、○能。いやとも卑くならねばかなはぬ、○平。季氏が昭伯が言をとり上げぬなり、その方はまだ年のゆかぬことなれば、どうして國の存亡のことを知るものぞと云ふたなり、

秋、八月、晋昭公卒

【註】爲下平子如晉葬起

卒せられたなり、

と云うて官も知行もとり上げた、

冬、十月、季平子如晉葬昭公、平子曰、子服回之言猶信

【註】自往見之、乃信回言

卒せられたに付て葬會にゆいた、○平。先達て昭伯が言を幼弱なもの、云ふことなればと云て信せなんだが、吾いま晋のやうすをみてあれば、成ほど回が云たとほりにて、いつはりはない、公室は卑くならうとなり、

子服氏有子哉

【註】有賢子也

子。昭伯は若年なれども智あるものである、子服氏にはまことによい子をもたれた、未だのもしいと云た、

【經】十有七年、春、小邾子來朝

魯へ來朝したなり、

夏、六月、甲戌朔、日有食之

【註】有賢子也

【經】十有七年、春、小邾子來朝

魯へ來朝したなり、

夏、六月、甲戌朔、日有食之

【註】有賢子也

【經】十有七年、春、小邾子來朝

魯へ來朝したなり、

夏、六月、甲戌朔、日有食之

【註】有賢子也

【經】十有七年、春、小邾子來朝

魯へ來朝したなり、

夏、六月、甲戌朔、日有食之

【註】有賢子也

【經】十有七年、春、小邾子來朝

魯へ來朝したなり、

解に不及、
秋、郟子來朝、

上に同じ、

八月、晉荀吳帥師滅陸渾之戎、
告文なり、

冬、有星孛于大辰、

【註】大辰、房心尾也、妖變非常、故書、
異なる星が出たなり、

楚人及吳、戰于長岸、

【註】吳楚兩敗、莫肯告負、故但書戰而不書敗、
也、長岸、楚地、

たがひに勝負があつたゆゑ、たゞ戰と計り書た、

【傳】十七年、春、小邾穆公來朝、公

與之燕、季平子賦采叔、

【註】采叔、詩小雅、取其君子來朝、何錫與之、以、
穆公、魯君子、

魯侯のもてなして、季氏がよしみの詩を賦した、君子
の來り玉ひたれども、何をか贈りまいらせんとなり、
穆公賦菁菁者莪、

【註】菁菁者莪、亦詩小雅、取其既見君子樂且
有儀、以答采叔、

【註】邾子の謝答に、君子をみたればたのしんで且儀
あるかなと賦した、

昭子曰、不有以國、其能久乎、

【註】嘉其能答賦、言其賢、故能久有國、

昭、この點がわるい、國を以てそれよく久きことあ
らざらんやと訓點すべし、久しく國をたもたるゝで
有らうと云ことなり、

夏六月甲戌朔、日有食之、祝史
請所用幣、

【註】禮、正陽之月、日食、當用幣於社、故請之、

魯の祝史が、これは正陽の月に日の食するは不吉な
れば、幣をもちひて祈禱をいたさうと云た、

昭子曰、日有食之、天子不舉、

【註】不舉、盛饌、

昭、叔孫も承知して、日食のあるときには天子には
盛饌をあげ玉はずして、

伐鼓於社、

【註】責羣陰、

社前に鼓を伐て羣陰をせめ玉ふ、これ天子の日食の
禮なり、

諸侯用幣於社、

【註】請上公、

諸、諸侯は社に幣をさへげてまつり、

伐鼓於朝、

【註】退自責、

朝廷にて鼓をうつて自ら不徳をせめらるゝ、これ諸
侯の日食のまつりであるなり、

禮也、平子禦之、

【註】禦、禁也、

これが古禮なれば行ふたがよからんと云、○平、季
氏が兩人の云分を禦て、

日、止也、唯正月朔、慝未作、日有

食之、於是乎有伐鼓用幣、禮也、

其餘則否、大史曰、在此月也、

【註】正月、謂建巳正陽之月也、於周爲六月、於

夏爲四月、應陰氣也、四月、純陽用事、陰氣未動、
而侵陽、災重、故有伐鼓用幣之禮也、平子以爲
六月非正月、故大史答言在此月也、

日、止めておかれよとなり、○唯、たゞ正月の朔に、

陰氣のおこらぬときに日食のあるときは、鼓をうち
幣をもちゆるが古禮であるなり、その餘の月なれば
左やうにせでもよいと云た、○大、その正月と申す
が、すなはちこの六月のことと云ると云たなり、正
月は正陽の月と云ことで六月を云なり、

日過分而未至、

【註】過春分而未夏至、日、日が春分を過ぎて、また夏至にならぬに日食すれば、

三辰有災、

【註】三辰、日月星也、日月相侵、又犯是宿、故三辰皆爲災、

日月が相侵して宿りを犯すによりて、三辰ともにわざはひがあるゆゑ、

於是乎百官降物、

【註】降物、素服

於、このときには百官有司服色のかざりを降して素服し、

君不舉、辟移時、

【註】辟、正寢、過日食時、

君は盛饌をあげ玉はず正寢へしりぞきて、日食のときをすし玉ふ、

樂奏鼓、

【註】伐鼓、

樂、樂人は鼓をうち、

祝用幣、

【註】用幣於社、

祝は幣を社にもちひ、

史用辭、

【註】用辭以自責、

史官は自分の職なれば、君にかはりてその罪を云たて、文辭をさうげて自らせむるとなり、

故夏書曰、辰不集于房、

【註】逸書也、集、安也、房、舍也、日月不安、其舍則食、

故、書經に辰が星のやどりに不安とある、房はやどりなり、これ日食のことなり、

瞽奏鼓、

【註】瞽、樂師、

瞽、このとき樂師は鼓をうち、

齊夫馳、庶人走、

り、

秋、鄭子來朝、公與之宴、昭子問焉、曰、少皞氏鳥名官、何故也、

【註】少皞、金天氏、黃帝之子、已姓之祖也、問、何故、以鳥名官、

魯侯の享宴いたされたなり、○昭、昭子が鄭子へ問ふに、むかし少皞氏の代に、官人の名目を鳥にかたりて名付玉ひたは何ゆゑぞと問たなり、これ鄭子が先祖のことゆゑ問た、

鄭子曰、吾祖也、我知之、昔者黃帝氏、以雲紀、故爲雲師、而雲名、

【註】黃帝、軒轅氏、姬姓之祖也、黃帝受命有雲瑞、故以雲紀、事、百官師長、皆以雲名爲號、縉雲氏、蓋其一官也、

鄭、吾が先祖のことなれば存じて居るから、物語をいたさう、○昔、黃帝は雲を以て紀し玉ひたゆゑに、黃帝の百官を雲師とも云た、雲を名とし玉ふゆゑと

【註】安君之災、故曰有異志、

平、季氏がもちひなんだ、○昭、季氏が前をしりぞいて云には、夫子季孫には異心があるとみゆる、日食は君へかゝりたることを、君を君とせぬゆゑに祭をせまいと云ふなり、これは異心あるに極たと云たな

異志、不君、君矣、

【註】安君之災、故曰有異志、

平、季氏がもちひなんだ、○昭、季氏が前をしりぞいて云には、夫子季孫には異心があるとみゆる、日食は君へかゝりたることを、君を君とせぬゆゑに祭をせまいと云ふなり、これは異心あるに極たと云たな

平、季氏がもちひなんだ、○昭、季氏が前をしりぞいて云には、夫子季孫には異心があるとみゆる、日食は君へかゝりたることを、君を君とせぬゆゑに祭をせまいと云ふなり、これは異心あるに極たと云たな

炎帝氏以火紀故爲火師而火名

【註】炎帝神農氏姜姓之祖也亦有火瑞以火紀事名百官

共工氏以水紀故爲水師而水名

【註】共工以諸侯霸有九州者在神農前大皞後亦受水瑞以水名官

太皞氏以龍紀故爲龍師而龍名

【註】大皞伏犧氏風姓之祖也有龍瑞故以龍

命官

大伏犧氏は龍の瑞を以て紀せられたゆゑに龍師として龍を以て官に名づけた

我高祖少皞摯之立也鳳鳥適至故紀於鳥爲鳥師而鳥名鳳鳥氏歷正也

【註】鳳鳥知天時故以名歷正之官

我わが元祖少皞摯の立玉ひたときに折ふし鳳鳥がいたつたに付て鳥にかたどりて紀して鳥師と云た鳥を以て官名としたとなり○鳳鳥氏と云官は歷正と云て曆を正すことをつかさどる陰陽察なり鳳鳥は天の時をしるゆるにかたどりたなり

玄鳥氏司分者也

【註】玄鳥燕也以春分來秋分去

玄玄鳥氏と云官は春分秋分の政をつかさどるこれ燕の來ると往くとときのゆるなり

伯趙氏司至者也

鵙鳩氏司馬也

【註】鵙鳩王鵙也而有別故爲司馬主法制

鵙後世云司馬の官にて法をつかさどる鳥の性にかたどるなり

鳩鳩氏司空也

【註】鳩鳩鳩也鳩鳩平均故爲司空平水土

鳩平均なる鳥ゆゑに後世の司空の官にて水土を平らかにすることをつかさどらせられたである

爽鳩氏司寇也

【註】爽鳩鷹也鷹故爲司寇主盜賊

爽爽は鳥をとるゆる盜賊をとる司寇の官とした

鷦鷯氏司事也

【註】鷦鷯鷦鷯也春來冬去故爲司事

鷦鷯鳥の性にかたどつて春冬の官とした

五鳩鳩民者也

【註】鳩聚也治民上聚故以鳩爲名

伯趙伯勞也以夏至鳴冬至止

青鳥氏司啓者也

【註】青鳥鷦鷯也立春鳴立夏止

青春の啓發として立春より立夏までの政事をつかさどる春官のことを云ふこれは鷦鷯のなくときなり

丹鳥氏司閉者也

【註】丹鳥鷦鷯也立秋來立冬去入大水爲

歷上四鳥皆歷正之屬官

丹天地の閉るときで立秋より立冬までのことを司るこれは丹鳥のなくときなりこれまでの四官を上

祝鳩氏司徒也

【註】祝鳩鷦鷯也鷦鷯孝故爲司徒主教民

祝司徒は民をささむる官にて祝鳩は孝ある鳥ゆゑ民に孝道をしふることをつかさどるなり

五。鳩を集むると訓むにかたどつて、民ををさめてあつめる官とするなり、五人あるとみゆる、此にて五と云、

五雉爲五工正

【註】五雉、雉有五種、西方曰鷩雉、東方曰鷩雉、南方曰翟雉、北方曰鷩雉、伊洛之南曰翟雉、五雉に五種あるなり、五の内匠の頭と云こととで五工正と云た、

利器用、正度量、夷民者也

【註】夷、平也、利器物の用を利し、升目秤目を正し、民を平にすることをつかさどるなり、

九扈爲九農正

【註】扈有九種也、春扈、鷩扈、夏扈、鷩扈、秋扈、鷩扈、冬扈、鷩扈、棘扈、鷩扈、行扈、鷩扈、宵扈、鷩扈、桑扈、鷩扈、老扈、鷩扈、以九扈爲九農之號、各隨其宜、以教民事、九扈と云鳥に九種あるに付て、九人の農正と云官

仲尼聞之、見於郟子、而學之

【註】於是仲尼年二十八、仲、孔子のこのことを聞玉ひて、郟子に逢玉ひて師として、職原の古實をまなび玉ふた、

既而告人曰、吾聞之、天子失官、學在四夷、猶信

【註】失官、官不修其職也、傳言聖人無常師、既、さての玉ふには、吾が聞たに、天子に官の面々の職分をわすれ失へば、學はみな四方の夷に在ると云ことなり、今おもへば猶信なりとの玉ひた、周より郟子がつまびらかに知て居たである、細川幽齋が古今の傳授を天子へ相傳申し上たやうなものである、

晉侯使屠蒯如周、請有事於雒、與三塗

【註】屠蒯、晉侯之膳宰也、以忠諫見進、雒、雒水也、三塗、山名、在陸渾南、晉侯の以前膳番たりし屠蒯を使者として、周へつか

をさだめて、その宜しきにしたがうて、民のことををしへさせたであるとなり、

扈民無淫者也

【註】扈、止也、止民使不淫放、扈、民の淫放なるを止め制するの官としたものなり、

自顓頊以來、不能紀遠、乃紀於近、爲民師、而命以民事、則不能故也、

【註】顓頊氏、代少皞者、德不能致遠瑞、而以民事命官、自顓頊よりは徳が下り奇瑞がなかつたゆゑ、遠瑞を以て官に紀することかならず、たい手ぢかい民事を以て、百官を民師として命するにも、直に民の事ではつかさどれば、大史と云、卜筮をつかさどるを卜氏と付た、これは遠きをいたすこと能はざるゆゑであるとなり、

はして、雒水と三塗山に於て、大祭が仕たいと届けられた、

萇弘謂劉子曰、客容猛、非祭也、其伐戎乎、陸渾氏甚睦於楚、必是故也、君其備之、乃警戎備、

【註】警、戒以備戎也、欲因晉以合勢、萇、周の智者萇弘が劉公へ云には、客の容貌が猛くみゆれば、祭と云ては來たれども、あれは祭のことではない、○其、三塗山の下の戎を伐つてはだてとみえた、陸渾氏の戎がはなはだ楚へむつまじくするゆゑ、必これを憤て伐つであらう、○君、要心をいたされよと云たなり、もし晉が伐つならば周も騒動するゆゑ、○乃、そこで士卒の備へをさだめた、

九月、丁卯、晉荀吳帥師、涉自棘津

【註】河津名、九、はたして軍兵をひきゐて棘津と云渡しを越し、

使祭史先用牲于雒陸渾人弗知師從之庚午遂滅陸渾數之以其貳於楚也陸渾子奔楚其衆奔甘鹿

【註】甘鹿周地

さて祭史の官に、まづ牲を雒水の神にもちひて、祭の體をさせた、○陸。己が伐る、ことは夢にも知らず、油断して居た、○師。軍兵がそこを付けこんだ、○庚。つひにはろばして數むるに、何ゆる楚にしたがふたぞと云た、○陸。君の陸渾子は楚へたちのく、臣民は周の甘鹿へしりぞいた、

周大獲

【註】先警戎備故獲

周。兼てそなへをして居たところへ落來たゆゑ、こ

とくくとりへたとなり、
宣子夢文公攜荀吳而授之陸

渾故使穆子帥師獻俘于文宮

【註】欲以應夢

宣。この軍の前に、晋の韓宣子が或夜のゆめに、文公の荀吳をつれて陸渾をさづけ玉ひたと見たとなり、○故。夢にあはせて師を引まはさせたれば勝た、これによつて俘を文公の廟へ獻じたなり、

冬有星孛于大辰西及漢

【註】夏之八月辰星見在天漢西今孛星出辰西光芒東及天漢

辰のやどりに彗星があらはれて、西より出で、餘光が天漢まで及んだとなり、

申須曰彗所以除舊布新也

【註】申須魯大夫

申。魯の大夫がみて云には、彗星は舊きを除ひすて、新きを布き示すものであるとなり、

天事恒象

【註】天道恒以象類告示人

天。天道はつねに象をあらはして、人に告しめすものとなり、

今除於火火出必布焉諸侯其有火災乎

【註】今火向伏故知當須火出乃布散爲災

今除。いま火星がかくれかゝりたるとき、舊をはらふ象あれば、火星が出たらば必ずあらたに火を布ちらすならん、しからば諸侯の中にならず火災がある象とみゆると云た、

梓慎曰往年吾見之是其徵也

【註】徵始有形象而徵也

梓。成ほど先年すでに彗星のさざしがあつた、しかるに當年このとほりに彗星があらはれた、されば去年みえたのはいよくこの徵しであるなり、

火出而見

【註】前年火出時

火。前年の火星が出て彗の兆しがみえ、

今茲火出而章必火入而伏

【註】隨火沒也

今。今年火星が出るとき、章と明白に孛星となつた、○必火。火星が入るとこの彗も没し伏すであらう、

其居火也久矣

【註】歷二年

其。しかれば火星に彗星がやどりて居ることが、もはや久しいあひだで出入り二年なり、

其與不然乎

【註】言必然也

其。必其通りなれば、

火出於夏爲三月

【註】謂昏見

火。火星の出る時は夏の代では、寅の月を歳首とする故三月に當る、

於商爲四月於周爲五月夏數

得天

【註】得天正

於殷では四月とし、周では五月とした、夏の数は天の正をえた、

若火作、其四國當之、在宋衛陳鄭乎、宋大辰之虛也、

【註】大辰、大火、宋分野、

もし火災がおこらば、四國が災にあたらうとなり、その四國は、○在。宋衛陳鄭の國々なるべし、そのわけは宋は大火星の分野なり、

陳大睥之虛也、

【註】大睥居陳木火所自出、

陳は大睥星の分野で木なれ共、木は火の出所である、

鄭祝融之虛也、

【註】祝融高辛氏之火正居鄭、

皆火房也、

【註】房舍也、

これみな火に縁のあるところなり、

星孛及漢、漢水祥也、

【註】天漢水也、

星。彗星が天漢に及ぶとあれば、漢は水の祥である、

衛顓頊之虛也、故爲帝丘、

【註】衛今濮陽縣昔帝顓頊居之、其城內有顓頊冢、

衛の國はむかし帝顓頊の居玉ひたる跡ゆゑに帝丘と云、

其星爲大水、

【註】衛星營室營室水也、

其衛の分野は營室星と云て水星である、水星なれば害はないかと云へば、

水火之牡也、

【註】牡雄也、

水。水は火の牡で敵偶なり、

其以丙子若壬午作乎、水火所

以合也、

【註】丙午、火壬子、水水火合、而相薄、水少而火多、故水不勝火、

其丙子と壬午との日におこるであらう、これ水火の縁ある日なり、

若火入而伏、必以壬午、

【註】尙未知、今、李星當復隨、火星俱伏、不、故言若、

若。火星が入りていよく、彗星が伏せば、必ず壬午の日を以て火災がおこらん、

不過其見之月、

【註】火見、周之五月、

不。火星のみゆる月にはすぎまいと云た、

鄭裨竈言於子產曰、宋衛陳鄭將同日火、若我用瓘斝玉瓚、

鄭必不火、

【註】瓘、圭也、斝、玉爵也、瓚、勺也、欲以禳火、鄭、これも別にかんがへたとみゆる、四國同日に火災のある前表がある、○若。品々の玉を以て祈禱したらば、鄭の火災はのがる、と云た、

子產弗與、

【註】以爲天災、流行、非禳所息、故也、爲、明年宋衛陳鄭災、傳、

子。天の流行は祈ではゆかぬこと、と云うて、許容せぬなり、

吳伐楚、陽句爲令尹、卜戰、不吉、

【註】陽句、穆王曾孫、令尹子瑕、

吳國より楚を伐たるときに、楚には陽句と云ものが令尹となりて居た、戦ては吉凶如何と云うたらば、不吉と出た、

司馬子魚曰、我得、上流、何故不吉、

【註】子魚、公子魴也、順江而下、易用勝敵、

司。この方は流の上に居ることをえられたれば、流にしたらがうて下らば、何ゆゑに克ざらん、しからは不吉と云ことはあるまい、

且楚故司馬令龜我請改卜令日魴也以其屬死之楚師繼之尙大克之吉

【註】得吉兆

且。その上舊例は司馬が卜するとなれば、拙者が今一度龜に令してみんと云て、○我。いま一往改めつたなり、○令。その言に、われ今屬軍を率ゐて討死せん、其跡より楚の軍兵が引續てせめたならば、尙くは大にかたんと思ふと云て卜ふたれば吉と出た、

戰于長岸子魚先死楚師繼之大敗吳師獲其乘舟餘皇

【註】餘皇舟名

戰。それより出陳におよび、長岸にて吳軍とたゝかうて子魚は討死した、○楚。後詰の勢がついたれ

唯光之罪衆亦有焉請藉取之以救死

【註】藉衆之力以取舟

請。今度家につたはりたる先王の乘舟をうしなふたは、○豈唯。大將の吾一人のつみでもなく、諸軍兵もつみがあれば、○請。各の力を藉りてこれを取かへさう、左あれば死罪をすくひゆるさるゝと云た、

衆許之使長鬣者三人

【註】長鬣多鬣與吳人異形狀詐爲楚人衆

衆。これは尤なりと同心した、○使。軍兵の人物の中より鬣の長い男を三人すぐり出した、これは吳人とみえぬやうに、楚人にまぎらかすのはかりごとである、楚は鬣のながい國風なり、

潛伏於舟側曰我呼餘皇則對師夜從之

【註】師吳師也

潛。右の三人を舟の側に伏せて、番人にまぎれこま

ば、大に吳の兵をやぶつた、○獲。吳の乗り船の餘皇と云舟をうばふたとなり、

使隨人與後至者守之環而塹之及泉

【註】環周也

使。楚より屬國の隨人と後にいたりたる新手の兵に、此舟を守らせておいた、○環。その仕方は舟を取りめぐらして、四方に塹を掘て及泉まで深くして、

盈其隧炭陳以待命

【註】隧出入道

盈。隧は掘割の切通しを云、その中なり炭火を一杯つみて、陳をはりて命を待て居た、これは敵がひそかによせんかと心づかひして、ふせぐ手あてなり、

吳公子光

【註】光諸樊子闔廬

吳。吳の公子光は後に闔廬となつて、吳をたもちたる人である、この人が、

請於其衆曰喪先王之乘舟豈

せておいて、○我。この方より餘皇と呼だらば、あつと答へよと相圖を云あはせておいた、この三人の者どもは、後は何といたさるゝと云ことも知らず、その通りに云へばよいと心得て居たである、○師。吳の軍兵は夜中につめかけたなり、

三呼皆迭對

【註】迭更也

三。吳の軍中より餘皇と云て、此よりもかしこよりも呼だれば件の三人が番人の中より所々にて、あつと云て答へたである、

楚人從而殺之楚師亂吳人大敗之取餘皇以歸

【註】傳言吳光有謀

楚。楚の番人がこれはまぎれ者が入りこみたと云て、こゝでもとらへあそこでも執へて、ころすとてさわざたつて、楚の師が大にみだれた、○吳。そこを付こんで、吳人が大に攻やぶつて、つひには餘皇をもとりかへしてかへつたとなり、

春秋左傳卷二十四

【註】昭公盡二十一年

【經】十有八年春王三月曹伯須卒

【註】未同盟而赴以名告文なり

夏五月壬午宋衛陳鄭災

【註】來告故書天火曰災四月よりの告文なり

六月邾人入郕

【註】邾國今琅邪開陽縣告文なり

秋葬曹平公

葬會した

冬許遷于白羽

【註】自葉遷也畏鄭而樂遷故以自遷爲文告文なり

【傳】十八年春王二月乙卯周毛得殺毛伯過

【註】毛伯過周大夫得過之族

周の大夫に毛伯過と云ものが有てこの人の一族に毛得と云男があつたこのものが毛伯を殺して

而代之

【註】代居其位跡職となつた

莫弘曰毛得必亡是昆吾稔之日也修故之以

【註】昆吾夏伯也稔熟也修惡積熟以乙卯日與桀同誅

莫 毛得がたくみの通りには仕すましたれどもついくまい程なく亡ぶるで有らう如何と云に古昔夏の桀王の天下を治めたる時分の諸侯に昆吾と云

君があつて大分修てその惡が十分に熟したる上に亡びたこれが乙卯の日であつた

而毛得以濟侈於王都不亡何待

【註】爲二十六年毛伯奔楚傳今毛得もそのとほりにて周の都下に於て惡が募りて毛過をころしたる日も乙卯なれば亡びねばならぬと云た

三月曹平公卒

【註】爲下會葬見原伯起本告來た

夏五月火始昏見

【註】火心星黄昏に火星の出たを見出した

丙子風梓慎曰是謂融風火之始也

【註】東北曰融風融風木也木火母故曰火之始

丙 大風が起つたである○梓 東北の風を融風と云であるこれは木の主なる風なれば木生火故火の母とするゆゑに火の始と云なり

七日其火作乎

【註】從丙子至壬午七日壬午水火合之日故知當火作

七 此より七日後に火災が作るで有らうと云たなせなれば丙の日より七日目は壬に至る是水と火と合ふ日ゆゑに火のおこるを知たである

戊寅風甚壬午大甚宋衛陳鄭皆火梓慎登大庭氏之庫以望之

【註】大庭氏古國名在魯城內魯於其處作庫高顯故登以望氣參近占以審前年之言戊 三日目には彌風がつりた○壬 これが能く

書た文である、大の一字を入た故ますくつよく吹たと知るなり、○宋 果して四國が大火であつた、○梓 大庭氏と云は上代の國號なり、これは今魯國の城内になつて、そのところに府庫が建て、ある、それをやはり古名をとなへて、大庭氏之庫と云た、この上へ梓慎が登て氣を望で、【注】大 高顯とは城あとゆる、すつとたかくしてさし支もなく所々からよく見える場である、○參 近占とは上の融風のことを云た、眼近い占に參へて前年のことを審にしたのである、

日、宋衛陳鄭也、數日皆來告火、

【註】言經所以書、宋 案のごとく四國で有と云た、其後日を経て果して四國より告來た、

裨竈曰、不用吾言、鄭又將火、

【註】前年、裨竈欲用權等禳火、子產不聽、今復請用之、

これは火災のしづまりた後に及で、裨竈が云には、前年吾が玉を用て火災除けの祀りをせうと云ても用ひ

られなんだ故、此たびばかりではすまぬうへは、鄭も又々追付火災が作るで有らうと云た、

鄭人請用之、

【註】信竈言、鄭 是が人情の常にて、世間に火災があるを見て心がおくれて各裨竈が了簡に附て、火禦の祈りを行はふと云たなり、

子產不可、子大叔曰、實以保民也、若有火、國幾亡、可以救亡、子何愛焉、子產曰、天道遠、人道邇、非所及也、何以知之、竈焉、知天道、是亦多言矣、豈不或信、

【註】多言者、或時有中、子 中々動せぬ、○子 子產が悋慳で承知せぬと云らえて、大叔がいさめを云なり、すべて實を貯ると云は國民をたすけ保んとてのためである、此上若又

火災があつて多く焼失しては、國まで亡びんとするなり、その亡るゝことが救ひ止めらるゝことを、○子 なせわづかな實を惜まるゝぞと云た、○子 天道のことは遠く、人道は近いものである、○非 近い人道を以て、遠き天道を辨することは及ばぬことなれば、何を以て知るものが有らう、○竈 彼がどうして天道を知るものぞ、○是 全體此裨竈と云男は多言なものなれば、○豈不 此たびの火災のやうに、たまたま中には一つも云中ることも有りさうなものなり、これは何よ角よとさまぐなことを云中には、たまたま云あたることもあれども、それはまぐれ當りと云もので信するには足らぬことなり、

遂不與、亦不復火、

【註】傳言、天道難明、雖裨竈猶不足以盡知之、遂 つひに祭をさせなんだ、○亦 はたして其のちは火災もなく、中らなんだとなり、

鄭之未災也、里析告子產曰、將有大祥、

【註】里析、鄭大夫、祥、變異之氣、

鄭 まだ火災のないときに、里析と云大夫がこれも運氣を論ずるものと見えて、子產に向て云には、追付け大きな變異が起るであらう、

民震動、國幾亡、吾身泯焉、弗良及也、

【註】言將先災死、

民も震動し、國も亡ぶる位なことであらう、○吾 私一命が亡ぶると存する、○弗 其火災には得合はず、その以前に死ぬるで有らう、

國遷、其可乎、子產曰、雖可、吾不足以定遷矣、

【註】子產知天災不可逃、非遷所免、故託以知不足、

國 其内國がへをいたしたらばよからうと云たなり、○子 それは成るほどよからうけれども、拙者が知にては國を遷し定るほどの才覺はないと云た、こ

れは、里析が運氣は見たれども、遷て免るゝと思ふことは心得ちがひである、遷れば遷つた前きに於て、災に合ものである、逃れられはせぬ、それを知らたゆゑに向へさはらぬやうに云たなり、

及、火、里析死矣、未葬、子産使輿三十人遷其柩、

【註】以其嘗與己言故、

及、火災の作る前に、果して死だ、弗良及と云たは中つたである、○未、まだ葬らぬ内に火事と云たゆゑ、先づ彼が棺を衆卒三十人をつかはして、火災の及ばぬところへ退た、

火作、子産辭晉公子孫于東門、

【註】晉人新來未入、故辭不使前也、

火、火事に及だときに、子産が用心するである、○子、この折しも晋の公子達が鄭へ來かゝりた、まだ城中へは入らぬ内ゆゑ、東の入口へ使者を出迎はせて、國中騒動の時分なれば、先づ控え玉へとことわりを

云て辭した、

使司寇出新客、

【註】新來聘者、

使、昨今他國より來た客は早々辭して城外へ出た、

禁舊客勿出於宮、

【註】爲其知國情不欲命去、

禁、久しく居る客どもは、さびしくいまして旅館を出さぬである、これは此間案内を覺えて居るものゆゑ、此節外へ出しては油斷がならぬゆゑなり、

使子寬子上巡羣屏攝至于大宮、

【註】二子、鄭大夫屏攝祭祀之位、大宮、鄭祖廟、

巡行宗廟不得使火及之、

使、兩人には人夫を付けて、祭の壇場と國祖の靈屋との火消を命じた、

使公孫登徙大龜、

【註】登、開ト大夫、
使、國の寶物なれば、是又その官ゆゑ、開トの大夫に命じて取出させた、

使祝史徙主禘於周廟告于先君、

【辱】禘、廟主、石函、周廟、厲王廟也、有火災故合羣主於祖廟、易、救護、

使、石のからふとを祖廟の内へ一所にあつめて、先君に災を告て守らせたである、

使府人庫人各徹其事、

【註】徹、備火也、

使、藏奉行どもには、面々あづかりの府庫を防御と云た、

商成公徹司宮、

【註】商成公、鄭大夫司宮、巷伯寺人之官、

司宮、女中のことを取扱ふ役なり、これらに申し付て、

出舊宮人、實諸火所不及、

【註】舊宮人、先公宮女、

出、先代の女中どもを火の遷らぬところへ退けた、

司馬司寇列居火道、

【註】備非常也、

司、是らは列を成して、

行火所、

【註】焮、炎也、

火の焼け行くさまを巡りて非常を禦きた、

城下之人、伍列登城、

【註】爲部伍登城、備姦也、

城、軍陣のとほり五人づゝ組を立て、城上へのぼつて、若他國から攻よせうかと要心をした、

明日、使野司寇各保其徵、

【註】野司寇、縣士也、火之明日、四方乃開、災故戒保、所徵、役之人、

明、野司寇は郡奉行と云やうなものなり、これに命

じて徴はめすと訓む、徴役の人足のことなり、火事が鎮まると明日早々ふれを出して、人足をかこふた、保と云はかこふておくことなり、

郊人助祝史除於國北、

【註】爲祭處於國北者、就大陰禳火、

郊、野方の役人が祝史の手傳して、國の北の郊外に祭りの壇をかまへて、火除の祓を成た、北は大陰ゆるに火は除ふなり、

禳火于玄冥回祿、

【註】玄冥、水神、回祿、火神、

禳、水神を祈りて火をふせがしむる、火神を祈りて鎮まらしめた、

祈于四鄆、

【註】鄆、城也、城積土、陰氣所聚、故祈祭之以禳火之餘災、

書焚室而寬其征、與之材、

【註】征、賦稅也、

書、城下の焼失したる屋を帳面に仕立て、その運上諸役を寛くして材木をあたへた、

三日哭、國不市、

【註】示憂戚、不會市、

三、哀を成して商賣を三日止させた、

使行人告於諸侯、宋衛皆如是、

陳不救火、許不弔災、君子是以知陳許之先亡也、

【註】不義、所以亡、

使、國々へ告文を賦らせた、○宋、二國ともに鄭のとほりにした、○陳、陳は國中の火を消す手當をせなんだ、許は災のくやみも云はなんだ、此二國は不實なる仕方、有たとなり、○君、評に、不實なれば外より早く亡ぶる、有らうと云た、

六月、鄆人藉稻、

【註】鄆、姒姓、國也、其君自出、藉稻、蓋履行之、

藉稻と云は檢見することである、君が自身に檢見に出られたなり、履行と云は俗に踏で見ると云となり、

邾人襲鄆、鄆人將閉門、邾人羊羅攝其首焉、

【註】斬得閉門者頭、

邾、留主へしかけたれば、城門をまもるものが門を閉ちようとしたなり、邾人のうちに羊羅と云ものが門を閉ちに出たもの、首を斬た、

遂入之、盡俘以歸、鄆子曰、余無歸矣、從帑於邾、邾莊公反、鄆夫人而舍其女、

【註】爲明年、宋伐邾起、

遂、それより押入りて盡く俘にして、一族をのこらすつれかへつたとなり、○鄆、おち付場がないと云て、妻子をしたうて邾へ行きたとなり、○邾、夫人をかへして女をとめた、

秋、葬曹平公、往者見周原伯魯焉、

【註】原伯魯、周大夫、

魯國より葬會に往たものが、周の大夫原伯魯に逢て、

與之語、不說學、歸以語閔子馬、

閔子馬曰、周其亂乎、夫必多有是說、而後及其大人、

【註】國亂、俗壞、言者適多、漸以及大人、大人在位者、

物がたりしたれば原伯魯が學文の嫌ひな咄をした、

○歸、魯の使者が國にかへつて、魯の閔子馬に原伯魯がことを語たである、○閔、左あらば周も追付亂るゝで有らう、○必、周家のもともが必ず多くはこの説を云て、○而、さて位に在る歴々の大人が、みな左やうに言であらう、

大人患失而惑、又曰、可以無學、

無學不害

【註】患有學而失道者以惑其意。大。學でも道を失ふものあるを患ひて、學ばぬがよいかと惑うて、○又。そこで大人が人は實は學文はなくてもよい、學はなくても害はないと云に至らうとなり、

不害而不學則苟而可

【註】以爲無害遂不學則皆懷苟且。不。害はないと云て學ばねば、苟もし成合ひにして、無作とした習はしになつて、はては尊卑の列をも知らぬやうに成るであらうとなり、

於是乎下陵上替能無亂乎夫

學殖也。不學將落原氏其亡乎。【註】殖、生長也、言學之進德、如農之殖苗、日新日益。

於。そのときにこそ下は上を陵ぎ侮り、上に在る人は位を替廢て、分を失ふであらうとなり、○能。そ

子大叔之廟在道南其寢在道北其庭小

【註】庭、寢場也。子。大叔が廟が家の内に在べきものなるを屋布地が狭いと見えて、路の南に建て、自分の居宅は北にかまへて居たと見ゆる、それゆゑに前に簡公を葬むるときにも、柳が通らなんだを、大叔が道具をもたせて立せておいて、子産が來てから廟なれどもと云て毀にかゝりたれば、路を廻らせよと云て毀たせなんだとある、しかるに今度は是非一方は毀て廣めねばならぬ、寢の庭が小さく狭いゆゑなり、

過期三日

【註】處小不得一時畢。過。是は何日まで毀てと云日限より三日過れどもまだ毀たぬなり、

使除徒陳於道南廟北曰子産

【註】言子産仁不忍毀人廟。除。人夫がしかられて早々廟を毀ちにかゝりた、○

れでは亂るゝより外はないとなり、○夫。凡て學文と云ものは苗木を殖るやうなものであるなり、○不。學文をせねば才智も日々に退いて、かの草木の枝葉の落るやうなものとなり、○原。つひには亡るであらうとなり、一圃に農の苗には限るべからず、

七月鄭子産爲火故大爲社

【註】爲、治也。今度火災があつたに付て、國の社を祭るに、格別に禮をそなへたるを以て大にと云、常々社を祭るよりは一入敬がふかいとなり、

祓禳於四方振除火災禮也

【註】振、棄也。祓。四方の神々へ祓をして徧く祈りて、火の餘災を棄て除たと云ことなり、これは祭るべきことゆゑ禮なりと云た、

乃簡兵大蒐將爲蒐除

【註】治兵於廟城內地追故除廣之。乃。廟前で勢揃をするのである、○將。蒐を行ふに城

過女而命速除乃毀於而鄉

【註】而、女也、毀、女所鄉。使。又人夫を出して廟の方へ向うて立せておいて、云合めに子産がとほりかゝつて、その方どもに急いで毀てと云はれたらば、その方どもが向て居る方を毀てと云た、

子産朝

【註】朝、君。子。登城するとして、

過而怒之

【註】怒、不毀。臨。かゝりたれば、まだ毀たぬゆゑ、なせ毀ぬと云て怒た、

除者南毀子産及衝使從者止

【註】言子産仁不忍毀人廟。除。人夫がしかられて早々廟を毀ちにかゝりた、○

之曰毀於北方

【註】言子産仁不忍毀人廟。除。人夫がしかられて早々廟を毀ちにかゝりた、○

子。四つ辻まで至て、家僕をつかはして先づ待てと云て、人夫をといめて云には、それは廟であるほどに、北の方へひろげよと云た、こゝが仁者なり、

火之作也、子産授兵登陴、子大、叔曰、晉無乃討乎、

【註】辭晉公子公孫而授兵似若叛晉、火災のおこつたときに、出陣の通に士卒へ兵具をわたして、城上へ上げて要心をかまへさせた、○子。晋より来る公子を止て國へ入れぬさへ如何なるに、そのうへ兵をかまへては叛たやうに見えて、若し晋より咎めはせまいかととなり、

子産曰、吾聞之、小國忘守則危、況有災乎、國之不可小、有備故也、既、晉之邊吏讓鄭曰、鄭國有災、晉君大夫不敢寧居、卜筮走望、不愛牲玉、鄭之有災、寡君之

憂也、今執事擱然授兵登陴、

【註】擱然、勁恐貌、

子。小國で守りを失うて、そなへをせではあやういとなり、いはんや今此やうな大災あるには油断は成らぬ、すべて國が小なりとあなどられぬは、備へがあるを以てのゆゑなりと云た、○既。果して晋の堺奉行より鄭を咎めて、○曰。その御國に災あれば直に晋の患ひと存じて、君も大夫も安居せずしてこゝろをいため、卜筮のものは山川の神へ走りて、天災を除く祈禱をするのである、そのためには牲玉を抛つてもしまぬとなり、○鄭。しかれば鄭の災あるはやはり主人が憂である、○今。それにいま執事には擱然と怒りて、兵を授け玉ひ陴上へ登せ玉ふは、

將以誰罪、邊人恐懼、不敢不告、子産對曰、若吾子之言、敝邑之災、君之憂也、敝邑失政、天降之災、又懼讒慝之間謀之、以啓貪

人、荐爲敝邑、不利、

【註】荐、重也、

以重君之憂、幸而不亡、猶可說也、

【註】說、解也、

誰をつみせんとの思召でござる、○邊。拙者も氣づかはしく存するに因て、敢てだまつても居られまいと存じて告ますると云た、○子。返答に、足下の仰せの通りなれば、敝邑に災あるは直に君のうれひであるとなり、○敝。しかるところにいま敝邑政を失つて、不徳なるを以て天より災を降し玉ふた、○又。しかるに何のそなへも致さず居ました時に、若し讒慝のものでも有て、賊徒を導きていまの虚をうかうて、謀叛するものでもあつて、貪人を啓き引入れ、重ねく敝邑の不利に及んで、いよく君のうれひを益さうかと氣づかひに存する、○幸。それも若し幸を得て亡びずに在たらば、そなへを致さなんだ御わびも成ませうけれども、

不幸而亡、君雖憂之、亦無及也、鄭有他竟、望走在晉、

【註】言鄭雖與他國爲竟、每瞻望晉歸赴之、不幸にして亡びたらば、君後とにてうれひ玉ふても及ぶことなく、何の詮はあるまい、すればそなへを設けたのは、やはり晋の御苦勞のすくないやうにと存じて致したことなり、○鄭。元來鄭國の義は他の國と竟を爲しても、望走して在晋、何ぞと云へば晋へ駆けこんで御世話に成ねば成らぬ、

既事晉矣、其敢有二心、

【註】傳言子産有備、

既。最早晋に事ふる上は、何しに二心を存せようやと云たなり、

楚左尹王子勝言於楚子曰、許於鄭、仇敵也、而居楚地、以不禮於鄭、

【註】十三年平王復遷邑許自夷還居葉恃楚而不事鄭

楚王へ諫めには、許を先年楚へ遷して葉と云所に都して居る時に、今許と鄭とはもと仇敵である、それが楚の領内に居れば楚國を後立に思つて、鄭へ無禮を働くであるとなり、

晉鄭方睦、鄭若伐許而晉助之、楚喪地矣、君盍遷許、許不專於楚

【註】自以舊國不專心事楚

晉。時に當時晉と鄭とは睦しいとなれば、鄭が若し憤つて許を伐たうとせば、晉が助援して楚の地を失ふに至らう、すれば許の楚に從ひ附て居るは禍ひを招く基なれば、急いで疾を拂ふがよい、なせ早くうつし玉はぬ、○許。たとひ許を抱へても彼は元と己れも一方の諸侯なりと思つて居れば、心を專一にして楚に事へもせぬとなり、

鄭方有令政、許曰、余舊國也、

【註】許先鄭封

鄭。ことに鄭は此節はよき政があればあなどれぬ、○許。然るに許が吾は鄭より前に封せられて、國が舊いと云て肩を張る、

鄭曰、余俘邑也、

【註】隱十一年鄭滅許而復存之、故曰我俘邑、鄭。鄭の方には一度此方より滅して復立置たれば、吾が俘邑なりと見下して云分がたえぬ、

葉在楚國、方城外之蔽也、

【註】爲方城外之蔽障

葉。葉は楚國の方城の外とがこひなれば、大切にせねばならぬ所なり、

土不可易、

【註】易、輕也

土。土地は大事のものなり、

國不可小、

【註】謂鄭

鄭は小國とてあなどられぬ、

許不可俘、讐不可啓、君其圖之、

楚子說、冬、楚子使王子勝遷許於析、實白羽、

【註】於傳時、白羽改爲析、又許を亡ぼして俘としてしまへず、讐を啓くもよくないことなれば、君能々はかり玉へと云た、○楚。悦で析と云地へうつらせられたと云ふ、左氏の傳を書かるゝ時分には析とも云たなり、

【經】十有九年、春、宋公伐邾、

【註】爲邾、

告文なり、

夏、五月、戊辰、許世子止弑其君買、

【註】加弑者、責止不舎藥物、告文、これが大事のことにて主弑しとなつた、

己卯地震、

【註】無傳

秋、齊高發帥師伐莒、

告文なり、

冬、葬許悼公、

【註】無傳

葬會した、

【傳】十九年、春、楚工尹赤遷陰于下陰、

【註】陰縣今屬南鄉郡、國の固めになると見えて陰をうつし、

令尹子瑕城邾、叔孫昭子曰、楚不在諸侯矣、其僅自完也、以持其世而已、

【註】遷陰城邾皆欲以自完守、

子瑕は邾に城を建た、○叔。魯國にての評に、楚國は諸侯の伯となる心はなく、たゞわづか自分の國を堅固にして、その世一代をたもつばかりと見えたと云たなり、

楚子之在蔡也、

【註】蓋爲大夫時往聘蔡、當楚王之蔡に在られたときに、

鄖陽封人之女奔之、生太子建、

【註】鄖陽蔡邑、

及即位、使伍奢爲之師、

【註】伍奢、伍舉之子、伍員之父、及。楚王と成られて、伍奢と云者を師傅と致された、

是は伍子胥が父なり、

費無極爲小師、無寵焉、欲譖諸

王曰、建可室矣、

云た故、

二月、宋公伐邾、圍蟲、三月、取之、

【註】蟲邾邑、不書圍取、不以告、

二邾の邑をつひに伐取たれば、

乃盡歸鄆俘、

邾人も恐れて前年の俘を盡く歸した、

夏、許悼公瘡、五月、戊辰、飲大子

止之藥、卒、

【註】止獨進藥不由醫、

許の君が瘡をふるはれた、○五。大子の止と云人が醫學に達せられたか、又は瘡の妙薬でも覺えて居られたかして醫師に掛けず、手製の薬を用ひられたれば、この薬を飲るゝやいなや卒せられた、

大子奔晉、書曰、弑其君、君子曰、

盡心力以事君、舍藥物可也、

【註】藥物有毒、當由醫、非凡人所知、識止不舎、

【註】室、妻也、

費、副師傅と致されたを太子の用られぬ、○欲。それゆゑ此費無極が太子を讒言する巧みをした、○曰。最早太子へ夫人を迎へ玉へとすゝめたなり、

王爲之聘於秦、無極與逆勸王

取之、正月、楚夫人嬴氏至自秦、

【註】王自取之、故稱夫人至爲下拜、夫人起、

王。秦へ結納れにやられた、無極も從て夫人を迎へに往きた、○勸。太子には遣はさず親父に迎へ玉へと勸めて、楚王の夫人にした、○正。王の自分の妻と致されたに付て夫人と云た、

鄆夫人、宋向戌之女也、故向寧

請師、

【註】寧、向戌子也、請於宋公伐邾、

前年邾より鄆を伐たに付て、鄆の夫人は宋の向戌が女なれば、舅故に見棄られずして仇を報たく思て、向戌が子の向寧が主人へ軍兵を願うて、邾を伐たいと

藥物所以加弑君之名、

大毒をあたへたやうになつて立退れたとなり、○昔。經にも君を殺したと載せられた、○君。心を盡して君父に仕ふるものは、薬のことは知らぬにして舍ておいてよいものなり、薬には毒あつて醫師のわざにしておけばよい、常人の知ることではない、慎むべし、醫を學で父母に仕ふるとあるは醫をえらむためなれば、腐醫にかけまいためなり、自分にヒを取るは至てわるい、

邾人鄆人徐人會宋公、乙亥、同盟于蟲、

【註】終宋公伐邾事、

和談が調うて盟ふたである、

楚子爲舟師以伐濮、

【註】濮、南夷也、

楚王が今度舟軍を催して、南夷の濮を伐れたである、費無極言於楚子曰、晉之伯也、

邇於諸夏而楚辟陋故弗能與爭若大城城父而實大子焉

【註】城父今襄城城父縣

費その騷動に付ておもひつきて大子を遠ざけたくくみをするのである、晋の覇となつて威を振へるとは、中國の諸侯に近い故人も恐るゝとなり、○楚は邊鄙で中國へ遠いによりて、與にあらそはれぬ、○若こゝに一つの謀あり、若大に北方城父に城を築いて、大子を入れおきて守らしめ玉ひ、

以通北方王收南方是得天下也王說從之故大子建居于城父令尹子瑕聘于秦拜夫人也

【註】為明年謂大子張本改以為夫人道謝秦北方の國々へ通じ、○王 君王には南方を征し玉はば、是南北へ手がのびて、のちには天下を取り玉ふべしと云た、○王 讒にのられて大子を城父に居しめられた、○令 秦へ往て夫人をもらふた禮を云た、

及老託於紀鄩紡焉以度而去之

【註】因紡織連所紡以度城而藏之以待外攻者欲以報讐

及 この女が老衰して紀鄩に託して、城内に緒をつむぎて居たとなり、紡は麻をうみてつむぐことなり、○以 この女が夫の仇を報いんと思つて、自分のつむぐ糸を結び續ぎて城の高下をつもりて、去之とは藏つておくことなり、左やうにして多く貯へておいた、

及師至則投諸外

【註】投繩城外隨之而出

及 軍兵が圍だを幸ひとして、右の糸を投出した、或獻諸子占子占使師夜絶而登

【註】緣繩登城

或 それを齊の士卒が見付て大將へ告たれば、大將

これは先達て大子へと云納れたなれども、又楚王の夫人にいたしたと秦へことわりを云て夫人と云た、秋、齊、高、發、帥、師、伐、莒、

【註】莒不事齊故

莒が齊へ従はぬと云て、軍兵をもよほして伐た、

莒子奔紀鄩

【註】紀鄩、莒邑也、東海贛榆縣、東北有紀城、

莒 領分の邑へ出奔いたされた、

使孫書伐之

【註】孫書、陳無宇之子、子占也、

使 又紀鄩へ付こみて伐た、

初莒有婦人莒子殺其夫已為

嫠婦

【註】寡婦為嫠

初 莒の城下に一人の婦人があつた、夫とのあつたるを莒子が殺したれば、右の女は寡女と成て世に便りなく成りて居た、

登者六十人絶師鼓譟城上

之人亦譟莒共公懼啓西門而出

出七月丙子齊師入紀

【註】傳言怨不在大

登 大分の人が登たゆゑ繩も切れた、そのとき下なる味方が鯨波を揚たれば、かの上りたるものども同じく聲を合せたゆゑ、共公もおそれて西門を啓いて走られた、七 思のまゝに乘取た、小き怨より大事がおこりたを云たなり、

是歲也鄭駟偃卒子游娶於晉

大夫生絲弱

【註】子游、師偃也、弱、幼少、

駟偃が卒したときに、この駟偃は晋の大夫より妻を娶つて、絲と云男子もあつたれども、まだ幼弱にあつた、

其父兄立子瑕

【註】子瑕、子游、叔父駟乞。其跡が立ぬに付て、叔父の子瑕を家督にたてんと願ふた、

子産憎其爲人也

【註】憎、子瑕。子、此子瑕は一體わるいもので、その人柄を子産がにくみたとなり、

且以爲不順

【註】舍、子立叔、不順、禮也。且、跡を繼ぐべき子のあるを棄て、立たゆゑに、不順なと云て、

弗許亦弗止

【註】許之爲、違禮止之爲、違衆故中立。弗、子産は許さず、許せば非禮なり、さればとて止めさせぬ、止ては衆人に違ふと云て、どちつかずに成て居られた、

寡君之二三臣札瘥天昏

云て相談した、○子。子産は諸人の了簡にもかまはずして、使者へ答へて云には、○鄭。私國の義は天の福を得ずして、

【註】天死曰札、小疫曰瘥、短折曰夭、未名曰昏、寡君が二三の臣ども、追々死去いたしたとなり、昏はまた生れて名も付けぬ内に死だを云、

今又喪我先大夫偃其子幼弱其一二父兄懼隳宗主私族於謀而立長親

【註】於私族之謀、宜立親之長者、

今、今度又先大夫駟偃も相果てました、○其。ことにせがれは幼弱なれば、一兩人の親類打よりて、家の宗廟の神主をまつることをうしなはうかたをぞれて私族の相談の上に、親類の内の年長をえらみて立ました、

寡君與其二三老曰抑天實剝

駟氏簞

【註】簞、懼也、

駟。一家ども、底氣味わるくおもうて居た、

他日、絲以告其舅、冬、晉人使以幣如鄭、問駟乞之立故、駟氏懼、駟乞欲逃、子産弗遣、請龜以卜、亦弗予、大夫謀對子産不待而對客曰、鄭國不天、

【註】不獲天福、

他。晉の祖父の方へ告たれば、○冬。晋より屹と使者を以て贈物をもたせ越して、駟乞は何ゆゑに正統をさしおいて立ましたと聞におこした、○駟。一門も猶更をそれ、駟乞は兎角立て居られぬと思つて立退うと云た、○子。こゝが子産が正直な私のないところである、立のくには及ばぬと云た、○請。しかば吉凶を下はうと云た、これも卜に及ばぬと云て與へぬ、○大。晋へは何と返答したものであらうと

亂是吾何知焉

【註】言天自欲亂駟氏、非國所知、

寡。主人ことも一二の家臣どもも申すには、駟氏が家の不幸は抑天より剝亂することなれば、吾が何にも知たことではないと云て居らるゝ、

諺曰、無過亂門、民有兵亂、猶憚過之、而況敢知天之所亂、今大夫將問其故、抑寡君實不敢知其誰、實知之、平丘之會、

【註】在十三年、

諺。亂ある門へは立よらぬがよいと云言もありて、○民。右の諺は人の爲す兵亂でさへ、立さわらぬがよいとあれば、○況。ましてや及びもない天より亂り玉ふとを、與り知らうやうがないとなり、○今。しかるところを唯いま大夫には、その子細をたつね玉ひて使者を下された、○抑。なれども主人實に存せられぬことなり、寡君さへ知られねば外に知り人は

ないなり、○卒。そのうへ先年の會盟にも、君尋舊盟曰、無或失職、若寡君之二三臣、其即世者、晉大夫而專制其位、是晉之縣鄙也、何國之爲辭、客幣而報其使、晉人舍之。

【註】遣人報晉使。

君よりの命には、各その職を失ふことをすまいと誓ひ玉ふた、○若。それをいま又寡君が臣の死去したる跡の家督のことを、晉の大夫職の衆中よりして、専ら自由はその位を支配し玉ひては、○是。鄭は晉の領分の片はづれと云ものであれば、何ぞ國と爲んや一國の詮は立ぬとなり、○辭。使者の贈物をかへして、使者の返報にこの方より人をつかはして、返報使を立たとなり、○晉。理につまりて舍おいたとなり、

楚人城州來、沈尹戌曰、楚人必

敗。

【註】十三年、吳縣州來、今就城而取之、戌莊王會孫、葉公諸梁父也、州來を取て城をかまへたである、○沈。楚はかならずやぶれを取るであらう、

昔吳滅州來。

【註】在十三年。

昔。先年吳よりほろぼしたとき、

子旗請伐之、王曰、吾未撫吾民、今亦如之、而城州來、以挑吳、能無敗乎、侍者曰、王施舍不倦、息民五年、可謂撫之矣、戌曰、吾聞撫民者、節用於內、而樹德於外、民樂其性、而無寇讐、今宮室無量、民人日駭、勞罷死轉、

【註】轉、遷徙也。

子旗が吳を伐たうと云たときには、○王。吾また民に休息も得させぬと云ておきながら、○今。いま又かやうに城を築きては、吳を挑むと云ものなり、敗れずには居まいとなり、○侍。側にあるものが云には、楚王は民に物を施し、且用捨せらるること不倦して民を息へられたことも五年なれば、これでは撫育いたされたではあるまいか、○戌。いや實に民を撫する人と云ものは、内證の費用をはぶき節して、徳を外に立つるゆるゑ、○民。生涯を安じ樂で外の寇もないととなり、これが實に撫したである、○今。いま楚王は宮室の修りに量もかぎりもなく、民人は日々と駭きて安からず、勞れ罷れて死たり他國へうつり轉じたりする、

忘寢與食、非撫之也。

【註】傳言平王所以不能稱。

忘。居住も食もわするごとく罷れて居る、これでは撫育するとは云はるまいとなり、

鄭大水、龍鬪于時門之外、洧淵。

【註】時門、鄭城門也、洧水、出於陽密縣東南至、潁川、長平入潁、鄭國に大水がみなぎり出で、時門と云大城門の外との洧水と云川で龍が戦ふたとなり、

國人請爲禱焉、子產弗許、曰、我鬪龍不我覲也。

【註】覲、見也。

國。これは水神の怒りなれば禱と云川のまつりを行はうと云た、○子。承知いたされぬ、我々が鬪ふときに龍が出て見もせねば、

龍鬪我獨何覲焉、禳之則彼其室也。

【註】淵、龍之室。

龍が鬪ふほどにとて、何の我出て見ることが有らうぞ、○禳。さて又彼をばらひて退んと云ても、淵は彼れらが室なればどこへも退くところもないなり、吾無求於龍、龍亦無求於我、乃

止也、

【註】傳言子產之知、

吾。この方も龍に用もなければ、龍も又吾に何にも用はあるまい、ければ何ほど聞へばとて世話には成らぬと云たゆる止たとなり、

令尹子瑕言蹇由於楚子、

【註】蹇由吳王弟五年靈王執以歸、

前方楚と吳と戦ふたときに、吳王の弟蹇由を召捕へていまに押こめてある、これを令尹が楚子に言て云には、

曰彼何罪、諺所謂室於怒、市於

色者、楚之謂矣、

【註】言靈王怒吳子而執其弟、猶人忿於室家而作色於市人、

彼。彼蹇由には何のつみがあつて執へおき玉ふぞ、

○諺。家内で怒て市町へ出ても怒の色が有ると云世話とは、この楚のことでもござらうと存するとなり、吳王を怒てつみもない弟をとらへて置くゝをたとへ

たものなり、

舍前之忿可也、乃歸蹇由、

【註】言楚子能用善言、

舍。前の怒は棄て、免し玉はば宜しからうと云た故かへされたである、

【經】二十年、春、王正月、夏、曹、公孫

會自鄆出奔宋、

【註】無傳、嘗有玉帛之使、來告、故書鄆、曹邑、

告文なり、【注】卿の出奔は他國のことまで書くことではなければ、これは前かた玉帛之使もあつて、魯と好みがありたゆる告たと云ふことである、

秋、盜殺衛侯之兄、縶、

【註】齊豹作而不義、故書曰盜、所謂求名而不

得、

告文なり【注】所謂是は三十一年の傳例の言であるな

り、冬、十月、宋、華亥向寧、華定出奔

陳、

【註】與君爭、而出皆書名、惡之、

告文なり、

十有一月、辛卯、蔡侯廬卒、

【註】無傳、未同盟、而赴、以名、

告文なり、

【傳】二十年、春、王二月、己丑、日南

至、

【註】是歲、朔旦冬至之歲也、當言正月、己丑、朔

日南至、時史失、閏閏更在二月、後故經因、史而書正月、傳更具於二月、記南至、日以正、歷也、

日南至とは冬至のことを云、經には正月とあるを傳には二月としたるは、史官のあやまりにて閏月を失ふたを知らせたものなり、

梓慎望氛、

【註】氛、氣也、時魯侯不行、登臺之禮、使梓慎望

氛、

梓。全體魯侯の自分に登臺の禮と云て登て氣を望る

るはずなれども、この時分怠られて名代を登せておかれたである、今梓慎が彼のうてなへ登り雲氣を望

て、日、今茲宋有亂、國幾亡、三年而

後弭、蔡有大喪、

【註】爲宋、華向出奔、蔡侯卒、傳、

云には、今年は宋に亂があつて、大方は亡ぶるほどな

ことにて、三年に及で後弭むであらう、○蔡。蔡の國

には大なる喪が有らうと云た、

叔孫昭子曰、然則戴桓也、

【註】戴族、華氏、桓族、向氏、

叔。宋に亂が有と云ならば、戴公桓公の兩氏の末孫

のものどもが亂を作すであらう、

汰、侈無禮已甚、亂所在也、

【註】傳言妖由人興、

汰。如何と云に二家のもものは大分汰り侈りてことの

外無禮なれば、妖禍は人よりおこるものなれば、亂の在處と見ゆると云たのである。

費無極言於楚子曰、建與伍奢將以方城之外、叛自以爲猶宋鄭也、齊晉又交輔之、將以害楚、其事集矣、王信之、問伍奢、伍奢對曰、君一過多矣、

【註】一過納建妻、

前に出たる大子の傳が讒言をするのであるなり、大子建と伍奢と方城外の兵をあつめて謀叛して、自分の領地の城父の大きさは宋や鄭ほどは有るとおもつて、一國一城にならうとのたくみがござる、さて又齊晉の二國がともどもに尻を持って加勢して、○將楚を害せんとすると云沙汰でござる、もはやその用意が成就したと云た、○王楚王は信用いたされて、○問大子のより役を召て正し問れたれば、○伍君は大子の夫人をうばひ玉へる過さへ有りながら、

何信於讒、王執伍奢、

【註】忿奢切言、

その上にも何とてまた讒を信じ玉ふぞと云た、○王當て付て云たとして怒て召とられた、

使城父司馬奮揚殺大子、未至而使遣之、

【註】知大子寃、故遣令去、

使大子の居城に在る司馬の奮揚に云付て、大子をごろせと命せられた、○未まだ城父へ往つかぬ内に、大子へ内通して、奮揚が情にて立退れよと云たれば、

三月、大子建奔宋、王召奮揚、奮揚使城父人執己、以至、王曰、言出於余口、入於爾耳、誰告建也、對曰、臣告之、君王命臣曰、事建如事余、臣不佞、

使而失命、召而不來、是再奸也、

【註】奸犯也、

のちの殺害せよとの命にしたがふに忍びられませなんだ、ゆゑに立退せました、○既しかしながらのちには殺せばよかつたものと存じ、只今では後悔いたせども、もはや及ませぬと云たなり、○王左ほど身にあやまり有りながら、恐れもなく來たは何としたものぞ、○對大切な討手の御使に參りながら君命を失却するさへござるに、召すにも來らでは是ふたゞび君命を奸すと申すものなり、

逃無所入、王曰、歸從政如他日、

【註】善其言、舍使還、

その上のがれて入るべきところがござるまいと云た○王この外感心して、歸つて政に従ひ務ることこれまでのとほりにせよと云てゆるされたとなり、

無極曰、奢之子材、若在吳、必憂楚國、蓋以免其父、召之、彼仁、必

【註】佞才也、

三 宋へ退れた、○王ふたゞび楚へ召付て糺明せんとて召された、○奮城父のものに自分に云合めて、囚俘の貌になつて繩にかゝりて至たとなり、○王今度大子を逃したと云は何者の所爲ぞ、言は余が口より出で爾が耳に入たばかりにて、外に大子を殺すことを知たるものはないはずなり、○誰しかるに誰が建に告げて立のかせたぞとなり、○對外に告げ人はござらぬ、私が告げて逃しました、○君先だちて君王より私に命じ玉ふには、大子建に仕ることとは余に仕るごとく疎略にするなと仰せわたされた○臣私不才ものなれば、

不能苟貳、奉初以還、

【註】奉初命以周旋、

二つのことはまもることを得いたされぬゆゑに、初の命を奉じて以て取り行ひ、

不忍後命、故遣之、既而悔之、亦無及已、王曰、而敢來、何也、對曰、

來不然將爲患王使召之曰來
吾免而父棠君尚謂其弟員

【註】棠君奢之長子尚也爲棠邑大夫員尚弟
子胥

無。この費無極と云奴は悪人である、今度とらへ玉
ひたる伍奢が子どもは、みなく勝れて材あるもの
どもなれば、若し立のきて吳に在らば必らず楚の憂
と成らうとなり、○盡しかれば來たらば父を免さ
うと仰せられて、すかして召玉へとなり、○彼彼の
子どもは仁あるものなれば、父の命をたすくるとき
きては早々來りませう、○不左なくは患に成らう
と云た、○王その言に従ひて來たらば、汝が父を免
さうと云送られた、○棠棠邑の大夫尚と云て、これ
も伍奢が子で伍子胥が兄なり、この楚王の言をき
て弟に云には、

曰爾適吳我將歸死吾知不逮

【註】自以知不及員
その方は早く吳に適け、我は往て死に歸せん、○吾

元來吾が知はその方には及ばぬことなれば、

我能死爾能報聞免父之命不

可以莫之奔也親戚爲戮不可

以莫之報也奔死免父孝也度

功而行仁也

【註】仁者貴成功

我。我は死ぬことを能する、その方は見ごと仇を報
ゆるであらう、○聞父を免さるゝと聞て、子の身と
して奔り往かすには居られぬ、○親しかしながら
親戚を戮せられて、仇を報せずにおかれまい、○奔
死に趣きて父を免れしめんとおもふは孝なり、功
を度て成るを行ふは仁なり、

擇任而往知也

【註】員任報讐

擇自身に任すべきことを擇で立のきて往くは知な

知死不辟勇也

【註】尚爲勇
知死ぬると知りながら不辟は勇なり、

父不可棄

【註】俱去爲棄父

父もすてられず、

名不可廢

【註】俱死爲廢名

又仇を報ずるの名も廢られぬなれば、

爾其勉之相從爲愈

【註】愈差也

爾しかればその方は随分つとめて仇を報せよ、と
もくくに相從うて死ぬにはまさると云た、

伍尚歸奢聞員不來曰楚君大

夫其肝食乎

【註】將有吳憂不得早食

伍さてつひに兄一人楚へ歸たれば、執はれ居る父
の伍奢が弟は來らぬときとて、○曰子胥が吳に居

ては、突止なことは楚の君も大夫も、食事も得せぬほ
どのうれひが至るであらうと云た、
楚人皆殺之員如吳言伐楚之
利於州于

【註】州于吳子僚

楚父子ともに楚でころしたなり、○員父の仇な

れば吳をすゝめて、楚を伐つに利あることを説た、州
子は吳の君なり、

公子光曰是宗爲戮而欲反其

讐不可從也

【註】光吳公子闔廬也反復也

公。しかるところに此公子光が、他國のことより己
が吳王の位をうばふんと念がけ居ること故、邪魔を
入れて云には、今員が勸むるのは元來己れが本家を
誅戮せられたるゆゑ、父兄の讐を返報せんとの謀で、
疫病の神をたのんで、敵をとると云ものなれば、した
がはぬがよいと云た、

員曰、彼將有他志、

【註】光欲弑僚、不利、員用事故、破其議、而員亦知之、

員、さては彼公子光は異心有ると見えた、それゆゑ吾が議をやぶるなりと悟つた、そのうち果して僚を弑して王となりて、吳王闔閭と云た人なり、

余姑爲之求士、而鄙以待之、

【註】計未得用、故進勇士以求入於光、退居邊鄙、

余、これが大勇な了簡なり、先づ姑らく公子光が爲めに勇士をもとめ出して、彼がのぞみを達して後、楚を伐つ發端の出るまで、吾は邊鄙へ退いて、百姓になつて時を待たうと云て、

乃見縛、設諸焉、

【註】縛諸勇士、

乃、勇士をすゝめて、

而耕於鄙、

【註】爲二十七年、吳弑僚、傳

自分は田舎へ引込で居た、

宋元公無信多私、而惡華向華、

定華亥、與向寧謀、曰、亡愈於死、

先諸、

【註】恐元公殺己、欲先作亂、

宋公は至て不信な人で私が多くして、○而、華氏の一門を盡く惡れた、○與、君に惡まれては臣は立ぬ、後には殺さるゝはさだまりなれば、みな打寄て野心をかまへ謀叛を企て云には、君に叛いては他國へ立退ねばならぬ、なれどもたとひ立退とも殺されたよりは増しなれば、先を取られぬ前に、この方より先達て叛逆して亂を起さうと云た、君一人道を失へば、これに乗じて臣も道にそむくなれば、人君はつゝしむべきことなり、

華亥僞有疾、以誘羣公子、公子

問之、則執之、夏、六月、丙申、殺公

子寅、公子御戎、公子朱、公子固、

公孫援、公孫丁、拘、向勝、向行、於其廩、

【註】八子皆公黨、

華、先づ公子達をおびきよせて執ふる、たくみで、虛疾をかまへて引込たれば、羣公子が訪ひに來た、それをみなくゝとらへた、○夏、君の方人八人の内を六人まで殺し、二人は土藏へ押こめておいた、

公如華氏、請焉、弗許、遂劫之、

【註】劫公、

公、宋公も公子をころしたことをきき、自分に華氏へ行てわびをいたされた、○弗、中々合點せぬ、却て公を執へて手ごめにしたとなり、

癸卯、取大子欒、與母弟辰、公子

地、以爲質、

【註】欒、景公也、辰、及地、皆元公弟、

癸、君の太子や弟を人質に取て免した、

公亦取華亥之子無感、向寧之

子羅、華定之子啓、與華氏盟、以爲質、

【註】爲此冬、華向出奔、傳、

公、是も質を取て和がすんだなり、

衛公孟縶、狎齊豹、

【註】公孟、靈公兄也、齊豹、齊惡之子、爲衛司寇、狎、輕也、

この公孟と云男は惡人で、齊豹と云ものを輕んじて、

奪之、司寇與郵、

【註】郵、豹邑、

官をうばひ君より與へられたる食邑の郵と云所を與へ、

有役則反之、無則取之、

【註】繫足、不良、故有役則以官邑遷、豹、使行、

何ぞ役税の出さうなときは反しておいて、何事もな

いとときは自分へうばひ取るとなり、

公孟惡、北宮喜褚師圍、欲去之、

【註】喜貞子、二人を惡て退けようとした、

公子朝通于襄夫人宣姜、

【註】宣姜、靈公嫡母、

公、これは君の御母堂と通じて居るゆゑ、

懼而欲以作亂、故齊豹北宮喜

褚師圃公子朝作亂、初齊豹見

宗魯於公孟、

【註】薦達也、

とがめられうかど氣づかひ、之も亂を作さうとたく

んだ、○故、公孟に惡まれたり狎られたりするもの

どもが、一味して亂逆をおこした、○初、前方齊豹が

宗魯と云ふものを公孟へ世話やいて臣としたれば、

爲驂乘焉、

【註】爲公孟驂乘、

公孟が驂乘に命じて側近く召仕うた、

將作亂、而謂之曰、公孟之不善、

子所知也、勿與乘、吾將殺之、對曰、吾由子事公孟、子假吾名焉、故不吾遠也、

【註】言子借我以善名、故公孟親近我、

將、齊豹が亂を作さんと思ふ前に宗魯に言には、公

孟が強惡無道なことは足下も知らるゝとほりなれば

足下副乘りに出らるゝな、吾公孟をころさうとおも

ふなり、害に逢はれてはきのとくなゆる告ると云た、

○對、宗魯は忠士である、答へに、吾は始め足下の傳

手を求めて公孟へ奉公いたした、そのすゝむるとき

には吾に善き名を借し下されて、實體なものと云て

すゝめ玉はりた、○故、それなればこそ公孟も肌を

ゆるして、吾を遠ざけず親く仕はるゝなれ、

雖其不善、吾亦知之、抑以利故、

不能去、是吾過也、今聞難而逃、

是僭子也、

【註】使子言不信也、

【註】有事祭也、蓋獲、衛、郭門、公、これは郭門の外で祭りをすると出かけた、

齊子氏帷於門外、而伏甲焉、

【註】齊豹之家、

齊、齊豹が屋敷の門前に幕を張りて伏兵を置て、

使祝聿宣戈於車薪、以當門、

【註】要其前也、

祝聿と云ものに、戈を薪車に隠して、門に當て公孟を

出むかはせ、

使一乘從公孟以出、

【註】亦如前車、實戈於薪、尋其後、

使、また一車は公孟がうしろにつゝかせた、これで

前後を喰とめた、

使華齊御公孟、宗魯驂乘、及閔

中、

【註】閔、曲門中、

使、御者と副乘と引まとうて曲門に來たれば、

公孟有事於蓋獲之門外、

雖、成ほど仰のとほり、主人が不善なことは拙者も

存知たことなれば、早く身を退くべきことなりしに、

勝手によいとてこれまでえ去らなんだ、○是、これ

は拙者があやまちで有た、○今、いま難が作るを見

てのがれては、主人へ不忠なことなれば、足下をいつ

はりものにするよと云ものなり、

子行事乎、吾將死之、以周事子、

【註】周、猶終竟也、

子、されば足下は思立れたことを行れよ、吾は討死

しようとなり、○以、討死してもそのことをもらさ

ねば、始終異心なく足下にも事る、

而又一命を公孟に奉ればよいではあるまいかと云

た、これが信の正直と云ものなり、殊勝なものである

○丙、平壽に下屋布でも有て行れたさうな、

齊氏用戈擊公孟宗魯以背蔽之斷肱以中公孟之肩皆殺之

公聞亂乘驅自闕門入慶比御

公公南楚驂乘使華寅乘貳車

齊氏が戈を以て後ろより突た。○宗。副乗して居たゆる、主人の後へ立ふさがりたゆる、戈も少しそれて宗魯が肱を突ぬいて、公孟が肩に突中た、それよりつひに兩人ともにころした。○公。衛侯も亂を別邑にてきかれて、車を早めてかへり闕門より入られた、慶比と云が御して入た。○公。南楚を副乗にさせられた。○使。これは供車となつて別車に乗て従ふた、

及公宮鴻駟馳駟乘于公

及御殿へ入たればあやうく成たゆる、鴻駟馳が公の車へ加つた、以上一車に四人乗たである、

公載寶以出褚師子申遇公于

馬路之衢遂從

公寶器を車に載せて出られた、○褚。馬路と云小路で出合て、直に從て供をした、

過齊氏使華寅肉袒執蓋以當其闕

齊氏射公中南楚之背公遂出寅閉郭門

齊侯を目的に矢を放たれば、副乗の南楚が背に中つた、○公。急難を免れて先づ丸の内を出られた、○寅。これが才覺をやりたである、供車に從て出る

在竟内則衛君也乃將事焉

公孫青は既に道まで出て、衛の亂れたことをきつて、○使。先づ衛へは入らずに、何方へ使者を勤めんやと人を返して齊侯へ伺ふた、○公。齊侯の云はるゝには、何でも衛の竟内にさへ居らるれば、衛の君と云ものなれば、居らるゝところへ至て事を行へと命せられた、

遂從諸死鳥請將事辭曰亡人不佞失守社稷越在草莽吾子無所辱君命賓曰寡君命下臣於朝曰阿下執事

阿比也命已使比衛臣下

遂。それから公孫青は死鳥と云ところへ尋行て、使者の禮を行ひ度と申入れた、○辭。衛侯は受られぬ、自分を卑下して亡人不佞と云はるゝ、私不調法ゆる國に在て社稷をも得まもらず、草むらの中に露にま

既出聞衛亂使請所聘公曰猶

公死鳥と云所まで逃延びられた、

析朱鉏宵從竇出徒行從公

析。宵の中に水門より出て従ふたとなり、徒行は歩行立ちで供した、

齊侯使公孫青聘于衛

青。このときしも齊侯より衛へ使者をこされたれば、

既出聞衛亂使請所聘公曰猶

左傳下 卷二十四 昭公

三〇一

ぶれて居るとなり、○吾。この中では君命は拜せられぬほどに、無用にいたさるゝやうとなり、○賓。公孫青が返答に、主人下臣に朝に於て命じましたには、衛へ参て有らば、やはり衛の下執事の輩に比して君へ仕へよと申された、

臣不敢貳

【註】貳、違命也。

臣。君命にはそむかれねば申上度となり、

主人曰、君若惠顧先君之好、照臨敝邑、鎮撫其社稷、則有宗祧在、

【註】言受聘當在宗廟也。

主。又衛よりのこたへに、君若し先代よりの好を思召して、敝邑を見ずして玉はずして社稷を撫で、鎮めて下さらば、宗廟と云が在れば、廟前に於てうけたく存すると云ことなり、乃止、

【註】止、不行聘事、乃依て聘事は止たなり、

衛侯固請見之、

【註】欲與青相見、

衛。右の通には申されたれども、遠方を来たことゆゑ、公孫青が辭退するを許さず逢ふと云はれた、

不獲命以其良馬見、

【註】以爲相見之禮、

不。しかれども使の命を得ぬゆゑに、公子青が御目見の禮を以て馬を献上して謁したなり、

爲未致使故也、

【註】未致使故不敢以客禮見、

爲。使者の役はつとめぬことゆゑ、客禮を用ひまいとてなり、

衛侯以爲乘馬、

【註】喜其敬己故貴其物、

衛。公子青が余を敬うたところを稱美あつて乘料といたされた、

賓將概

【註】概、行夜、

賓。公子青がこの節御人も不足成らん間、夜廻りをつとめようと云た、

主人辭曰、亡人之憂、不可以及吾子、草莽之中、不足以辱從者、敢辭、賓曰、寡君之下臣、君之收圉也、若不獲扞外役、是不有寡君也、

【註】有、相親有、

主。衛侯の辭して、吾は落人なれば如此憂ふれども、その憂を吾子にまで及ばすと云理はない、草むらの中なれば從者の居玉ふところもないと云て辭せられた、○賓。主人が家臣どもは則君の御廐のもの同様なれば、召仕はるべき筈である、○若。しかるにいま外よりの奸を扞がねば、主人を有とせぬ疎略の仕方なりとて、

臣懼不免於戾、請以除死、親執鐸、終夕與於燎、

【註】設火燎以備守、

臣。國に歸て戾を得るが氣遣ひでござる、○請。たいま役をつとめさせて下さるは、私を助け玉ふと云ものなりと云て、自身に拍子木を持って終夜かりを焼て守たとなり、

齊氏之宰渠子、召北宮子、

【註】北宮喜也、

齊。北宮喜を味方ゆる召におこした、

北宮氏之宰不與聞、謀殺渠子、遂伐齊氏、滅之、丁巳、晦、公入、與北宮喜盟于彭水之上、

【註】喜本與齊氏同謀、故公先與喜盟、

北。北宮子が宰はこの相談を聞かんだゆゑ、渠子を殺して直に齊豹を伐て滅したなり、○丁。敵が亡

びたゆゑに城へ歸られて、北宮子と盟はれた、

秋、七月、戊午朔、遂盟國人、八月、

辛亥、公子朝褚師圃子玉霄子

高魴出奔晉、

【註】皆齊氏黨、秋、一家中と盟はれた、○八、皆齊豹が一味は去た、

閏月、戊辰、殺宣姜、

【註】與公子朝通謀故、閏、密通せられたゆゑにこゝろした、

衛侯賜北宮喜諡曰貞子、

【註】滅齊氏故、

衛齊氏を亡したを貞烈とほめたである、

賜析朱鉏諡曰成子、

【註】嘗從公故、

賜、從ふたを稱した、

【註】皆未死而賜諡及墓田、傳終言之、

而、齊豹が墓地を與へられた、これは死だ跡のこと

である、左氏の終までのことを語られたなり、

衛侯告寧于齊、且言子石、

【註】子石、公孫青言其有禮、

衛、齊侯の親切にいたされたに付て、早速使者を以

て國も安寧に及だと告られた、○且、公孫青が甚だ

誠心を以て禮を盡されたと云て、噂を云てやられた、

齊侯將飲酒、徧賜大夫曰、二三

子之教也、

【註】喜青敬衛侯、

齊、酒宴を設けられて、家老どもを召あつめられて

徧く酒を賜うて、今度公孫青が禮を行ふたと衛より

美めて越した、是と云も各が教訓ゆゑなりとあつて、

ことのほかきげんであつた、

苑何忌辭曰、與於青之賞、必及

於其罰、

【註】言齊豹所以爲盜、孟縶所以見賊、皆由宗

魯、

くやみに往んとせられたなり、○仲、盜賊どもに黨

する者を何として弔ふぞとなり、

君子不食姦、

【註】知公孟不善而受其祿、是食姦也、

君、君子は奸曲なるもの、祿は食まぬと有に、彼は

奸を知て仕へた、

不受亂、

【註】許豹行、事是受亂也、

不、齊豹が謀叛を知て受たである、

不爲利、疚於回、

【註】疚、病回、邪也、以利、故不能去、是病身於邪、

不、勝手に能ければとて、邪の病をうけては君子と

【註】何忌、齊大夫、言青若有罪、亦當并受其罰、

苑、中に大夫が一人云には、私は御免下されよ、青が

賞あるに付て私どものをしへとて御ほめに與りて

は、若し青が罰を受ける時には、又同じつみに罰を下さ

る、であらうとなり、

在、康誥曰、父子兄弟、罪不相及、

【註】尙書、康誥、

在、一人罪あると、父子兄弟までには相及ばさぬと

ござる、

況、在羣臣、臣敢貪君賜、以干先

王、

【註】言受賜、則犯康誥之義、

況、まして兄弟でもない私どもが賜ものに與りては

先王の戒をなすと申すものでござると云て辭した、

琴、張聞宗魯死、

【註】琴張、孔子弟子、字子開、名宰、

琴、これは孔門で篤實なる人で、今度宗魯が討死し

不以回待人

【註】知難不告是以邪待人

不亂。亂を知て告ぬは、邪を以て人をあひしらうてあ

不蓋不義

【註】以周事豹是蓋不義

不。不義と知て事へ終たは、不義を蓋ふたと云もの

不犯非禮

【註】以二心事繁是非禮

不。公孟にも仕へ齊豹もかばふた非禮なり、しかれ

宋華向之亂公子城

【註】平公子

公孫忌樂舍

【註】舍樂喜孫

司馬彊向宜向鄭

【註】宜鄭皆向戍子

楚建

【註】楚平王之亡大子

郟甲

【註】小邾穆公子

出奔鄭

【註】八子宋大夫皆公黨辟難出

其徒與華氏戰于鬼閭

【註】八子之徒衆也潁川長平縣西北有閭亭

敗于城子城適晉

【註】子城爲華氏所敗別走至晉爲明年子城

以晉師至起本

敗。これは別に晉へ立のいた

對曰臣不敢愛死無乃求去憂而滋長乎

【註】恐殺大子憂益長

對。これは思召止り玉へ、私は死ををしみて申すではござらねども、いませめんと思召すは、うれひを去らうともめ玉ふなれども、若し華氏が公子をころしたらば、ますくうれひが長するではござるまいかとなり

臣是以懼敢不聽命公曰子死

亡有命余不忍其詢

【註】詢、恥也

臣。かやう申すもそれが氣づかはしく存するゆゑでござる、命に違ふではござらぬと云た、○公。宋公の其れは左やうなれども、子共の死ぬると云も天命とあきらめた、余先だちての耻辱をばえこらへぬと云はれたなり

冬十月公殺華向之質而攻之

華亥與其妻必盟而食所質公子者而後食公與夫人每日必適華氏食公子而後歸華亥患之欲歸公子向寧曰唯不信故質其子若又歸之死無日矣公請於華費遂將攻華氏

【註】費遂、大司馬華氏族

華。君より人質に取たる公子に丁寧にして、夫婦が必手水つかうて膳をそなへて後に自分等が食したとなり、○公。公も毎日夫人と華氏が方へ來られて、公子に食せしめてかへらるゝなり、○華。如此にあつては甚だ面倒であるに依て、一向人質をかへさうと云た、○向。信がなくてこゝろもとないゆゑにこそ質を取たるものなれ、しかるにいま返しては死ぬるに間はあるまいとなり、○公。宋公も一度の憤りが止まずして、華氏一家を攻ようと云はれた、

戊辰華向奔陳華登奔吳

【註】登、費遂之子、黨華向者、冬華向が方より越したる人質をころして、つひにせめられた、○戊、皆離散した、

向寧欲殺太子華亥曰干君而出又殺其子其誰納我且歸之有庸

【註】可以爲功善、

向、このときのための質なれば太子を殺さうと云た、○華、君にそむいて國を出るさへあるに、又太子までを殺すやうなる不仁では、他國へ行きてもたれもかくまうてくれまい、且この人質をかへしたらば、少しは功になりて善き名も残らうと云て、

使少司寇輕以歸

【註】以三公子歸公也、輕、華亥庶兄、

使、兄の慳にわたして云には、是を君へおくられよ、曰、子之齒長矣、不能事人、以三

齊侯疥遂疇

【註】疇、瘡疾、

疥はかるき瘡疾なり、それより疇とはおもき瘡ふるひになつたとなり、

期而不瘳、諸侯之賓、問疾者多在

【註】多在齊、

期、九一年に成れどもまだ平癒せぬなり、これに依て國々よりは見まひの使者があつまりて、大分齊に逗留して居るのであるなり、

梁丘據與裔款

【註】二子、齊嬖大夫、

梁、二人は齊の大夫である、

言於公曰、吾事鬼神、豐於先君有加矣、今君疾病、爲諸侯憂、是祝史之罪也、諸侯不知其謂我

公子爲質必免

【註】質、信也、送公子歸、可以自明不叛之信、

曰、こなたは年もよられた人なれば、他國へ立のいて奉公もなるまいほどに、此公子達を以て君に叛かぬ記として送り届け、云わけめされたらば、かならず免さるゝであらうに、こゝにとまられよと云た、

公子既入、華輕將自門行

【註】從、公門去、

公、城へ入られたとき華輕の門まで送り来て直に立のかんとした、

公遽見之、執其手曰、余知而無罪也、入復而所

【註】而、女也、所、居官、

公、このよしをきいてあわてゝ召出し、その手を執て云はるゝには、吾その方がつみのないと云ことはよく合點して居るほどに、心安くおもひこれまでの官をつとめよとなり、

不敬君、盍誅於祝固、史嚚以辭

【註】欲殺嚚、固、以辭謝來問疾之賓、

これが齊君へ云ふには、この方にて鬼神に事ふることとは随分豊にして、先君の御代よりまさりはすれどもおろそかにはいたさぬ、○今、しかれどもいま君の御病氣は追々重るゆる、諸侯へまで大義がかゝりて使者をさし出すなり、これは祝師や史官の疎略によりて、神の福を降されぬ故なれば彼等がつみなり、○諸、諸侯達は左やうとは知らずして、吾が不敬ゆる神の加護もないと存するでござらう、○君、なせ兩人のものを誅して賓への云わけに成されぬぞと云たなり、

公說、告晏子、晏子曰、日宋之盟

【註】日、往日也、宋盟、在襄二十七年、

公、尤とおもはれて晏子へそのよしを告られた、○晏、合點せずして云には、往年宋の盟の節に、屈建問、范會之德、於趙武、趙武

曰、夫子之家事治、言於晉國、竭情無私、其祝史祭祀、陳信不悞、其家事無猜、其祝史不祈、

【註】家無猜疑之事、故祝史無求於鬼神、

楚の屈建が晋の范會が徳を同國の趙武にたづねましたれば、趙武がこたへて申したには、○曰。夫子范會が家の事務は能く治まりて、晋國のことを言には、實情を竭して私をまじへぬ、○其。范氏が家の祝師が神へ陳べ布て言ふことばに、少しも偽りなく皆信なる故悞ることはない、○其。家にうたがはしきことがないによりて、祝師が神へ祈ることもないと申した、

建以語康王、

【註】楚王、

右の談しを屈建が楚の康王へ語りましたれば、

康王曰、神人無怨、宜夫子之光、輔五君、以爲諸侯主也、

【註】五君、文襄、靈、成、景、康王の言に、神人ともうらみのないものである、成ほどそれでは五代の君をよく補佐して、伯長となつたも尤かなと云はれました、

公曰、據與款謂寡人能事鬼神、故欲誅於祝史、子稱是語、何故、對曰、若有德之君、外内不廢、

【註】無廢事、

公。齊君は晏子がつきもない答へをしたとおもはれたゆゑ、いや據と款とが了簡には、寡人は能く鬼神に仕ふるのに、祝師のつみにて病がなほらぬ、それゆゑかれらを誅さうと云ことなり、しかるにその方はこの語を云出すは、何と云ことぞと問はれたなり、○對さればでござる、能鬼神に事すること、申すことは容易成らぬことゆゑ、これを稱しましたものでござる、まづ徳をそなへたる君と申すは、内外ともに事を廢すると云ことはござらぬ、

上下無怨、動無違事、其祝史薦、

信無悞心矣、

【註】君有功德、祝史陳說之、無所悞、

上。上神のにくみもござらず、下民のうらみもござらず、○動。何を行ふにもたがふたこともござらぬゆゑ、○其。その祝師たるものが陳べ布く辭は、みな信のみにて少しも悞ることばはござらぬ、

是以鬼神用饗、國受其福、祝史與焉、

【註】與、受國福、

是。これでこそは鬼神も納受して饗玉ひ、國中もその神の福をうけますれ、さてかの祝史も信を陳るに付て共々にその福に與ります、

其所以蕃社老壽者、爲信君使也、其言忠信於鬼神、其適遇淫君、外内頗邪、上下怨疾、動作辟違、從欲厭私、

【註】使私情厭足、

其。蕃昌してさいはひを受て、長壽に至りまするは信君に使はれました、その言も鬼神に忠信があつて、詐りを述べぬゆゑでござるなり、○其。又たましく淫亂なる君に出逢ふたときには、内も外も偏頗邪曲にして、上神も疾み下民もうらみ、爲ることなすことみな道に辟違ひ、欲をばほしいまゝにし私は飽まで行なひて、

高臺深池、撞鐘舞女、斬刈民力、輸掠其聚、

【註】掠、奪取也、

高。高き樓臺をかまへたり、池をふかくほりたりして、その中に居て鐘を撞て音楽を催し、女樂を舞し民力をいたはらず、刈まはして下々の聚め貯へたる物をうばひ取りて、

以成其違、不恤後人、暴虐淫從、肆行非度、無所還忌、

【註】還猶願也。

以。その財寶にて道に違ふたことを成し、後の子孫を恤むこともなく、暴虐淫從にして肆に法度にそむきたることを行ひて、願み憚ることなく、

不思謗讟、不憚鬼神、神怒民痛、無悛於心、其祝史薦信、是言罪也。

【註】以實白神、是爲言君之罪。

不。人の謗りもおもはず、鬼神の咎めもおそれ憚りませぬ、○神。右の通の行ひでは神も怒り、民もいたみ困めども、○無。君のこころをあらたむることもござらぬ、○其。左あらば祝史が神前に向うて、信に有體に君の所行を薦め陳べては、是れ君のつみを神へ告ると申すものなれば、さすが左やうには成ませぬ、

其蓋失數美、是矯誣也。

【註】蓋掩也。

其。さて又あやまちは蓋ひ隠して、美きことばかりを數へ立て、申しては、これ神へ僞を申して誣ふるになります、

進退無辭、則虛以求媚。

【註】作虛辭以求媚於神。

進。さすればどうも陳べ云べき辭がござらねば、爲方がなく虚言を述べて、神に媚びへつらひて祈るより外はござらぬ、

是以鬼神不饗其國、以禍之、祝史與焉、所以天昏孤疾者、爲暴君使也、其言僭慢於鬼神、公曰、然則若之何、對曰、不可爲也。

【註】言非誅祝史所能治。

是。右のとほりなるが故に、鬼神もその國の非禮はうけ玉はずして、禍を降さるゝなり、○祝。取次人なれば禍のかぶれに與りまして、○所。若死いたしたり、孤疾の身となりましたりいたすは、暴君に仕へて

暴征其私。

【註】介隔也、迫近國都之關、言邊鄙既入、服役又爲近關所征、稅、枉暴奪其私物。

縣。さて齊の縣鄙のものどもが、齊の國都へ出て入してその政を承るにも、○偏。國城に偏りたる近い間にも、介は隔の關所を建て、關貨を取て通す、これは畢竟その國中のものにて、しかも公用にて出るものまで税を出させて、私物の貯へを暴虐して奪ひとると云ものでござる、

承嗣大夫、強易其賄。

【註】承嗣大夫、世位者。

承。代々家を繼ぐ大夫は強てその賄を易となり、

布常無藝。

【註】藝、法制也、言布政無法制。

布。國のさだめを出すに法制はなく、

徵斂無度、宮室日更、淫樂不違。

【註】違、去也。

徵。人足を徵すの税を納ると云に至ては度のほど

その言が鬼神を僭慢とだましあなごゆるでござると云た、○公。そんなら如何せうと云はれたり、○對。祝史をころし玉ふたとて治まるとではござらぬ、

山林之木、衡鹿守之、澤之萑蒲、舟鮫守之、藪之薪蒸、虞侯守之、海之鹽蜃、祈望守之。

【註】衡鹿、舟鮫、虞侯、祈望、皆官名也、言公專守山澤之利、不與民共。

山。山林の材木のごとは衡鹿の官がこれをまもりまする、衡は平なり鹿は麓なり、林麓の木の大小を平にするより云、○澤。澤に生ずる萑の蒲のと云は舟鮫の官がまもりまする、○藪。藪には薪がござつて虞侯の官が守ります、薪は大きなの蒸は細きのなり、○海。海奉行が守りて居ます、これでは國中に一所も民のうるほひになる所はござらぬ、少しの小川も早や留川となるなり、

縣鄙之人、入從其政、偏介之關。

しきりはなく、○宮。日々に華美に成り、淫樂を去ると云時もなく、

内寵之妾、肆奪於市、

【註】肆、放也。

内。御内證の女中はほしいままに町にて押買をいたす、

外寵之臣、僭令於鄙、

【註】詐爲、教令於邊鄙。

外。外さまを司る役人は、君命と詐りて、觸を田舎へ出して、

私欲養求、不給則應、

【註】養、長也。所求、不給、則應之、以罪。

私。自分の私欲をかまへさまへ、貪り求め、もし民がえ給せぬ時は忽ちつみを以て應ずるなり、

民人苦病、夫婦皆詛、祝有益也、

【註】詛、齊、西界也。平原、聊城、縣、東北有、縣城、

詛亦有損、聊攝以東、

姑尤以西、

【註】姑尤、齊、東界也。姑水、尤水、皆在、城陽郡、東南入海、

其爲人也多矣、雖其善祝、豈能

勝億兆人之詛、

【註】萬萬曰億、億億曰兆、

民。右の通りなるがゆゑに、民人は一統に苦み病れて、○夫。男女みな苛政を誦ひまする、○祝。彌祝で益を得ることござるならば、諸人の詛ふ方でも亦損がござらう、○聊。齊國の西の果より東の果までの人數と申すは、限りもなき大分のことござる、○雖。然れば祝師が何ほどに善く祝しましても、億兆の人の詛に勝つことは成りませぬ、

君若欲誅於祝史、脩德而後可、

公說使有司寬政、毀關去禁、薄

斂已責、

【註】除通責、

官、

【註】君招當往、道之常也。非物不進、官之制也。公。腹を立て、召とられた、○辭。虞が云譯するに

は、昔より我先君の田に出させ玉ふ御さだめには、旃を以ては大夫をまねき玉ひ、弓を以招かせ玉ふとき

には士たるものが進び、皮冠を擧て召す時には虞人

どもが参るとでござつた、私は皮冠を見ませなんだ

ゆゑ私がことにてはないとこゝろ得て、わざと進ま

ぬと云たれば、乃免された、○仲尼。道を守るよりは

官を守るに如くはない、官さへ守れば道は立つと云

て、

君子韙之、

【註】韙、是也。

君子はこれを美たとなり、

齊侯至自田、晏子侍于遯臺、子

猶馳而造焉、

【註】子猶、梁丘據。田より歸られて遯臺に上つて居られた時、晏子が侍

君。祝史を誅せんと思召さば、先づ君の徳を修め玉ひて、その上にて彼等が怠たるを誅し玉ひて可からうと云た、○公。尤として悦ばれて、俄に役人に命じて政ごとをゆるくし關所をみなこぼち棄て、法度ごとも去て年貢を薄くいたされ、未進を責ることを已められたとなり、

十二月、齊侯田于沛、

【註】言疾、愈行獵、沛、澤名、

疾も愈られて沛澤へ田獵に出られたである、

招虞人以弓、不進、

【註】虞人、掌山澤之官、

招。山澤の官人を弓にて招かれたれば來らなんだ、

公使執之、辭曰、昔我先君之田

也、旃以招大夫、弓以招士、皮冠

以招虞人、臣不見皮冠、故不敢

進、乃舍之、仲尼曰、守道不如守

べりたればそのところへ子猶が馳て告た、これは齊侯の御意に入て居るゆゑ、

公曰、唯據與我、夫晏子對曰、據亦同也、焉得爲和、公曰、和與同異乎、對曰、異、和如羹焉、水火醯醢鹽梅、以烹魚肉、燂之以薪、

【註】燂、炊也。

公。齊侯の云はるゝには、如何したとにやら、唯あの據と我とは心が和して合て居ると申された、○晏否やあの據はたい同と申すものでござる、何として和と申されうやと云た、○公。和と同とはことが違ふかとなり、○對。成ほどだがひますとなり、これより同和の分ちを論ずるである、○和。先づ和と申す物は羹を煮るやうなものでござる、何でも煮るには水火と酢の醬油のと申す鹽梅をまじへて、魚や肉を煮まする、倍これ煮上げまするには薪を以ていたすことなり、

宰夫和之、齊之以味、濟其不及、以洩其過、

【註】濟、溢也、洩、減也。

宰。料理人が調和してあんばいを付ることなり、齊するとはよい加減に味ひを調ふることを云、○濟。水くさいには溜を加へ、鹽からいには水を入れて中和にする、

君子食之、以平其心、君臣亦然、

【註】亦如羹。

君。君子がこれを召上られてこゝろを平に成さるゝ○君。君臣の間の和すると云のも、亦羹のごとくなるものである、

君所謂可而有否焉、

【註】否、不可也。

君。君のよいと思召して仰せらるゝ言にも、はなはだわるいことがあるものでござる、

臣獻其否、以成其可、

【註】獻、君之否、以成、君可、臣。そのときには臣がそのわるいと云わけを申上げて、可いやうにする、

君所謂否而有可焉、臣獻其可、以去其否、是以政平而不干、民無爭心、故詩曰、亦有和羹、既平、既平、

【註】詩、頌、殷、中、宗、言、中、宗、能、與、賢、者、和、齊、可、否、其、政、如、羹、敬、戒、且、平、和、羹、備、五、味、異、於、大、羹、

君。君のこれはわるいと仰せらるゝことにも、至て可いともござる、そのときに臣がその可いと云わけを獻じて、否を去て可に至らしむるなり、○是。如此にあつてこそ、實に調和して何ごとも善きに合ふゆゑに、政も平になりて干すことなく、民も和に化してあらそふ心がなくなりまする、○故。これは殷の中宗を祭るの詩である、中宗はその生質賢徳ましますうへに、又和羹の臣があつて既に戒め敬むゆゑに政も平にあつた、和平にしてことの治まりたを云、【注】

詩。商頌の烈祖の篇の言なり、大羹と云は肉汁と云て、五味を成さぬものなり、和羹はそれには異にて五味を能くと、のへたものである、

讒、嘏、無、言、時、靡、有、爭、

【註】讒、總也、嘏、大也、言總大政、能使上下皆如和羹、

これは中宗の大政を總て和羹のごとくに治め玉へば上下ともに和してあらそふこゝろはなく治まつたとなり、

先王之濟五味、

【註】濟、成也。

先。古へ先王の五味を成し、

和五聲也、以平其心、成其政也、

【註】須、氣、以、動、

五聲を和し玉ふと云も、その心を平にし、その政を成就せんとのことなり、聲と云へども亦味のごとくである、五聲が調和すれば平かなである、一越聲に一

越聲をあはせては、樂にはならぬ、○一。一氣の起り出るより、

一一體

【註】舞者有文武、

舞ふときには文武の二體があり、

三類

【註】風雅頌、

三。風雅頌の三つの詩があつて、一國のことや諸侯のことを述ぶるを風と云、天下のこと天子のことを云を雅と云、先祖の神の功德をほめたるを頌と云、

四物

【註】雜用四方之物以成器、

四。草のいづる處があり、竹の出るところがありと云やうに、四方の物をあつめて樂器とする、

五聲

【註】宮商角徵羽、

五。音聲にはこの五つがあり、

六律

【註】黃鍾大簇姑洗蕤賓夷則無射也陽聲爲律陰聲爲呂此十二月氣、

七音

【註】周武王伐紂自午及子凡七日王因此以數合之以聲昭之故以七同其數以律和其聲謂之七音、

八風

【註】八方之風、

九歌

【註】九功之德皆可歌也六府三事謂之九功、

以相成也、

【註】言此九者合然後相成爲和樂、

清濁小大短長疾徐哀樂剛柔遲速高下出入周疏以相濟也、

【註】周密也、

清。これみな相反する中よりして、物の成るを云である、清むと濁るを和して調ふ、小きと大なと、短きと長き、疾きと徐かなる、哀むと樂む、剛きと柔かなる、遅きと速かなる、高きと下き、出ると入る、周かなと疏き、これらを合せて以て相成すと云なり、これを和するとは云なり、

君子聽之以平其心、心平德和、

故詩曰德音不瑕、

【註】詩、幽風也、義取心平則德音無瑕闕、

するなり、それより自然と徳も和して君の美德があらはる、○故。これは周公の徳を美めて、こゝろが平なるゆゑに、德音に瑕瑾がないと云てござるとなり、

今據不然、君所謂可、據亦曰可、君所謂否、據亦曰否、若以水濟水、誰能食之、若琴瑟之專壹、誰能聽之、同之不可也、如是、飲酒樂、公曰、古而無死、其樂若何、晏子對曰、古而無死、則古之樂也、君何得焉、昔爽鳩氏始居此地、

【註】爽鳩氏、少皞氏之司寇也、

今。いま據を和したとの玉ひても、左やうではござらぬ、據が致し方は君の可いと思召すとは據も又可いと申し、君の悪いと仰らるゝとは據もわるいと申す、それゆゑ御心に合へども、○若。たとへば水の上

悉ばかりをあつめて、ならしては聞かせぬ、○同。同するのわるいと申すは如此など、ござると云た、○飲。齊侯の酒を飲たのしきまゝに云るゝには、古より死と云ものがないものならば、そのたのしみは如何やうに有らうと云れた○晏。古より死がないものでござるならば、やはり古人が樂で居て君がいまころ樂み玉ふことは成りませぬとなり、○昔。この齊の國の昔を申せば、爽鳩氏が始めてこの地に居まして、少皞氏の司寇をつとめられた、

季荊因之

【註】季荊、虞夏諸侯、代爽鳩氏者。季、そのち夏の時分には、季荊と云諸侯が爽鳩氏に代て保たれた、

有逢伯陵因之

【註】逢伯陵、殷諸侯、姜姓。有、殷の代に至ては、逢伯陵と云諸侯の國と成り、

蒲姑氏因之

【註】蒲姑氏、殷周之間、代逢公者。

蒲。殷周の間にしばらく蒲姑氏と云が居まして、而後大公因之、古若無死、爽鳩氏之樂、非君所願也、

【註】齊侯甘於所樂、志於不死、晏子稱古以節其情願、

而。その後御先祖大公望の封せられ玉ひたなり、○古。仰せのごとく死と云ものかござらば、爽鳩氏の樂んで居らるゝてござらう、すれば君の願ひのぞみ玉ふべきことではござらぬと云た、

鄭子產有疾、謂子大叔曰、我死、子必爲政、唯有德者能以寬服民、其次莫如猛、夫火烈、民望而畏之、故鮮死焉、水懦弱、民狎而翫之、

【註】狎、輕也。子產が病氣に有たに付て、子大叔へ教誨せらるゝに

は、我今度の病氣では死するで有らう、我が死してあらば吾子が必ず政を爲らるゝで有らう、○唯。上に立て國を治るには、徳有る人は能く寬を以て寬く治めても、民が服して治まる物で有る、○其。それより次なる人が國を治るには、寬にしては治まらぬ物なれば、猛き政にてきびしく制度を立るに如くはないとなり、○夫。其れを譬て云へば、火と云物は烈しき物なれば、民が望て畏れ近づかぬ故に、無作と燒死する者は鮮い、○水。水と云ものは懦弱によわいなれば、民が狎あなどり、

則多死焉、故寬難

【註】難、以治、

果には溺死する者が多い、○故。然れば寬と云は上手藝にて用ひ難い物で有と云た、是必猛を行ひて寬は棄てよと指圖するために、唯寬は成にくいと云はなしをして、大叔を諷したで有る、

疾數月而卒、大叔爲政、不忍猛而寬、鄭國多盜、取人於萑苻之

澤

【註】萑苻、澤名、於澤中劫人、

疾。其後月を経て子產は卒せられたとなり、○大。さても大叔が政を爲すになつて、猛きことをするもいかにしてもむごくおもうて寬に致された、○鄭。はたして國中に大分盗人が起て、○取。萑苻と云澤に追剽が大分あつまり居て、人をとらへて剽取るやうになつた、

大叔悔之曰、吾早從夫子、不及此、興徒兵以攻萑苻之盜、盡殺之、盜少止、仲尼曰、善哉、政寬則民慢、慢則糾之以猛、

【註】糾、猶攝也、

大。はたして後悔して、子產の云はれたるとほりにはやく従ふたらば、これほどにはなるまいものをと云て、○興。士卒を大勢さし向けて、澤中の盗人を攻て盡く殺したとなり、○盜。このひびきで一國の盜

も少し止たである、○仲尼。このことをき、玉ひて感じ玉ふには、善かな、國の政は寛なれば民があなどるなり、あなどればこれを糾すに猛を以てしつむる、**猛則民殘、殘則施之以寬、寬以濟猛、猛以濟寬、政是以和、詩曰、民亦勞止、汙可小康、惠此中國、以綏四方、施之以寬也、**

【註】詩、大雅、汙、其也、康、綏、皆安也、周厲王暴虐、民勞於苛政、故詩人刺之、欲其施之以寬、**猛**、猛きをなすときは民が殘ふ、殘ふときは寛なる政をほどこせば、これ寛で猛を成就すると云ものなり、これを以て政が和するとなり、前の和の論と同じことなり、○詩。これは周の厲王の暴虐を刺りたる詩である、苛政に逢て民も勞するほどに、少し安くせよかし、この中國を惠て四方を安じ、寛き政をほどこせよと諷したるなり、**毋從詭隨**、

【註】詭人隨人、無正心、不可從、毋、詭人は詐りを構ふる人、隨人は惡に隨ふ人、これらは正しきころがないゆゑ、從はぬがよい、**以謹無良**、

【註】謹、勑慎也、無良は無善の人で惡人なり、これを謹ましめよとなり、**式遏寇虐、慘不畏明、糾之以猛也、**

【註】式、用也、遏、止也、慘、會也、言爲寇虐、曾不畏明、法者亦當用猛政、糾治之、寇虐を爲して會て明法をおそれぬものを正すには、猛政を以てせよとなり、**柔遠能邇、以定我王、平之以和也、**

【註】柔、安也、邇、近也、遠者懷附、近者各以能進、則王室定、

柔。遠人を安じ懷けて、近きもの、内にて能あるものを進むれば、我王室は定まるとある、これが平にするに和を以てすると云物となり、皆詩の辭なり、**又曰、不競、不綏、不剛、不柔、**

【註】詩、殷頌、言湯政得中和、競、強也、綏、急也、又、又詩の殷頌に、これは湯王の徳を美めて祭る詩である、湯王は徳がましく、たゆゑ、天下を治るに強くもなく急にもなく、剛でも柔なでもなく、中和を以て治め玉ひたとなり、**布政優優、百祿是適、**

【註】優優、和也、適、聚也、布、政を布き施し玉ふこと優々と和らぎたるゆゑ、百祿はあつまるとなり、**和之至也、及子產卒、仲尼聞之、出涕曰、古之遺愛也、**

【註】子產見愛、有古人之遺風、和。これは和の至りであると仰せられた、○及、卒

したとき、玉ひ涕を流し玉ひて、古人の遺風があつて人に愛せられたる人かなとて、惜みなげき玉ひたとなり、

【經】二十有一年、春、王三月、葬蔡平公、葬會した、

夏、晉侯使士鞅來聘、【註】晉頃公即位、通嗣君、代がはりを魯へ告て來た、

宋、華亥向寧、華定自陳入于宋、南里、以叛、

【註】自外至、故曰入、披、其邑、故曰叛、南里、宋城內里名、告文なり、

秋、七月、壬午、朔、日有食之、解に不及、

八月、乙亥、叔輒卒、

【註】叔弓之子伯張、卿の卒を書きたり、

冬、蔡侯朱出奔楚、

【註】朱爲天子、則失位、遂微弱、爲國人、所逐、故以自出爲文、

告文なり、

公如晉、至河、乃復、

【註】晉人辭公、故還、

【傳】二十一年、春、天王將鑄無射、

【註】周景王也、無射、鐘名、律中無射、無射の律の大鐘を鑄させうとし玉ひた、これは國語

には鑄させ玉ひたる後の謗にしてある、

泠州鳩曰、王其以心疾死乎、

【註】泠、樂官、州鳩、其名也、

泠州鳩が王には亂心して崩じ玉ふならんと云た、

夫樂、天子之職也、

【註】職、所主也、

夫樂は天子の正し玉ふ職なれば、和すべきことなり、

夫音、樂之輿也、

【註】樂因音而行、

夫されば音は樂を載る車である、

而鐘、音之器也、

【註】音由器以發、

而さて鐘は樂の内の大切なる器なり、

天子省風、以作樂、

【註】省、風俗、作、樂、以、移、之、

天。風俗を省して樂を作り玉ふことなり、移すとは柔弱の風には強を以て風を和し、強き風俗のところへは柔弱を以て移す、これを樂を以て風を化すと云なり、

器以鐘之、

【註】鐘、聚也、以器聚音、

器。樂器と云ものは五音を聚めたるものである、

輿以行之、

【註】樂須音而行、

輿。音を合せたる車にて樂を行たものである、

小者不窳、

【註】窳、細、不、滿、

小。其れゆる樂器の音は至て小音など云ても、耳に不満足としてきこえぬやうなる小音と云もなく、

大者不櫛、

【註】櫛、橫、大、不、入、

大。大音など云て、法に過て鐵炮や雷聲のやうに、耳をつんざくやうなる音もないものである、左なくては和とは云はれぬ、

則和于物、物則嘉成、

【註】嘉、樂、成、也、

則。右の大小の音がそれづくに調和すれば、そこで嘉樂が成就する、

故和聲入于耳、而藏于心、心億則樂、

【註】億、安、也、

故。調和して八音のそろひたる音が耳に入て、これはところろに感じて、藏るところがおだやかに安すれば樂むものである、

窳則不成、

【註】不、充、滿、人、心、

窳。あまり小ければ心に満ぬゆる不足な、

櫛則不容、

【註】心、不、堪、容、

櫛。すさまじい音は耳へ容れられぬ、雷のひびきには耳に手を當るやうなものなり、

心是以感、感實生疾、今鐘櫛矣、王心弗堪、其能久乎、

【註】爲、明、年、天、王、崩、傳、

心。小さい音に感ずれば心がゆるものなり、大きな音に感ずればこころが轉動するなり、ゆるに感じて疾を生ずるものである。○今、鈞鐘と云ものは大音で耳を突ざく、これを好み玉ひては王のこころはたへられぬ理なれば、久しく御存生はあるまいとなり、

三月、葬蔡平公、蔡太子朱失位、位在卑。

【註】不在適子位、以長幼齒、

蔡の君の葬會に、國々の使者も聚つて葬禮があつたときに、蔡の太子の朱と云は今度跡をつぐべき人なるに下の座席に即て禮を行はれた、庶子の年長を上座として次第を立られた、これはつまらぬことである、年は何ほど幼弱でも、適子と成れば上位に着すべきものなり、

大夫送葬者歸、見昭子、昭子問、蔡故、以告、昭子歎曰、蔡其亡乎、

若不亡、是君也、必不終、詩曰、不解於位、民之攸斃、

【註】詩、大雅、既、也、

大國より葬會したるものも散じて魯の大夫も歸りて、○見、御家老の昭子へ届けたれば、昭子が蔡の葬禮の様子を問ふた、○以、右の太子の下に居られたことを告たとなり、○昭、其れは近頃歎かほしいことである、蔡の滅亡と見ゆる、○若、もし亡びずば、この君はかならず終りまで無事に位はえたもたれまいとなり、○詩、上下ともに位におこたらぬを以て民も安息なるとなり、

今蔡侯始即位、而適卑、身將從之、

【註】爲、蔡侯朱出奔、傳、

今、治て位に即きながら卑しきに適しては、身も左ながら卑きに居るやうに成られようとなり、夏、晋、士鞅來聘、叔孫爲政、

【註】叔孫昭子以三命爲國政、晋より魯國へ使者に來た、この時分は魯の叔孫が政を爲して居た、

季孫欲惡諸晋、

【註】憎、叔孫在己上位、欲使得罪於晋、

季、昭子に先官を取られたを憤りて、彼をしくらせて晋より疾ませうと巧んで、間遠をさせたなり、

使有司以齊、鮑國歸費之禮爲士鞅、

士鞅、

【註】鮑國歸費、在十四年、牢、禮、各如其命數、魯人失禮、故爲鮑國七年、

使、役人に云付て今度の使者は、この以前齊の鮑國が費邑を返しに來たときもてなしたる通りを以て、士鞅を會釋へと云たである、鮑國には七年と云て七つ臺のものを出した、これも卿は五年、大夫は三年とさだめてあるに、鮑國に七年と云は過て居れども、この時分は禮が亂れたるなり、

士鞅怒曰、鮑國之位下、其國小、

而使鞅從其牢、禮是卑、敝邑也、將復諸寡君、魯人恐、加四牢焉、爲十一牢、

【註】言魯不能以禮事大國、且爲哀七年吳徵百牢起、

士、七年なれば能き會釋ひなれども、鮑國に準へたを怒たである、依て云には、鮑國は位も下く、其國も小國なるに、晋の大國を以て、鮑國に準せらるゝと云は、拙者の國を卑しめらるゝなり、このとほりを歸て主人へ申すほどに、左やうにこころ得られよと云た、○魯、俄に迷惑して又攻られては成らぬとて、わび言をして四牢を増して、十一牢にしたのである、

宋華費遂生華、華多僚、華登、

【註】公、御士、

兄弟三人の子を持たなり、○華、父は大司馬の官で、總領の華、華は少司馬に成る、仲子の多僚は宋公の御

をつとめた、
與、**羆**相**惡**、乃、**譖**諸公曰、**羆**將納亡人、

【註】亡人、華亥等、

與、兄弟間がはなはだ悪い、○乃、兄のことを君に譖言するのである、亡人どもを引入れて亂を企てます、
亟言之、公曰、司馬以吾故、亡其良子、

【註】司馬、謂、費遂爲、大司馬、良子、謂、華登、

亟、折々このことを云たである、○公、司馬は彼が父の華費遂なり、吾故に先年もあたら子に亡したとなり、

死亡有命、吾不可以再亡之、對曰、君若愛、司馬、則如亡、

【註】君若愛、大司馬、則當亡走、失國、

死、人の死亡すると云ふものは、天命の定數もある

而弗能殺、吾又不死、抑、君有命、可若何、乃與公謀、逐、**華**、**羆**、將使、**田**、**孟**、**諸**、而遣之、公飲之酒、厚酬之、

【註】酬、酒幣、

司、華費遂がなげいて、これはたしかに弟の多僚めが所爲に極た、○吾、吾このやうな兄を讒するせがれを持たながら、殺すこともえせず、吾も又早く死ねばよいに長生して居ることかな、○抑、つみもない兄なれど、併ながら追出せとの命ある上はせうとがない、○乃、そこで公と共に羆を追出す相談をしたである、○將、宋公の孟諸へ田に出して、そのころより直に追放のつもりにははめられた、○公、暇乞の心で御酒を下されたる上に、色々下され物もあつたである、

賜及從者、司馬亦如之、

【註】亦如、公賜、

ものなれば是非がない、○吾、其れに吾れ又羆を亡すことは成るまいと云はれた、○對、君左ほどまで大司馬を不便に思召すならば、他國へ亡走り玉ひて國をすて玉ふに如くはござらぬ、

死如可逃、何遠之有、

【註】言亡可以逃、死、勿、慮其遠、以、恐動公、

死、亡走して死を逃れさへすればよいと思召すならば、何にも遠き慮には及ませぬと云て、をどしかりた、

公懼、使侍人召司馬之侍人、宜僚、飲之酒、而使告司馬、

【註】告、司馬、使、逐、羆、

公、あまりはなはだしく云に付て、少し氣づかひに成て來た、○使、宋公の側役を使として、華費遂が側廻りの宜僚を召して、御酒を下されてこのわけを華費遂へ告て、華羆を勸當せよと云はせられた、

司馬歎曰、必多僚也、吾有讒子、

賜、華羆が供まはりへまでみな下されものがあつたとなり、○司、父も君のとほりに物を家來にまでとらせたとなり、

張句尤之、

【註】張句、華羆、臣、尤、怪、賜、之、厚、

張、華羆が家來の張句と云男が、あまり君父より色々賜はりたゆゑ、不審におもつて、

曰、必有故、使子皮承宜僚、以劍而訊之、

【註】子皮、華羆、訊、問、也、

云には、是は決して子細が有らう、何のゆゑなくしてこのやうに物を玉はるはずはないと云て、○使、主人へふき込で、この間司馬の臣宜僚が公へ召れて密事を談じたれば、彼れに問玉へと云て、宜僚を召んで承にと云は刃を心下へさしつけて、云はねば殺さんとおびやかして、白状させられたれば、

宜僚盡以告、

【註】告、欲、因、田、以、遣、之、

宜僚が有りのまゝに打あけた、

張勾欲殺多僚、子皮曰、司馬老矣、登之謂甚、

【註】言登亡傷司馬心已甚、

張 讒人なれば殺さうと云た、○子。爰がをとなし、云分なり、父上にもはや御年よられたれば、弟の登が立退たさへ心をいたため玉ふことなるうへに、

吾又重之、不如亡也、五月丙申、

子皮將見司馬而行、則遇多僚、

御司馬而朝、張勾不勝其怒、遂

與子皮白任鄭駟殺多僚、

【註】任駟亦鄭家臣、

吾が又重ぬるに、多僚をころして父の歎きを増すは不孝なり、それよりは君父の命のほり立退くがよいと云た、○五。老たる父なれば今一度御目にかゝりて立のかうと云て、暇乞に行たである、○遇。運こそ悪かりたれ、折しも華多僚が父を御して出仕す

るに出合ふた、○張。この男は短慮なるゆゑ、多僚が貌を見ては怒て得こらへずして、遂に四五人して多僚をころして、

劫司馬以叛、而召亡人、壬寅、華

向入、樂大心、豐愆、華輕禦、諸橫、

【註】梁國睢陽縣南有橫亭、

費遂を手ごめにして謀叛をおこした、○而。是が物は大事のことで、叛くに及では方人がなくてはならぬに依て、亡人どもを召聚めたなり、これで讒が實になつた、○壬。走て居たものが國へ入た、○樂。國へ入れじとして防ぎに出たなり、

華氏居盧門、以南里叛、

【註】盧門、宋東城南門、

華氏一家は南門に聚つて叛逆した、

六月庚午、宋城舊鄆、及桑林之

門而守之、

【註】舊鄆、故城也、桑林、城門名、

六。宋の君方は桑林門を守りて防いだ、これで宋の國が華氏と公室と二つにわかれて大亂に成たのである、

秋、七月、壬午、朔、日有食之、公問

於梓慎曰、是何物也、禍福何爲

【註】物、事也、

日食が有たれば、魯侯の梓慎を召てこれは何事ぞあらうが、禍福は何ごとで有らうと問れた、

對曰、二一至二分、

【註】二至、冬至夏至、二分、春分秋分、

對。日食は冬夏の二至と、春秋の二分とに有るは、災には成ませぬとなり、

日有食之、不爲災、日月之行也、

分、同道也、至、相過也、

【註】二分、日夜等、故言同道、二至、長短極、故相

過。そのわけは日行も月行も、春分と秋分に晝夜同日

じき長短なるゆゑに、ふとすれば行合て食することもござる、○至。冬至と夏至は至て長いと短いとかなれば、相過るゆゑ行過て侵すこともござるものにて、これも災にはなりませぬ、

其他、月則爲災、陽不克也、故常

爲水、

【註】陰侵陽、是陽不勝陰、

其。その外の月に有るは災になります、そのわけは陽がまけるゆゑ食せらるゝでござる、○故。陰の克つ道理なれば水難がござるとなり、

於是、叔輒哭、日食、

【註】意在於憂災、

於。この談をきゝて魯の叔輒が災を憂ひて哭した、

昭子曰、子叔將死、非所哭也、八

月、叔輒卒、

昭。彼は死前が近いと見ゆる、哭すべきときでも無いに哭すると云た、果して八月卒したとなり、

冬十月華登以吳師救華氏

【註】登前年奔吳

さて華費遂が末子の華登は前年吳へ去て居た處に、今度一門が君と矛盾に及んだとき、吳の軍兵を加勢にたのんで、華氏の味方に來たのである、

齊烏枝鳴戍宋

【註】烏枝鳴齊大夫

齊より大夫を以て宋を守らせ、宋公へ加勢した、

廚人濮曰

【註】濮宋廚邑大夫

宋の大夫が、

軍志有之先人有奪人之心後人有待其衰蓋及其勞且未定也伐諸若入而固則華氏衆矣悔無及也從之丙寅齊師宋師

敗吳師于鴻口

【註】梁國睢陽縣東有鴻口亭

軍法の書にも有るとほり、先を取れば人のこゝろを奪ふことがあり、○後 又敵に先を取られた時は、敵の衰ふるを待つと云てあるなり、○蓋 今華氏が勞れて居て、そのうへまた備へも定らぬところを付けこんで、なせ伐玉はぬぞ、○若 若華氏が國に入て固めたらば、華氏の人數が衆くなりて、そのとき悔ても及まいと云た、○從 みな同心した、○丙 齊の戍兵と宋の師と遮て吳の軍兵を打敗た、

獲其二帥公子苦雒偃州員

【註】二帥吳大夫

獲 吳の大將を兩人うち取たとなり、

華登帥其餘

【註】吳餘師

華 討のこされを引率して、以敗宋師公欲出

【註】出奔

宋の兵を打敗たである、○公 危く成たに付て、宋公も出奔せうといたされた、

廚人濮曰吾小人可藉死

【註】可借使死難

廚 私ども小人のことなれば、一命をさし上げて討死をいたさうと存するに依て、

而不能送亡君請待之

【註】請君待復戰決勝負

亡げ玉ふ君を送ることはえいたさぬとなり、○請 しかればいまま少し勝負のやうすを待玉へと云た、

乃徇曰揚徽者公徒也

【註】徇識也

乃 君の味方申すこゝろある輩は立て印しを擧げられよとふれた、

衆從之公自揚門見之

【註】見國人皆揚徽睢陽正東門名揚門

衆 皆印を揚たなり、○公 宋公の櫓上より此ありさまを見て、

下而巡之曰國亡君死二三子之恥也豈專孤之罪也齊烏枝

鳴曰用少莫如齊致死齊致死

莫如去備

【註】備長兵也

櫓を下て諸軍をまはり云はるゝには、國が亡びたり君たる者が討るゝは皆々の恥なり、豈孤ばかりが罪

であらんや、然ればはげみて戦へと下知せられた、○齊 少分の軍兵を用ふるには、一統に討死ときは

むるに如くはない、○齊 一統に死を定るには備を棄てゝ、短兵急に攻たがよい、

彼多兵矣請皆用劍從之華氏

北復即之

【註】北敗走

【註】北敗走

彼。敵は多勢なれば請ふ皆太刀打を以て攻ようとな
た、みな同心してたゞみ付て攻たれば、○華 一族み
な北げた、すかさず付こみて追たなり、

廚人濮以裳裹首而荷以走、曰
得華登矣、遂敗華氏于新里、

【註】新里、華氏所取邑。

廚。これが軍略である、裳を裂て雑兵の首を包み、此
を荷て走りながら、大音上げで敵の大將華登をばう
ち留めたよばはつた、○遂。大將が死だと聞て、華
氏も内くづれがして、終には新里の陣所を敗られた、

翟僂新居于新里、既戰、說甲于
公而歸、

【註】居、華氏地而助公戰、

翟。これが面白いことである、翟僂新が犀布は敵の
華氏が方にある、○既。合戦の内は宋公方ゆる宋公
の方に居て、自分の同所の者の戰て戰終つた上にて、
甲冑を宋公の陳所に説棄て、敵の方へかへつたと

なり、

華姓居于公里、亦如之、

【註】姓、華氏族、故助華氏、亦如僂新說甲歸、傳
言古之爲軍、不咎小忿、

華。是は又華氏が味方であれども、居處は公の方に
ある、これも翟僂新がとほりにして公の方へ歸た、す
べて古への軍事には、このやうな小き忿には目はか
けなんだと云ことなり、

十一月、癸未、公子城以晉師至、

【註】城、以前年奔晉、今還救宋、

十。晉の大軍をたのみ、導き來て宋公に加はりたな
り、

曹翰胡、

【註】曹大夫、

會晉荀吳、

【註】中行穆子、

齊苑何忌、

反之、

【註】怒其呼己、反還戰、

公子城と行遇た、○華。城かと云て呼だ、○城。名を
呼だを怒つて引返して戰ふた、

將注、豹則關矣、

【註】注、傅矢、關、引弓、

將。互に弓矢をつがひて矢軍になりた、○豹。引し
ほりて、

曰、平公之靈尙輔相余、

【註】平公、公子城之父、

曰。汝が父平公の神靈さへ、辱くも余を輔け玉ふを
見ておくと云て、

豹射、出其間、

【註】出、子城子祿之間、

豹。矢を放ちたれば、公子城と車の右なる子祿との
兩人の間を射通してはつした、

將注、則又關矣、曰、不狎鄙、

【註】齊大夫、

衛公子朝、

【註】前年出奔、晉、今還衛、

救宋、丙戌與華氏戰于赭丘、

【註】赭丘、宋地、

曹。大分宋公の味方が出來た、○丙。大合戦に及だ、

鄭翩願爲鶴、其御願爲鶩、

【註】鄭翩、華氏黨、鶴、鶩、皆陳名、

鄭。華氏が方でも人々了簡を以て軍列を立るなり、

子祿御公子城、莊董爲右、

【註】子祿、向宜、

子。公子城も車に載りかへるとき、

干嬖御呂封人、華豹張句爲右、

【註】呂封人、華豹、華氏黨、

干。これは華氏方なり、是も出かけて、

相遇、城還、華豹曰、城也、城怒、而

【註】狎更也、

將。今度は公子城が矢をつがふとしたれば、又豹が弓を引た、○曰。公子が云には、かはるく射させぬと云は鄙いきたないふるまひなり、今度はこの方に射さすべきものをと云た、

抽矢、

【註】豹止不射、

抽。豹がしぼつた矢をはづした、

城射之、殪、

【註】豹死、

城。すかさず射たれば射殺した、いらざる豹が男立でころされた、

張句抽矢而下、

【註】矢長丈二在車邊、

張。車に立て、有る一丈二尺の矢を抽持て、車より飛下りて、

射之、折股、扶伏、而擊之、折軫、

【註】折城車軫、

進む處を又射た、股に中てたふれたれども、はらばひながら公子城の車へ近よりて撃たれば、車よこ木を打をりた、

又射之、死、

【註】句死、

又。乙矢を受けてはたまらずして終に死だ、

干嬖請一矢、

【註】求死、

干。御者唯一人殘たゆゑ、吾にも一矢所望と云た、

城曰、余言女於君、

【註】欲活之、

城。公子城がその方がことは、君へ申上げて、一命を助んと云たなり、

對曰、不死、伍乘、軍之大刑也、

【註】同乘共伍、當皆死、

對。部伍を組み同く乗りながら、一組みな死だに

一人生のこゝろは軍の大刑なれば、

于刑而從、子君焉用之、子速諸、

乃射之、殪、

【註】嬖又死、

刑を干してこなたに從たと云ても君が何の用ひ玉はふや、急いで射られよと云たなり、○乃。止むことをえす射ておとした、

大敗華氏、圍諸南里、華亥搏膺、

而呼、見華貍、曰、吾爲嬖氏矣、

【註】晉樂盈還入、作亂而死、事在襄二十三年、

大。大敗北に及だ、○華。膺を搏つとはなげく體なり、さて無念なることかな、吾もとんと晉の樂盈に成たと云た、是は外より入て亂を作して殺された例を云たなり、

貍曰、子無我廷、不幸而後亡、

【註】廷、恐也、

貍。その様に味方の恐るゝやうなことを云るゝな、

隨分不仕合なる分にて亡ぐるばかりのこと、有らう、死する程には成るまい、若しければ又福にも成らうぞと力を付た、

使華登如楚、乞師、華貍以車十

五乘、徒七十人、犯師而出、

【註】犯、公師、出送華登、

使。楚へ加勢を乞にやりた、○華。敵陣を侵して送りて出たとなり、

食於雎上、哭而送之、乃復入、

【註】入南里、

食。心の内には南里を取廻されて居るゆゑ、力なく加勢の來らぬ内に討死せんも計られぬゆゑ、水邊で互に哭して別れを送て、復南里へ歸た、

楚、薳越帥師將、逆華氏、大宰犯

諫、曰、諸侯唯宋事、其君今又爭

國、釋君而臣、是助、無乃不可乎、

王曰、而告我也、後既許之矣、

【註】爲明年華向出奔楚傳、

楚も一味して華氏を國へ逆へんとて、人數を率ゐて出かけたなり、○大 諸侯の中にてこれまで宋ばかりは能く群臣が君に事へて睦かりしに、いまこゝれも國を争ふやうに成て加勢を乞へばとて、宋の君を棄て、道ならぬ臣の華氏へ助援成さるゝは、わるいではござらぬかと云た、○王もそつと早く云へばよいに、いま時分云ては、早や加勢を許容したることなれば是非がないとなり、

蔡侯朱出奔楚、費無極取貨于東國、

【註】東國、隱大子之子平侯盧之弟朱叔父也、叔孫が言のごとく、はたして君が出奔いたされた、このおこりは楚の費無極が蔡侯の叔父東國と云ものより大分路を受けて、これを蔡侯に立ようと思つて、而謂蔡人曰、朱不用命於楚、君

王將立東國、若不相從、王欲楚必圍蔡、蔡人懼、出朱而立東國、朱愬于楚、楚子將討蔡、無極曰、平侯與楚有盟、故封、

【註】盟于鄧、依陳蔡人以國

蔡の群臣へ云には、いま迄の蔡侯朱はこの方楚君の命を會て用られぬに付て、今度東國を立んと主人が存せらるゝ、○若 群臣達が楚王の了簡どほりに、今の君をはやく追出せばよし、もし其れを群臣否と云は、楚より大軍を以て蔡を圍まるゝ程に、左やうにこゝろ得よと云た、○蔡 大國に圍れては國が堪られぬゆゑ、おそれて朱を出して東國を立たとなり、○朱 逐出されて楚へ愁訴致された、楚子は夢にも知られぬことゆゑ、それは不埒なと云て蔡を討たうと云はれた、○無 平侯の代に楚と盟はれたゆゑに、國に封せられた處を、其子有二心、故廢之、

【註】子、謂朱也、

その子が二心があつたゆゑ廢した、

靈王殺隱大子、其子與君同惡、德君必甚、又使立之、不亦可乎、且廢置在君、蔡無他矣、

【註】言權在楚、則蔡無他心、

靈 先君靈王は隱大子を殺されたに付て、その子は靈王を惡み怨み、君も又靈王を惡ませ玉ふたことなれば、惡みを同するゆゑその子を立れば、君を恩德あると存せらるゝことがはなはだしからん、然ればその人を立るは又よいではござるまいか、○且 そのうへに廢置は立てようが伏せようが君の心まゝにあれば、蔡に於て他へ傾く心はあるまい、専ら楚を親むで有らうと云て誣たである、

公如晉、及河、鼓叛晉、

【註】叛晉、屬鮮虞、

魯侯の晉へ朝せんとして河水まで至られたれば、そ

の折しも鼓國が叛いて鮮虞へ付きた、

晉將伐鮮虞、故辭公、

【註】將有軍事、無暇於待賓、且懼泄軍謀、晉 屬國を取られてはすまぬに付て、鮮虞を伐たうとて軍評定の最中なれば、魯侯の來られても變ずることがならぬ又一つには軍謀を悟らるゝもきのどくとおもふゆゑに、わざと取こみの節なりと云て、ことわりを云たに付て歸られた、

【經】二十有二年、春、齊侯伐莒、

告文なり、

宋華亥向寧、華定自宋、南里出奔楚、

【註】言自南里、別從國去、

告文なり、

大蒐于昌間、

【註】無傳、

魯にての蒐なり、

夏四月乙丑天王崩

告文なり

六月叔鞅如京師葬景王

【註】叔鞅叔弓子三月而葬亂故速魯よりの使なり

王室亂

【註】承叔鞅言而書之未知誰是故但曰亂葬會に付て叔鞅が見て來て語たを書した

劉子單子以王猛居于皇

【註】河南鞏縣西南有黃亭辟子朝難出居皇王猛書名未即位

秋劉子單子以王猛入于王城

【註】王城郊廓今河南縣晉助猛故得還王都告文なり

冬十月王子猛卒

【註】未即位故不言崩

告文なり

十有二月癸酉朔日有食之

【註】無傳此月有庚戌又以長曆推校前後當爲癸卯朔書癸酉誤

【傳】二十二年春王二月甲子齊

北郭啓帥師伐莒

【註】啓齊大夫北郭佐之後齊の大夫が軍兵を率ゐて莒を伐た

莒子將戰苑羊牧之諫

【註】牧之莒大夫

【註】一戰せうと致された○苑莒の大夫が謂には

日齊帥賤其求不多不如下之

大國不可怒也弗聽敗齊師於

壽餘

【註】莒地

今度齊より來る討手の大將は官も賤しければ左而已大な求めもあるまいからは命を承て早く下りて降參するに如くは有まいとなり○大兎角大國を怒らせぬがよいと諫た○弗莒子が用ひず勢を出して齊の軍兵を壽餘と云處で打败つたとなり

齊侯伐莒

【註】怒敗

齊齊侯の敗られてはその分におけぬと云て自身に馳向はれた

莒子行成司馬竈如莒蒞盟

【註】竈齊大夫

莒今度は一言もなく下られた○司齊の大夫が判元見に來た

莒子如齊蒞盟盟于稷門之外

【註】稷門齊城門也

莒盟がすんだである

莒於是乎大惡其君

【註】爲明年莒子來奔傳莒君の仕方がわるい故惡んだ

楚遠越使告于宋曰寡君聞君

有不令之臣爲君憂無寧以爲

宗羞

【註】無寧寧也言華氏爲宋宗廟之羞恥

楚よりの加勢が宋に至て宋公へ告て品よく云には寡君承はらるゝには君には今度不令の臣があつて叛逆いたして君のうれひを成すとのことなりこれは君の宗廟の耻なれば

寡君請受而戮之對曰孤不佞

不能媚於父兄

【註】華向公族也故稱父兄

寡此方へ請受けて誅戮を加へようかと存せらるゝに依て逆ひにさしこまれたと云た○對宋公も華氏を助けに來たと云を合點でこたへに私不調法ゆゑ父兄のものどもに媚ることを得せずして亂を作

以爲君憂拜命之辱抑君臣日戰君曰余必臣是助亦唯命人有言曰唯亂門之無過君若惠保敝邑無亢不衷以獎亂人孤之望也唯君圖之楚人患之

【註】思宋以義距之君にまで憂をかけた辱き命を拜謝いたす、○抑併ながら君臣不和に成て、日に戰ふとなるに、○君君の仰には余は必ず宋の臣どもを助けようとするなり、○亦其れは思召のまゝであるとなり、○人然りとは云へども、人の言ならはしにも、たゞ亂門には過ぬがよいとある、○君若私の國を惠み保て玉はらうものならば、不善なるものどもをかばひ玉はず、亂人をすゝめぬやうに成し下さるゝが、孤が本望でござる、○唯宜く御勘考あれかしと云たなり、○楚道理を云はれて一言もなく、しまひの付かぬ

ことに成たを患ふるである、

諸侯之戍謀曰若華氏知困而致死楚恥無功而疾戰非吾利也、不如出之以爲楚功其亦無能爲也已

【註】言華氏不能復爲宋患、諸國々より宋を成りに來て居るものどもが、打よりに相談するには、若華氏の一門が、これは困しみてもはや助からぬと云を知て死物狂になり、楚人も功もなくして歸ては心外なと耻て、華氏とともに短兵急に挑み戰は、この方どもの利を失ふに至らうとなり、しかれば油断しては居られぬ、○不早く華氏どもをにがし出して楚の功と爲てやるに如くはない、彼らが亡去てももはや此上爲すべき術は有まいとなり、
救宋而除其害又何求乃固請出之宋人從之己巳宋華亥向

寧華定華驅華登皇奄傷省臧士平出奔楚

【註】華驅以下五子不書非卿、救吾々は宋を救ひに來たことなれば、その害さへのぞきたらば又何を求めよう、外に用はないとなり、○乃是非出さうと云たれば、宋の諸臣も同心した、○己みな宋を出たである、

宋公使公孫忌爲大司馬

【註】代華費遂

邊印爲大司徒

【註】印、平公會孫代華定

樂祁爲司城

【註】祁、子罕孫樂祁犂

仲幾爲左師

【註】幾、仲江孫代向寧

樂大心爲右師

【註】代華亥

樂輓爲大司寇

【註】輓、子罕孫

以靖國人

【註】終梓慎之言三年而後興、宋皆後役をさだめて家中をしづめたなり、

王子朝賓起有寵於景王

【註】子朝、景王之長庶子、賓起、子朝之傅、周の景王の庶子の王子朝と、守り役の賓起とを愛せられて、

王與賓孟說之欲立之

【註】孟、即起也、王與賓孟欲立子朝爲太子、王、王と賓起とともに子朝を説んで、大子に爲さうと謀り玉ふ、

劉獻公之庶子伯益事單穆公

【註】獻公、劉擘、伯益、劉狄、穆公、單旗、劉伯益と云ものは攝政の單穆公に取入りて、

惡賓孟之爲人也、願殺之、又惡王子朝之言以爲亂、願去之、

【註】子朝有欲立之言、故劉益惡之、賓孟が人柄の悪いをにくみて殺さうとおもひ、又王子朝の位を奪はうと爲ることを云はるゝをきつて、逐出したく思つて居る、

賓孟適郊、見雄鷄、自斷其尾、問之、侍者曰、自憐其犧也、

【註】畏其爲犧、性奉宗廟、故自殘毀、賓孟の雄が自分に美い尾を喰ひ切るを見て、側のものにあればなせ喰切るぞと問たれば、○侍、あれは羽が全備してあれば、殺されて祭の犧にせらるゝを畏れて喰さるのであると云た、

遽歸告王、且曰、雞其憐爲人、用乎、人異於是、

【註】雞犧雖見寵飾、然卒當見殺、若人見寵飾則當貴盛、故言異於雞、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

王弗應、

【註】十五年、大子壽卒、王立子猛、後復欲立子朝、而未定、賓孟感雞盛稱子朝、王心許之、故不應、

尤なことを云と思召したゆゑに、何とも詰り玉はず、心でうなづき居玉ひた【注】十、既に子猛を立てる筈にして極ておきながら、また子朝を立てようと思さるゝなり、

夏、四月、王田北山、使公卿皆從、將殺單子劉子、

【註】北山、洛北芒也、王知單劉不欲立子朝、欲因田獵先殺之、

田りに出玉ひて公卿殿上人殘らず從へ玉ひて、妨に成る攝政をころさうと思召すなり、

王有心疾、乙丑、崩于榮錡氏、

【註】北山、洛北芒也、王知單劉不欲立子朝、欲因田獵先殺之、

田りに出玉ひて公卿殿上人殘らず從へ玉ひて、妨に成る攝政をころさうと思召すなり、

王有心疾、乙丑、崩于榮錡氏、

【註】北山、洛北芒也、王知單劉不欲立子朝、欲因田獵先殺之、

田りに出玉ひて公卿殿上人殘らず從へ玉ひて、妨に成る攝政をころさうと思召すなり、

王有心疾、乙丑、崩于榮錡氏、

【註】北山、洛北芒也、王知單劉不欲立子朝、欲因田獵先殺之、

田りに出玉ひて公卿殿上人殘らず從へ玉ひて、妨に成る攝政をころさうと思召すなり、

王有心疾、乙丑、崩于榮錡氏、

【註】北山、洛北芒也、王知單劉不欲立子朝、欲因田獵先殺之、

田りに出玉ひて公卿殿上人殘らず從へ玉ひて、妨に成る攝政をころさうと思召すなり、

乎、人異於是、

【註】雞犧雖見寵飾、然卒當見殺、若人見寵飾則當貴盛、故言異於雞、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】言設使寵人如寵犧、則不宜假人以招禍難、使犧在己、則無患害、以喻子朝欲使王早寵異之、

【註】王子猛次王故單劉立之懼諸王子或黨子朝故盟之。

盟 子朝方も有らうかと云て盟た、

晉之取鼓也、

【註】在十五年、

前に鼓國が叛た故攻て、

既獻而反鼓子焉、

【註】獻於廟、

捕へ來りて廟へ獻じてのちゆるし返したれども、

又叛於鮮虞、

【註】叛晉屬鮮虞、

又鮮虞に屬して晉に叛たゆゑ、謀計を以て滅すなり、

六月荀吳略東陽、

【註】略行也東陽晉之山東邑魏郡廣平以北、

六 晉の荀吳が鄆縣の東陽を見分に廻りて、

使師僞糶者負甲以息於昔陽

之門外、

【註】昔陽故肥子所都、

人數に云付て、東陽へ米を賣出しにつかはす體にも

てなして、俵の内へ甲冑をつゝみ負て、昔陽と云鼓の

近所の國にて休息し支度して、

遂襲鼓滅之以鼓子鳶鞮歸使

涉佗守之、

【註】守鼓之地涉佗晉大夫、

それより鼓を取巻て滅した、○以 又とらへて來て

鼓には大夫を入れてまもらせた、

丁巳葬景王王子朝因舊官百

工之喪職秩者與靈景之族以

作亂、

【註】百工百官也靈王景王之子孫、

亂故早く葬たである、○王 つひには謀叛を起して、

○晉 先代の連子達の官も祿も失たる殘黨を聚めて

亂を作した、

帥郟要餞之甲、

【註】三邑周地、

帥 三邑の軍兵を率ゐて、

以逐劉子、

【註】逐伯蚤、

先づ劉蚤を逐出さんとして押しよせたなり、

壬戌劉子奔揚、

【註】揚周邑、

壬 都を立退れた、

單子逆悼王子莊宮以歸、

【註】悼王子猛也、

單 先づ王の玉體が危いとて、御供して退んとした、

王子還夜取王以如莊宮、

【註】王子還子朝黨也不欲使單子得王猛故取之、

王。これは子朝が味方なれども、王を單子にわたしたてはことかむづかしいに付いて、人知れず夜中に王を奪うて莊王の宮廟へ入れおいた、

癸亥單子出、

【註】失位故出奔、

癸 王を奪はれたゆゑ爲方なく出られた、

王子還與召莊公謀、

【註】莊公召伯奐子朝黨也、

王 兩人相談して、

曰不殺單旗不捷、

【註】旗單子也、

云には、兎角單子が生きて居ては妨げに成るからは、彼を殺さねばこの方の望は達せぬ、

與之重盟必來背盟而克者多矣從之、

【註】從還謀也、

與 しかれば先づ重て和談せんと云て、盟を立たら

ば、必ず来るであらう、そのときに盟にそむいて殺さうとなり、左やうに盟ひをそむきても勝利を得たる者が何ほどもあるとなり、仍てこの謀に従ふたのである。

樊頃子曰、非言也、必不克。

【註】頃子、樊齊、單劉黨。これは單子方でこのことを聞て、言分が本意ならぬからは克つことは成まいと云た。

遂奉王以追單子。

【註】王子還奉王。

遂、王子還が王を守立て、單子をしたひて追付て、及、領大盟而復。

【註】領、周地、欲重盟、令單子劉子復歸。及、周の領と云ところで大盟をもよほして、單子劉子をおびきよせて殺すつもりである。

殺摯荒以說。

【註】委罪於荒。

殺。これが手段である、今度都を亂したはこの摯荒が所爲ゆゑなりとて、ころして云わけした。

劉子如劉。

【註】歸其采邑。

劉、手段にのらず采邑へ退れた。

單子亡乙丑奔于平時。

【註】平時、周地、知王子還欲背盟、故亡走。單、これも殺さるゝと云ことを知て、亡げ走て平時と云ふへ入られた。

羣王子追之、單子殺還姑發弱。

【註】八子、靈景之族、因戰而殺之。

羣、單子を追駈て行た、○單、寄手がことごとくうたれて死た。

子朝奔京。

【註】其黨死故。

子、味方が討れたゆゑ奔られた。

丙寅、伐之。

【註】單子伐京。

丙、單子が又子朝を攻た。

京人奔山、劉子入于王城。

【註】子朝奔京、故得入。

京、又打まけて京を追出された、○劉、敵が退いたゆゑ先づ都へかへりた。

辛未、鞏簡公敗績于京、乙亥、甘

平公亦敗焉。

【註】甘鞏二公、周卿士、皆爲子朝所敗。

辛、これは子朝に敗られた、○乙、又子朝にまけた。

叔鞅至自京師。

【註】葬景王還。

叔、魯の叔鞅は王の葬會に行いて、散々亂た處へ出合せ、葬りを早々すましてかへり、

言王室之亂也。

【註】經所以責。

王室の亂を語たゆゑ、魯の經に書留た。

閔馬父曰、子朝必不克、其所與者、天所廢也。

【註】閔馬父、閔子馬、魯大夫、天所廢、謂羣喪職秩者。

閔、魯の大夫が評に、それは子朝の利には成まい、○其、なせと云に味方する者は正き者は一人もない、みな天に廢られたる殘黨どもばかりであるとなり、

單子欲告急于晉、秋、七月、戊寅、

以王如平時、遂如圃車、次于皇。

【註】出、次、以示急、戊寅、七月三日、經書、六月、誤也。

單、晉の裁判を頼まうと思はれた、○秋、晉へ行くとして王の供奉して又平時へ行き、それより平時と云地に至り、皇と云所に陣どりて晉へ告られた。

劉子如劉、單子使王子處守于

劉子如劉、單子使王子處守于

劉子如劉、單子使王子處守于

劉子如劉、單子使王子處守于

王城

【註】王子處、子猛、黨守王城、距子朝、劉退れた、○單、子朝を入れまい爲に番城といはされた、

盟百工于平宮

【註】平宮、平王廟、百官と盟ふた、

辛卯、鄆胙伐皇

【註】鄆胙、子朝黨、

辛、子朝が味方なり、單子と王の次り玉ひたる皇を伐たれども、

大敗、獲鄆胙、壬辰、焚諸王城之市

【註】焚、鄆胙、

克たず大敗北に及で生捕れた、○壬、市町で焚殺した、

八月、辛酉、司徒醜以王師敗績于前城

【註】醜、悼王司徒、前城、子朝所得邑、八、王の勢を率ゐて子朝が領の前城を攻たれども敗られた、此ひゞきに、

百工叛

【註】司徒醜敗故、百、又周の百工どもが叛た、

己巳、伐單氏之宮、敗焉

【註】百工伐單氏、爲單氏所敗、

己、上の百工どもが單氏を伐にかゝりて、己れらが敗北した、

庚午、反伐之

【註】單氏反伐百工、

庚、單氏が方より逆よせして伐かへした、辛未、伐東園

【註】百工所在、洛湯東南、有圍郷、辛、勝に乗じて百官の籠たる處までよせて伐た、

冬、十月、丁巳、晉籍談荀躒帥九州之戎

【註】九州、戎、陸渾、戎、十七年滅、屬晉州郷、屬也、五州爲郷、

及焦瑕、溫、原、之師

【註】焦瑕、溫、原、晉四邑、

冬、晋より加勢が来て大軍を率ゐて、

以納王于王城

【註】丁巳、在十月、經書秋、誤、王を都へ入れた、

庚申、單子劉蚩、以王師敗績于郊

【註】爲子朝之黨所敗、

庚、王の人数を率ゐて郊外にて戦うて、今度は子朝

方に敗られたなり、

前城人敗陸渾于社

【註】前城、子城、衆社、周地、

前、子朝が邑のものどもが晋の屬軍を社にて敗た、

十一月、乙酉、王子猛卒

【註】乙酉、在十一月、經書十月、誤、雖未即位、周人諡曰悼王、

十、不幸にして卒せられた、

不成喪也

【註】釋所以不稱王崩、

不、悼王と諡はしたれども、葬禮を成さぬゆゑ經に崩とは云てない、

己丑、敬王即位

【註】敬王、王子猛母弟王子匄、

己、是又正統故即位したされた、

館于子旅氏

【註】子旅周大夫館。かりの御座所としたのであるなり、

十二月庚戌、晉籍談荀躒賈辛司馬督、

帥師軍于陰、

【註】籍談所軍、

于侯氏、

【註】荀躒所軍、

于谿泉、

【註】賈辛所軍、鞏縣西南有明谿泉、

十所々に陣を張て周のしづまるをまつである、

次于社、

【註】司馬督所次、督が陳所なり、

王師軍于汜、于解、次于任人、

【註】王師分在三邑、洛陽西南有大解、小解、王の軍兵は三つに分けて陣を張られた、

閏月、晉箕遺樂徵右行詭濟師、取前城、

【註】三子、晉大夫、濟師、渡伊洛、閏、伊洛と云川をわたして子朝が邑を伐取た、

軍其東南、王師軍于京楚、辛丑、

伐京、毀其西南、

【註】京楚、子朝所在、

軍、取つめてみな陣を張り、城の一方を敗りたとなり、

春秋左傳卷二十五

【註】昭公盡二十六年

【經】二十有三年、春、王正月、叔孫

婞如晉、

【註】謝取邾師、

魯よりの使なり、

癸丑、叔鞅卒、

【註】無傳、

魯の卿が卒した、

晉人執我行人叔孫婞、

【註】稱行人、譏晉執使人、

使を執へたをそしつたなり、

晉人圍郊、

【註】討子朝也、郊、周、邑、圍郊、在叔鞅卒前、經書、後從赴、

告文なり、

夏、六月、蔡侯東國卒于楚、

【註】無傳、未同盟而赴、以名、

告文なり、

秋、七月、莒子庚與來奔、

魯へ來た、

戊辰、吳敗頓、胡沈、蔡、陳許之師、

于雞父、

【註】不書楚、楚不戰也、雞父、楚地、安豐縣南有、雞備亭、

雞備亭、

胡子髡、沈子逞滅、

【註】國雖存、君死、曰滅、

獲陳、夏、留、

【註】大夫死、生通曰獲、夏留、徵舒、立孫、

告文なり、

天王居于狄泉、

【註】敬王辟子朝也、狄泉、今洛陽城內、大倉、西南池水也、時在城外、告文なり、

尹氏立王子朝、

【註】尹氏、周世卿也、書尹氏立子朝、明非周人所欲立、

告文なり、尹氏一人して立たと書たは周の國中は歸服せぬことを示したものである、

八月、乙未、地震、

解に不及、

冬、公如晉、至河、有疾、乃復、

傳にてすむ、

【傳】二十三年、春、王、正月、壬寅朔、

二師圍郊、

【註】二師、王師、晉師也、王師、不書、不、以告、晉よりの加勢と、こもに子朝を攻よせたである、

癸卯、郊、鄆、潰、

【註】河南鞏縣、西南有地、名鄆、中、郊、鄆、二邑、皆子朝所得、

癸、子朝が領邑は皆内くづれがした、

丁未、晉師在平陰、王師在澤邑、

【註】平陰、今河陰縣、寄手の二軍二箇所に陣を取て、

王使告間、

【註】子朝敗故、

王より晉侯へ朝方も敗れたれば、先づ合戦の間に成たと告玉ふたである、

庚戌、還、

【註】晉師還、

庚、それゆゑ先づ一旦は晉の師も陣を引て歸つた、

邾人城翼、

【註】翼、邾邑、邾人が領分の翼邑に陣屋を建た、

還、將自離姑、

【註】離姑、邾邑、從離姑、則道徑魯之武城、

還、此邾の國は魯の附庸にて、魯國にひつ付たる國ゆゑ、領分も入接りて居るなり、さて普請のすみたる上にて、邾の城下へ歸るとて離姑へかゝりて歸らうと云た、離姑と云ふへかゝりては、魯國の枝城の武城を通らねばならぬ、

公孫鉏曰、魯將御我、

【註】鉏、邾大夫、

公、此時分戰國なれば、隣國でも領内を通るには、道を借用致したいと頼だ上にて通る法である處を、今武城をことわりなしに通られぬ故、邾の大夫が武城へかゝりては魯國より禦ぎ通すまい、

欲自武城還、循山而南、

【註】至武城而還、依山南行、不欲過武城、

欲、武城の手前迄行き、脇へなぎれて、山の麓を傳ひて南へ向ひ、武城を避けて歸らうと云た、

徐鉏丘弱茅地、

【註】三子、邾大夫、

徐、無分別な大夫どもが打寄りて云には、

曰、道下、遇雨、將不出、是不歸也、

【註】謂此山道下濕、

山の腰を傳うては大分道が卑くて、雨に遇ふたらば出られまい、東海道は川支へが有て心元ないと云の類なり、○是、それでは國へ歸られまいと云て、

遂自離姑、

【註】遂過武城、

遂、とうとう武城をことわりもなしに、のさくと通りかゝりた、

武城人塞其前、

【註】以兵塞其前道、

武、果して武城の大夫がきゝ付て、路次の細道へかゝりたる時分に、すゝむ前きの路中へ軍兵に兵具を持せて道を塞ぎ、

斷其後之木而弗殊，邾師過之，乃推而靡之，遂取邾師，獲鉏弱地。

【註】取邾師不書，非公命。

斷とほり過たる後の路へ人を廻して、兩側に生へ茂りたる大木どもを切りて、○弗殊と云は半分づつ、伐りかけにしておくを云、殊とは何にても切はなして別々にするを云なり、○邾邾の勢がこのところを通り過るや否や、此樹どもを兩側より推たほして道をふさぎ、再あとへ退られぬやうにした、○遂大將の大夫をみな生捕つた、

邾人愬于晉，晉人來討。

邾より弱者へ訴へたれば、晉より何のところがあつて捕へたぞと云て咎めて來た、是ことわり無くして通たは不届なれども、召捕たるもあまり理不盡な仕方であるなり、

叔孫婁如晉，晉人執之，書曰：晉

人執我行人叔孫婁，言使人也。

【註】嫌内外異故重發傳。

右の云わけにて晉へ來れば即座に召捕た、これも又理不盡となり、○書經に行人と書たが晉を罪したである、何國のでも行人は捕へたり、殺したりはせぬ法なり、されば行人と書て見せたが罪したるなり、

晉人使與邾大夫坐。

【註】坐訟曲直。

晉の叔孫と邾の大夫と對決させうと云た、

叔孫曰：列國之卿當小國之君，固周制也。

【註】在禮卿得會伯子男故曰當小國之君。

叔孫が邾の大夫と同席はせまいと云である、列國の卿は小國の君にあたると云が周よりの制法である、

邾又夷也。

【註】邾雖有東夷之風。

叔孫聞之，去衆與兵而朝。

【註】示欲以身死。

叔このことを叔孫がきつて、どのやうになりともこゝろ次第と云こゝろにて、従者も去て鎗も持せず覺悟をきはめて朝した、

士彌牟謂韓宣子。

【註】彌牟，士景伯。

士景伯が見兼ねて、

曰：子弗良圖，而以叔孫與其讐。

叔孫必死之，魯亡叔孫，必亡邾。

邾君亡國，將焉歸。

【註】時邾君在晉，若亡國無所歸，將益晉憂。

曰：韓宣子へ向て、足下は良く分別もなさずして、叔孫をとらへてその難に與へられたらば、邾人が大方殺すであらう、○魯魯國も若しこの叔孫を殺されてあらうならば、よもや黙して居まい、かならず邾の國を伐亡すで有らうと也、○邾いま邾の君は晉

邾殊に邾は中國と云までもなく夷の風ある國なれば、拙者などは彼と同座は待いたすまい、

寡君之命介，子服回在。

【註】子服回，魯大夫，為叔孫之介副。

寡然る上は主人より今度介副の使者に、子服回を副へ越れて参りて居るなり、

請使當之，不敢廢周制，故也，乃

不果坐，韓宣子使邾人聚其衆，

將以叔孫與之。

【註】與邾使執之。

請此者と邾の大夫と對坐を仰付られよ、○不かやうに申すのも、周の御定めを破るまい爲めに申すと云て、○乃中々叔孫は公事場へ出なんだ、○韓晉の韓宣子が云分をにくみて、邾人へ内々云合めて、邾の人夫をあつめて叔孫を捕へ、その方にて存分にせよと云渡して、叔孫を與へんと思ふた、さりととは不都合な仕方である、

へ来て居らるゝに、若し國本を亡されたらば、どこへ歸らるゝものであらうぞ、又晋に喰ひ付て居られてもこの方の大せわものである。

子雖悔之何及、所謂盟主討違命也、若皆相執焉、用盟主。

【註】聽邾衆取叔孫是爲諸侯皆得輒相執、子左やうになりた上では、足下の後悔し玉ふても及まいとなり、○所 諸侯頭は何の爲めなれば、法に違ふたものどもをば討じて、理非をさばくためである、○若 論が出来るたびに互に勢ひに任せて執ふるほどならば、焉ぞ盟主を用ひんや、盟主は入用に無いと云ものなりと云た、

乃弗與、使各居一館。

【註】分別叔孫子服回、

乃 此の諫めにて叔孫を邾へ與ふことは止めて、叔孫と子服とを別々に入れておいた、

士伯聽其辭、而愬諸宣子、乃皆

執之、

【註】二子辭不屈、故士伯愬而執之、

士 右のとほり兩人を分けて置たは、云合せをさせまじき爲めである、その上に士伯が兩人の云わけを聞たところに、二人ながら辭がすこしも屈せず中々あやまらぬゆゑ、宣子に訴へて兩人をとらへて先づ囚人の貌にした、

士伯御叔孫、從者四人、過邾館、以如吏。

【註】欲使邾人見叔孫之屈辱、

士 士伯が叔孫を御と云はつれて行くことなり、進め道引て役所へ連れて出るに、叔孫が共廻りはたゞ四人を附けて、邾の旅館の前をとほりた、これで邾人に腹いせをさせた、吏は役所と見るべし、

先歸邾子、士伯曰、以芻蕘之難、從者之病、將館子於都。

【註】邾、別都、謂箕也、

先 先づ邾人には叔孫へ過意卒を云付ると云て、負け公事と云を示して歸らせたとなり、○士 此れは士伯が口上である、まだ叔孫は捕へておかねば成らぬによりて、押籠め置くところを替るである、たゞ今の場所に居玉ひては芻蕘を求め玉ふにも不便利に有らうと存する、左あれば從者達も病へにおもはれうと推察いたすに付て、しかるべき都下へ遷り玉ひて、自由をいたさるゝやうにと存すると云た、

叔孫旦而立期焉。

【註】立待命也、從旦至旦爲期、

叔 叔孫が承知いたしたと云や否や、衣冠をととのへて立た、そのまゝ今朝より明日の朝まで立て居たである、

乃館諸箕、舍子服昭伯於他邑。

【註】別囚之、

乃 そこでやうく箕と云ところへ入れた、さて子服昭伯は外のところにおいたとなり、

范獻子求貨於叔孫、使請冠焉。

【註】以求冠爲辭、

范 叔孫が金を遣ふたらば免さうと云ふ下意で、足下の冠を賜はれと云こしたである、これは金をくれよ玉帛を玉はれとも云はれぬに付て、冠とかこ付て云はせた、

取其冠法、而與之兩冠、曰盡矣。

【註】既送作冠、模法又進二冠、以與之、偽若不解其意、

取 こゝが叔孫が烈しいところなり、賂などをつかうてのがるゝころは少しも無いゆる、空とぼけた貌をして、冠の寸法を書付てつかはされよと云やりて取よせ、冠を二つこしらへて贈て、○曰 今少し澤山に冠を進上いたしたく存すれども、無くなりましたと云て知らぬ貌をして居たなり、

爲叔孫故、申豐以貨如晉。

【註】欲行貨以免叔孫、

爲 魯國にて叔孫をはやく國へむかへたく思うて、大夫の申豐に貨を持せて晋へ來らせた、諸役人へ賂

をつかうて免さするためなり、
叔孫曰、見我吾告女所行貨、見而不出、

【註】留申豐不使得出、不欲以貨免、

叔 此れを聞いて先づ一端の方へ来て逢れよ、その上にて吾れ足下に路ひをつかうてよい先きくを指圖せうと云たなり、○見 豊は何ごころもなく尤と思つて、叔孫が旅舎へ来て逢ふたれば、申豊をば旅宿より再び他へ出さぬなり、賂をつかはせぬつもりなり、

吏人之與叔孫居於箕者、請其吠狗、弗與、及將歸、殺而與之食之、

【註】示不愛、

吏 叔孫が旅宿を守る番人が、叔孫がよく吠る狗を連れて居た、何とぞ私に下されよと云た、これも成らぬと云てやらなんだ、○及 歸ると云に成たときに、

六月壬午、王子朝入于尹、

【註】自京入尹氏之邑、

六 又他所へ落たなり、

癸未、尹圉誘劉佗、殺之、

【註】尹圉、尹文公也、劉佗、劉盈族敬王黨、子朝方よりだまして殺した、

丙戌、單子從阪道、劉子從尹道、

伐尹、單子先至、而敗劉子、還、

【註】單子敗故、

丙 兩方より云合せて伐返しに出かけた、○單 手筈がちがうて單子が先きへ往着て、尹圉とた、かうて打まげられた、○劉 單子がやぶれたを聞てかへられた、

己丑、召伯奭南宮極以成周人、成尹、

【註】二子、周卿士、子朝黨、奭、召莊公、

此狗を殺して彼の望みたる吏人に食せたとなり、これは惜しいではなけれども、賂とみえようかと思つて與へなんだと云心なり、

叔孫所館者、雖一日必葺其牆屋、

【註】葺、補治也、

叔 一日泊たところでも牆や屋を修復して、破壊したところのないやうにした、

去之如始至、

【註】不以當去而有所毀壞、

さてかへる時にはじめて来たときのやうにしてかへり、少しも毀ち荒らさぬやうにしたとなり、

夏四月乙酉、單子取訾、劉子取牆人直人、

【註】三邑、屬子朝者、訾、在河南鞏縣西南、子朝が味方の邑どもを攻取た、

己 〇これは子朝方にて尹を成り固めに來るなり、

庚寅、單子劉子樊齊以王如劉、

【註】辟子朝出居劉子邑、

庚 子朝がよせては危いに依て、三人して王を守護して、劉氏の邑へ立のいた、

甲午、王子朝入于王城、次于左巷、

【註】近東城、

甲 又入かはつた、

秋七月戊申、鄆羅納諸莊宮、

【註】鄆羅、周大夫鄆賂之子、

尹辛敗劉師于唐、

【註】尹辛、尹氏族、唐、周地、

尹 又王の方が敗軍したのである、

丙辰、又敗諸鄆、甲子、尹辛取西、

闡

【註】西闡周地、
丙 又伐まけられた、○甲 勢ひにのりて又周の地を取た、

丙寅攻蒯蒯潰

【註】河南縣西南蒯郷是也、於是敬王居狄泉、尹氏立子朝、

丙 尹辛が大きに勢がつよくて又蒯を攻とつた、先づこの時には王は追出されて、子朝が入て立たであ

莒子庚與虐而好劍、苟鑄劍必試諸人、國人患之、又將叛齊、烏存帥國人以逐之、

【註】烏存、莒大夫、

はなはだ暴虐人にて打物をこのまるゝ、○苟 新身を打たせては必ず人を捕へて、生きためしをして試らるゝ、○國 諸臣もはなはだ氣のどくにおもうて

居た、○又 先たちて従ふたる齊へ又そむかうとせられた、○烏 莒の大夫が國のためなれば此君は逐出すがよいと云て、一家中をつれて逐た、

庚與將出、聞烏存執爰而立於道、左懼將止死、

【註】爰、長丈二而無及、

庚 力に及ばず國を出んといたさるゝ處に、出て行く道の向に烏存が爰を持って立て居ると云沙汰を莒子が聞れて、大きにおそれ止まりて自殺せんと云れた、

苑羊牧之曰、君過之、

【註】牧之亦莒大夫、

君は彼をおそれず過去り玉へ、
烏存以力聞可矣、何必以弑君成名、遂來奔、齊人納郊公、

【註】郊公、著丘公之子、十四年奔齊、

烏 彼烏存と云男は勇力の聞えはあれども、何ぞ君を弑するやうなる悪事をいたさうや、主ころしの評

を受けることは好みませぬと云たゆるゝ、○遂 魯へにげて來られた、○齊 莒の君を立かへたなり、
吳人伐州來、楚遠越帥師、
【註】令尹以疾從、成故遠越攝其事、
吳より州來を攻た、

及諸侯之師、奔命救州來、吳人禦諸鍾離、子瑕卒、楚師燬、

【註】子瑕、即令尹不起所疾也、吳楚之間、謂火滅爲燬、軍之重主喪亡、故其軍人無復氣勢、
楚 楚より諸侯を引連て命に奔り、駈付て州來を救ふた、楚の令尹子瑕は病氣で有ながら、成に従うて出た、

出たけれども、軍の裁配は成らぬに依て、遠越が名代に事を攝したなり、○吳 吳人に向向うてふせいた、

○子 大將の令尹が病氣が重りて陣中で死だ、○楚 大將がなくなりたゆゑに、火のきえたやうに成た、

何を云ても重き主將となる令尹が死だゆゑ、氣力も勢ひもなくなりた、

吳公子光曰、諸侯從於楚者衆、而皆小國也、畏楚而不獲已、是以來、吾聞之曰、作事威克其愛、雖小必濟、

【註】克勝也、軍事尙威、

吳 今度諸侯の楚に従ふものは多けれども、みな小國でさして恐るゝに足らぬ、○畏 右の國々も楚の勢ひにおそれ下知には従ふなれども、これは已むことを得ずして來たであるなり、○吾 軍事を作さうとおもふには、威が愛に克ちさへすれば小勢でもかならず成ると承はつた、愛するばかりにては勢ひがなきものなり、軍はきびしいに越すこととはござらぬ、

胡沈之君、幼而狂、

【註】狂、無常、

胡 今度楚へ一味したる國でも、胡沈の君は年も弱くて無法者である、

陳大夫鬻壯而頑、頓與許蔡疾楚政、楚令尹死、其師燿帥賤多寵、政令不壹。

【註】帥賤、遠越非正卿也。軍多寵人、政令不壹於越。

陳壯年でかたくななるものなり、○頓。三國は楚の政を疾んで居る、○楚。大將は病死して軍中は火がきゆる、○帥。遠越は官が卑く元帥にしては賤しい上に、従うて居るものには貴寵の高祿のものが多

七國同役而不同心。

【註】七國、楚頓胡蔡陳許。

七。しかれば右の七國とも軍役には同く出たれども、心は別々に成てそろはぬ。

帥賤而不能整、無大威命、楚可敗也。若分師先以犯胡沈與陳、

吳子從之、戊辰晦、戰于雞父。

【註】七月二十九日、違兵忌晦、戰擊楚所不意、吳尤とて從はれた、○戊。晦日と云は大陰の極り

なれば兵家で忌む日である、しかれば楚人も油断して居るところを付けこんで、雞父と云ところにて戰ふた、

吳子以罪人三千、先犯胡沈與陳。

【註】囚徒不習戰、以示不整。

吳の軍略に、先づ先きへ囚徒の罪人どもの無骨なるものどもを三千人出して、はなはだ不調法なる體で三國の陣へ取かけた、

三國爭之、吳爲三軍以繫於後、中軍從王。

【註】從吳王。

必先奔、三國敗、諸侯之師乃搖心矣。諸侯乖亂、楚必大奔、請先者去備薄威。

【註】示之以不整、以誘之。

帥。そろはぬとは知ても、かの元帥が賤しければとのふることもかなはぬ、○無。大將が屹と令を示さねば外にこわい者はない、されば前に申したやうな威は一向ござらぬことなれば、○楚。しかる上は楚の軍は敗りやすくござる、○若。この方よりもし軍兵を二手に分て、先づ胡沈陳の三國を犯さば、彼らはかならず逃るでござらう、○三。この三國をさへ敗れば、その餘の諸侯はこゝろを搖しおどろきさわぐであらう、○諸。諸侯のそなへが亂れて來れば、楚は大きくづれに成て奔らうとなり、○請。左あればこの方は先き備を棄て、成合にして軍威の落たやうにして、

後者敦陳整旅。

【註】敦、厚也。

三。計ごととも知らず備へのとのほぬを侮り、三國ともに争うて進んだである、○吳。後陣の兵を屹とそなへて後をつなぎ引つづいて攻たで有る、これは好き謀なり、○中。吳王は中軍に居て士卒を従へらる、

光帥右、掩餘帥左。

【註】掩餘、吳王壽夢子。

光。公子光は右備となり、掩餘は左備となりて押よせた、

吳之罪人或奔、或止、三國亂、吳師擊之、三國敗、獲胡沈之君、及陳大夫、舍胡沈之囚、使奔許與蔡頓、曰、吾君死矣、師謀而從之、三國奔。

【註】三國、許蔡頓。

吳。元來手段のことなれば、走るかとおもへば踏止

てたゝかひ、又は少づゝ走て楚の軍を釣りよせるで
ある、〇三。先陣と三國と入れ亂れたるところで吳
の本をなへが進で撃た、〇三。散々に伐成されて、胡
沈の君は生捕と成られた、陳は大夫を執はれた、〇舍
これ又謀である、胡沈の士卒の囚人をば追放ちて、
許や蔡頓の陣へ吾君はみな討れて死玉ひたと云はせ
た、〇師。かの氣勢の落たところへ付こみて虚に乗
じ追すがつて、吳軍がどや／＼と謀て攻よせれば、
三國の兵は吾先きにと逃奔た、

楚師大奔、書曰、胡子髡沈子逞
滅、獲陳夏齧、君臣之辭也、

【註】國君社稷之主、與宗廟共其存亡者、故稱
滅、大夫輕故曰獲、獲得也、

楚大夫輕故曰獲、獲得也、
楚。大崩れと云に及だなり、〇書。經に滅たと書た
は國君ゆるなり、君は滅ぶと云、陳の大夫は何某を獲
たと書たは君臣を分けたる辭なり、

不言戰、楚未陳也、

【註】嫌與陳例相涉、故重發之、

【註】謂幽王時也、三川、涇渭洛水也、地動、川岸
崩、

周の幽王の亡び玉ひたるときに、三の川が地震
に埋まりたることもあつた、是は國の亡ぶる前表で
ある、

今西王之、大臣亦震、天弃之矣、

【註】子朝在王城、故謂西王、

今。西王は子朝を云、西の方王城に居らるゝゆるな
り、この大臣南宮極も地震に打たれて死だであれば、
天も弃て玉ひたと見ゆる、

東王必大克、

【註】敬王居狄泉、在王城之東、故曰東王、
東。しかる上は今東に居玉ふ王の大勝利で有らうと
云た、

楚大子建之母在、

【註】鄭、鄭陽也、平王娶秦女、廢大子建、故母歸
其家、

大子の建が母は本と蔡の國の人なるゆる、寵がなく

不。不意を伐れて陳を張らなんだゆる、たゝかふと
は言はぬとなり、

八月、丁酉、南宮極震、

【註】經書乙未地動、魯地也、丁酉、南宮極震、
周地、亦震也、爲屋所壓而死、

南宮極と云者の家が地震でたふれて、壓し打れて死
なれた、經にあるのは魯國の地震のことなり、これは
周の地震のことである、同時に周にも地震があつた
と見ゆるなり、

莒弘謂劉文公曰、君其勉之、先
君之力可濟也、

【註】文公、劉盈也、先君謂盈之父獻公也、獻公
亦欲立子猛、未及而卒、

莒。周の卿へ云には、足下も随分勉めて出精し玉へ、
足下の先君獻公の力を成就なさるゝやうに致されま
す、

周之亡也、其三川震、

なりて後は蔡の内なる鄭陽と云所へ引込で居られ
た、【註】鄭。楚の東北の方で蔡の内に鄭陽と云があ
る、〇平。楚の平王が秦の女を娶られてより、この夫
人は寵を失はれた、大子建も廢せられた、それゆる家
にかへつて居られたなり、

召吳人而啓之、冬、十月、甲申、吳
大子諸樊入、

【註】諸樊、吳王僚之太子、

寵もなく大子をも逐出されたを怨みて、鄭へ吳人を
手引いたされた、〇冬。左様に内通して引入れたゆ
ゑやす／＼と鄭まで入た、

取楚夫人、與其寶器、以歸、楚司
馬遠、越追之、不及、將死、衆曰、請
遂伐吳、以徼之、

【註】徼、要其勝負、

取。それより楚の夫人と寶器とを取てかへつた、〇
楚。吳人を追駈て見たれどもはや及ばなんだな

り、○將。夫人を奪はれては生きて居られぬと云て自殺にかゝつた、○衆。これより吳を伐て勝負を求め玉へとすゝめた、

遠越日再敗君師死且有罪、

【註】此年秋敗於雞父設往復敗爲再敗、

遠。先頃吳人に散々追散され、今又軍をして再び君の兵士を敗軍させたときには、死でも罪になるであらう、

亡君夫人不可以莫之死也乃縊於蕩澨、

【註】蕩澨、楚地、

亡。殊に夫人まで失うては死なすには居られぬと云て、縊れて死だなり、

公爲叔孫故如晉及河有疾而復、

【註】此年春晉爲邾人執叔孫故公如晉謝之、叔孫が執はれたるむびに往て、病氣にて途中よりか

へられた、楚囊瓦爲令尹、

【註】囊瓦、子囊之孫子常也代陽句、

城郢、

【註】楚用子囊遺言已築郢城矣、今畏吳復增修以自固、

事を執るに至て郢に城をかまへたとなり、

沈尹戌曰子常必亡郢苟不能

衛城無益也古者天子守在四

夷、

【註】德及遠、

沈。今度の令尹は郢を亡されて得有たぬであらう、

○苟。國を守ることも成らいで、城ばかりきついた

と云て何の益になるものぞ、○古。古昔は天子の御

徳が四方の夷まで及びて、四夷をまもらせ玉ひた、

天子卑守在諸侯、

【註】政卑損、

天。徳が卑くなりては諸侯と云が守る様になつた、

諸侯守在四鄰、

【註】鄰國爲之守、

諸。さて諸侯も古の諸侯は四鄰を守りとして居た、

諸侯卑守在四竟、

【註】裁自完、

諸。この諸侯も衰へてやうやく四方の國竟を守るに及だ、しかれば自分の國一竟をつゝしむでのことなり、

慎其四竟結其四援、

【註】結四鄰之國爲援助、

慎。左あれば四方の竟内を慎で、四方鄰國のよしみを結びたすけをたのみて、

民狎其野、

【註】狎安習也、

民。その國中になれ安んじて、田野をこゝろやすく

耕作して、

三務成功、

【註】春夏秋三時之務、

三。農のときを務て怠りさへせねば、

民無内憂而又無外懼國焉用

城今吳是懼而城於郢守已小

矣卑之不獲能無亡乎、

【註】不獲守四竟、

民内のうれひはなく、又外よりせめらるゝ氣づかひも無いである、○國。このやうにさへあれば何にも城くことは入らぬものであるなり、○今。今は只ひたすら吳をおそれて郢に城けども、これは守り所が小さいである、敵をふせぐ要害として、一城をかまへたのみにして居ては滅るの基なり、○卑。上に云とはりの卑しく成りたる四竟の守りさへ獲せでは、亡る事が無かるまいや、國は有たれぬなり、

昔梁伯溝其公宮而民潰、

【註】在僖十八年

昔外と堀をほりて内くづれがした例もあるなり

【注】在 この注はあやまりなり、十九年である

民弃其上、不亡何待、夫正其疆

場、修其土田、險其走集

【註】走集、邊境之壘壁

兎角民の和するのでなくは亡すにはをらぬ、○夫

誠に國をまもると云ものは、國の疆をたゞしくし

て、その土田を能く修理して荒さぬやうにして、○險

所々の取手や枝城などを險にして、

親其民人、明其伍候

【註】使民有部伍、相爲候望

親 下々の者をよくなづけ、○明 軍列の部伍を相

まもつて明白にし、

信其鄰國、慎其官守、守其交禮

【註】交接之禮

四鄰の國と信を以て交り、其官其官の守職を慎しま

無 善い鑑ではないか、○若 楚の中興の賢君四代

土不過同

【註】方百里爲一同、言未滿一圻

土 土地は左のみ廣くもなく、○同 是百里四方を

れより多くはなかりしなり、

慎其四竟、猶不城郢、今土數圻

【註】方千里爲圻

慎 それでさへ四方の竟をまもり玉ひて、要害に城

は建てられなんだ、○今 それに段々土地を開きて、

千里四方がいくつも有やうになつた、

而郢是城、不亦難乎

【註】言守若是、難以爲安也、爲定四年、吳入楚

傳

而 それで居ながら又城をかまへて畏るゝなり、是

やうな心では國がたもちがたいではないかと云た、

【經】二十四年、春、王二月、丙戌、仲

不僭不貪、不懼不耆

【註】僭、弱也、耆、強也

不 僭は謙遜の偽りなき様にし、○不 無作と貪欲

ならず廉直にして、○不 懦弱にもなくして、人にあ

などり耻しめられぬやうにし、○不 強は人を陵ぎ

て無禮することとなり、それをせぬやうにとなり、是み

な國をまもることである、

完其守備、以待不虞、又何畏矣

詩曰、無念爾祖、聿修厥德

【註】詩、大雅、無念、念也、聿、述也、義、取、念、祖、考、則

述、治、其、德、以、顯、之

完 右のとほりにした上にも、兵器をはじめ萬事武

備をかけめなくして、以て不慮のことの用心さへす

れば、何にもおそるゝことはないとなり、○詩 先祖

の法を念て忘れねば、先祖の徳を述へ修復してゆく

と云である、

無亦監乎、若敖蚡冒、至于武文

【註】四君、皆楚先君之賢者

孫纘卒

【註】無傳、孟僖子也、魯の卿なり、

媯至自晉

【註】喜得救歸、故書至、

免されてかへつたゆゑ書たなり、

夏、五月、乙未、朔、日有食之

秋、八月、大雩

丁酉、杞伯郁釐卒

【註】無傳、未同盟而赴、以名、丁酉、九月五日、有

日無月、

告文なり、

冬、吳滅巢

【註】楚邑也、書滅巢、大師、

告文なり、

葬杞平公

【註】楚邑也、書滅巢、大師、

告文なり、

【註】無傳、葬會した、

【傳】二十四年、春、王、正月、辛丑、召簡公、南宮嚳、以、甘桓公、見、王子朝。

【註】簡公、召莊公之子、召伯盈也、隱、南宮極之子、桓公、甘平公之子、兩人は子朝の黨故、甘桓公を味方に引入れて、王子朝に謁せしめた、

劉子謂、萇弘曰、甘氏又往矣、對曰、何害、同、德、度、義、

【註】度、謀也、言唯同心同德、則能謀義、子朝不能於我無害、

劉、今度甘氏も敵の方へ往きて、味方を又一人失ふたとなげかれた、○對、萇弘のこたへに、何にも害には成らぬほどに思れへらるゝな、○同、これは書經の泰誓の文である、徳のひとしくそろふたものは、心

を同じくして義をはかる、子朝は徳はなければこの方の害にはならぬ、味方は何十人従うても苦しからぬと云ふこと、

大誓曰、紂有億兆、夷人、亦有離徳、

【註】言紂衆億兆、兼有四夷、不能同徳、終敗亡、紂王は億兆の臣があつて四夷までを従へたれども、徳を同うせぬゆゑ、みな離散してつひには亡びたのである、

余有亂臣十人、同心同徳、

【註】武王言、我有治臣十人、雖少同、心也、今大誓無此語、

余、武王の言なり、余には治れる臣が十人あるとなり、此小勢でも心と同じくして徳を同じくするゆゑ、能く克つことを得るであらうとの玉ひた、【注】今古文尙書にある語なれど、杜預の頃はなかつたなり、此周所以興也、君其務徳、無患

無人、戊午、王子朝入于郕、

【註】緱氏、西南有郕、聚言子朝稍強、如此なるゆゑに周が興つたのである、○君、右のとはりなれば、君にも専ら徳を務られよ、人数のないことはうれひ玉ふなとなり、○戊、そろく強くなるである、

晉士彌牟逆叔孫于箕、

【註】將禮而歸之、

もはや叔孫をかへさうと云の相談に及んで、士景伯が箕へむかひに来るのである、

叔孫使梁其蹊待于門内、

【註】蹊、叔孫家臣、

叔、これが危うきところであるなり、叔孫が自分の家臣梁其蹊と云ものに命じて、門の内に立せておいて、

曰、余左顧而欬、乃殺之、

【註】疑、士伯來殺己、故謀殺之、

曰、今日景伯來、余を殺害に來ると見ゆれば、却

つて彼めを討はたすがよい、余が門まで彼をむかひに出てあらうならば、大略やうすが知るゝであらう、その時余が左の方を見てせきばらひをしたならば、其方うしろより飛かゝりて一と刀に打殺せ、右顧而笑、乃止、叔孫見士伯、士伯曰、寡君以爲盟主之故、是以久子、

【註】久、執子以謝、

右、又右の方を見て完爾と笑たらば止めよと云含めた、○叔、さて士伯が來たれば、叔孫が出むかへたであるなり、○士、存のほかで、士伯が口上には、主人ことは盟主の職分なれば、邾人が訴ふるを黙止ても居られず、そのゆゑに足下を久しく執へおきて邾を宥めた、

不腆敝邑之禮、將致諸從者、使彌牟逆吾子、叔孫受禮而歸、二月、蹊至自晉、尊晉也、

【註】貶、媮族所以尊晉、媮行人故不言罪己、不もはやかへり玉ひても宜きゆゑ、不腆敝邑の禮を以て從者達を享せんと存せらるゝに付、拙者を以て吾子を逆へらるゝほどに、來られよと云の口上なり、○叔、享を受けてかへつた、○二、公族を除きて叔孫とかゝぬは晉を敬ふたである、

三月、庚戌、晉侯使士景伯、洺問周故、

【註】洺、臨也、就問子朝敬王、知誰曲直、周の大亂に因て何れが王ともさだまらぬに因て、士景伯を判者として晉より周へ來らせて、周のあらそひは何ゆゑで、何れが直な曲たと云を問はせられた、

士伯立于乾祭、而問於介衆、

【註】乾祭、王城、北門介、大也、士、都の北門に決斷所をまうけて、徧く周の公卿殿上人をあつめて、何れか正直なと云ことを問ふた、

晉人乃辭王子朝、不納其使、

【註】衆言子朝曲故、

晉、景伯が問たれば、ことごとく公家衆が子朝の曲好であると云ことを告た、それゆゑ是までは子朝の使が折々晉へ行きて加勢を乞ひなどしたれども、もはや辭して使を晉へはよせ付けなんだ、邪曲と云ことがあらはれたゆゑであるなり、

夏、五月、乙未、朔、日有食之、梓慎曰、將水、

【註】陰勝陽、故曰將水、日食があつたれば、梓慎が今年は大水の出る年であらうと云た、これは月が日を蔽ひ克つゆゑ、火より水の克つと云をかんがへて云た、

昭子曰、旱也、日過分、而陽猶不克、克必甚、能無旱乎、

【註】過、春分陽氣盛時而不勝、陰陽將猥出、故爲旱、昭、これは今年はひでりであらうと云た、大な違ひ

である、○日、春分はもはや日の盛なるときなり、盛なときなれば陽氣が克て食せられぬはずである、それに陽が克たぬ、若し克つに至て發するならば甚しからう、しかれば大旱でなくてはかなはぬと云た、

陽不克、莫將積聚也、

【註】陽氣莫然不動、乃將積聚、陽、莫は茂密の貌で、陽氣が克たず得發達せずして、内に積りあつまりて動かすに居るとなり、

六月、壬申、王子朝之師、攻瑕及杏、皆潰、

【註】瑕、杏、敬王、邑、

【註】瑕、杏、敬王、邑、

鄭伯如晉、子大叔相、見范獻子、

獻子曰、若王室、何對曰、老夫其

國家不能恤、敢及王室、抑人亦

有言曰、嫠不恤其緯、

而憂宗周之隕、爲將及焉、

【註】恐禍及己、

宗周の隕、ことを憂ふるとなり、これは後には自分の身へも禍が及んで世に住れぬやうになるゆゑと見ゆる、

今王室實蠢蠢焉、

【註】蠢蠢、動擾貌、今、しかる處に只今王室は最中蠢々と動亂のときな

れば、

吾小國懼矣、然大國之憂也、吾
儕何知焉、吾子其早圖之、詩曰、
餅之罄矣、惟罍之耻、

【註】詩、小雅罍、大器餅、小器常稟於罍者、而所
受罄盡、則罍爲無餘故耻之、

吾拙者などの小國でさへ氣づかばしく存するな
り、○然。されば君杯の大國は申すに及ばぬ憂であ
らう、○吾。私どもは及ばぬこと存せぬことなれ
ども、吾子は宜しく謀られよ、○詩。このころを詩
にも申してござる、小き器の中に飲の盡て虚しく成
るは、惟れ大器の大かめの耻になるとある、罍に飲が
盡きたゆゑ、瓶へうつすべきものがないと云ことな
り、此では晋を罍にたとへ、周室を小器に比したであ
る、

王室之不寧、晋之耻也、獻子懼、
而與宣子圖之、

甲。翌日浦人が河上へ出たれば、どうしたかこの玉
が出て有て拾ふたなり、

陰不佞以温人南侵、

【註】不佞、敬王、大夫晋以温人助、敬王、南侵、子

陰。周の大夫が晋より指向けたる加勢の温人を引率
して、南の方子朝が地を侵しに出た、

拘得玉者、取其玉、將賣之、則爲
石、王定而獻之、

【註】不佞、獻玉、
拘。件の玉を拾ふたる男をとらへて、その玉を取上
げた、○將。その玉を賣らうと云たれば、忽ち化して
石になつて、○王。敬王の代に成た上にて、この玉を
獻じれば、

與之東訾、
【註】喜得玉、故與之邑、鞏縣、西南、訾城是也、
寶器の戻つたを悦び玉ひて、東訾と云采邑を下され

【註】宣子、韓起、
王。左あれば天子の安からぬは晋の耻ぢやと存する
と云た、○獻。甚だ氣つかはしくおもつて宣子と相
談して、

乃徵會於諸侯、期以明年、

【註】爲明年會、黃父、傳、
乃。諸侯を會せしめ周をさだめんとして、明年會せう
と期をさして令したとなり、

秋、八月、大雩、旱也、

【註】終如叔孫之言、
昭子が云たとほりひでりに成りた、

冬、十月、癸酉、王子朝用成周之
寶珪于河、

【註】麟河、求福、
周の寶物たる玉を河水へ沈めて福を祈りた、

甲戌、津人得諸河上、

【註】珪、自出水、

たなり、

楚子爲舟師、以略吳疆、

【註】略、行也、行吳界、將侵之、
吳に伐たれたを口惜くおもつて、舟軍をとつてのへて

吳國の界を乗り來り行ぐりて、吳を攻るつもりなり、

沈尹戌曰、此行也、楚必亡邑、不
撫民而勞之、吳不動而速之、

【註】速、召也、
沈。宋にて評判に、楚は邑を亡なうであらう、自分の

民を撫育することはないで、勞らかす、

吳踵楚、

【註】躡、楚跡、
吳。吳は居ながら敵を引付て動きもせず、楚の引取

るときにあとを踏みて追駈るであらう、

而疆場無備、邑能無亡乎、越、大
夫胥犴勞王、於豫章之汭、

【註】泗水曲、
而。しかるに楚國では界に備をもせぬ、○邑。これ
では邑を亡なはまいや亡なうで有らうとなり、○越
楚王の勞ひに出たとなり、

越公子倉歸王乘舟、

【註】歸、遣也、

越舟を遣た、

倉及壽夢帥師從王、

【註】壽夢、越大夫、

倉、楚王の加勢した、

王及圍陽而還、

【註】圍陽、楚地、

王、歸られた、

吳人踵楚而邊人不備、遂滅巢

及鍾離而還、

【註】鍾離、不書、告、敗、略、

吳、果して跡をたひて追駈た、その時楚の邊邑が

そなへをせぬを付こみ、二邑を滅してかへつた、

沈尹戌曰、亡郢之始、於此在矣、

王壹動而亡二姓之帥、

【註】二姓之帥、守巢鍾離大夫、

沈、是が郢を亡すの始めと見えた、○王、一寸出ら

れて二姓の邑を亡なうて歸られた、

幾如是而不及郢、詩曰、誰生厲

階、至今爲梗、

【註】詩、大雅厲、惡階道梗、病也、

幾、かやうに爲して果ては本城まで攻よするであら

う、吳が是きりでは居まい、○詩、惡道をなせば必ず

後の病になるとあるが、

其王之謂乎、

【註】爲、定四年、吳入郢、傳、

楚王のことであらうとなり、

【經】二十有五年、春、叔孫婞如宋、

魯よりの聘使なり、

夏、叔詣會晉、趙鞅、宋樂大、心衛

北宮喜、鄭游吉、曹人邾人、滕人

薛人、小邾人、于黃父、

前年期したる會なり、

有鸛、鵠來巢、

【註】此、鳥穴居、不在魯界、故曰來巢、非常、故書、

これは魯の境界邊には居らぬ鳥であるなり、

秋、七月、上辛、大雩、季辛又雩、

【註】季辛、下旬之辛也、言又重上事、

一月に兩度雩した、

九月、己亥、公孫于齊、次于陽州、

【註】諱、奔、故曰孫、若自孫讓而去位者、陽州、齊

魯、竟上邑、未敢直前、故次於竟、

昭公の出奔である、城下まで行かずに領内の陽州ま

で至られた、

齊侯唁公于野井、

【註】濟南、祝阿縣、東有野井亭、齊侯來唁、公

不敢、違勞、故逆之、往、至野井、

齊侯が出で、問はれた、

冬、十月、戊辰、叔孫婞卒、

【註】公不與、小斂而書日者、公在外、非無恩、

魯の卿が卒した、

十有一月、己亥、宋公佐卒于曲

棘、

【註】陳留外黃縣、城中有曲棘里、宋地、未同盟、

而起、以名、

告文なり、

十有二月、齊侯取鄆、

【註】取鄆、以居公也、

魯侯を入おくべきために攻取られた、

【傳】二十五年、春、叔孫婞聘于宋、

桐門右師見之

【註】右師、樂大心居桐門、

宋へ行たれば右師が出會した、

語卑宋大夫而賤司城氏、

【註】司城、樂氏之大宗也、卑賤謂其才德薄、

語、右師が己一人才能のあるやうな貌をして、宋の

大夫も司城も眼下に見下して排した、

昭子告其人曰、右師其亡乎、君

子貴其身而後能及人、是以有

禮、

【註】唯禮可以貴身、貴身故尚禮、

昭、家臣への咄しに、右師はつひに身を亡すであら

う、君子は禮を行つて己が身を人に貴られて、後人に

及ぼすものなり、是を以て禮が立つのである、

今夫子卑其大夫而賤其宗、是

賤其身也、

【註】賤、人、人亦賤己、

今、司城は自分の本家なるに、それを賤しめたり、大

夫を賤したりする、是却て己が身を卑しめると云も

のである、

能有禮乎、無禮必亡、

【註】爲、定十年、樂大心出奔、

これでは禮がない、禮が無くてはほろぶるとなり、

宋公享昭子、賦新宮、

【註】逸詩、

宋公の昭子へ馳走すると新宮を賦せられた、これ

は亡びたる詩なれば知れぬ、

昭子賦車轄、

【註】詩、小雅、周人思得賢女以配、君子昭子

將爲季孫迎、宋公女故賦之、

而樂哀、

【註】可、哀、而、樂、

哀むべき場でたのしみなど、云は、

皆喪心也、心之精爽、是謂魂魄、

魂魄去之、何以能久、

【註】爲、此冬、叔孫宋公卒、

皆ころろが喪つて虚氣と云になつたゆゑである、今

宴樂の場なれば弔ひに來たやうに哀み泣くことでは

ない、○心、ころろの精粹なを魂魄と云、魂魄がぬけ

では何ぞ久く生きて居られんや、必ず死なるゝであ

らうと云たなり、

季公若之姊、爲小邾夫人、

【註】平子、庶始、與公若同母、故曰公若姊、

小邾へ嫁して夫人と成て、

生宋元夫人、

【註】宋、元夫人、平子之外姊、

宋の元夫人を生だなれば、宋の夫人は公若が姪であ

明日宴、飲酒、樂、宋公使昭子、右

坐、

【註】坐、宋公、右、以、相近、言、改、禮、坐、

明、昭子と打とけて酒宴をもよほされた、酒を飲む

とて宋公の右へ昭子を招きよせて、近々として物語

せらるゝなり、

語相泣也、樂祁佐、

【註】助、宴、禮、

語、物語するとして何事の談しに及んだか、昭子も宋

公も相ひ互に泣れた、○樂、司城子梁が宋公の宴を

佐けに出てゝ居て、

退而告人曰、今茲君與叔孫、其

皆死乎、吾聞之、哀、樂、

【註】可、樂、而、哀、

兩人の體を見て退きて人に語るには、今年中に君と

昭子とは死なるであらう、○吾、たのしむべき席で

哀だり、

生^ル子^ニ以^テ妻^ス季^ノ平^ノ子^ニ昭^ノ子^ニ如^ク宋^ニ聘^シ且^テ逆^シ之^ヲ

【註】平子人臣而囚卿逆季氏強横生この夫人の女を今度魯の季平子がむかへるなり、然れば平子がまた従弟を召ぶであるなり、○昭平子がむかへるとして昭子を逆へにやりた、殊のほか權威につのりて居るなり、

公若從

【註】從昭子

公公若も副使に成て行きた、

謂曹氏勿與魯將逐之

【註】曹氏宋元夫人

謂宋の夫人へ内意を云には、季平子へ息女を嫁しあたへ玉ふことは止め玉へ魯國に於て専ら平子を逐出す相談をいたすやうすなり、

曹氏告公公告樂祁樂祁日與

之如是魯君必出政在季氏三世矣

【註】文子武子平子

魯此よしを宋公へ告たれば、宋公の又司城子梁へ告げられた、○樂苦しくござらぬ程につかはされよ、如し彌々そのとほり有ならば、平子は出まい却つて魯の君が逐出されるであらう、其れを如何にと云に、政の季氏が家より出ること當平子までに三代でござる、

魯君喪政四公矣

【註】宣成襄昭

魯君は四代以來政を失うてあつても無きが如くでござる、

無民而能逞其志者未之有也國君是以鎮撫其民詩日人之云亡心之憂矣

【註】詩大雅言無人則憂患至

【註】簡子趙缺

趙晉より觸出して諸侯の役として、

輸王粟具成人日明年將納王

【註】納王於王城

王へ兵糧米を上げよと大夫へ云わたした、○具王城の番人を具へて手當をせよ、明年は是非王を都へ還幸しまいらせうと云た、

子大叔見趙簡子簡子問揖讓

周旋之禮焉對日是儀也非禮

也簡子曰敢問何謂禮對日吉

也聞諸先大夫子產日夫禮天

之經也

【註】經者道之常

子鄭の子大叔が趙簡子に逢ふたとき、○簡立居ふるまひの禮式を問たれば、大叔がそれは儀にて禮ではござらぬと云た、是畢竟は一つことで、禮の本と禮の末をかたるである、既に昭公五年のところにも、

夏會于黃父謀王室也

【註】王室有子朝亂謀定之

晉より下知して周の亂の相談をしたである、

趙簡子令諸侯之大夫

無臣民の望みもせぬ身を以て、自分の志ばかり十分に分せんと有ては、つひに遂げたるものはござらぬ、○國其れゆゑに國君の身は大事である、能く臣民を撫でしめねばならぬものなり、○詩人のなきと云はこゝろのうれひであると云てござる、民がなくて愛ひが生ずる、

魯君失民矣焉得逞其志靖以待命猶可動必憂

【註】爲下公孫傳

魯今の魯君は民はおもひ付かぬ、それほど民を失うて居てどうして志がとげられようぞ、○靖また安靖にして天命を待つて居られたらばよからうが、動きだてをめされたらば、必うれひを招くであらうとなり、

魯公の立居ふるまひを見て、晋侯がこれを美めて禮を失はずしてよく禮に馴たる人なりと申されたれば、女叔齊がこれは儀と申すもので禮ではござらぬと云た、この子大叔がこの答へと同じことである、○簡しからは何を禮と申すぞと問たなり、○對曰。先だつて死去いたしたる大夫子産に聞きました、○夫天道の經と云ふ常道にて、

地之義也、

【註】義者利之宜、
地の宜ろしきところなり、

民之行也、

【註】行者人所履、
人が是に則とりて行なふを以て民の行ひと云た、

天地之經而民實則之、則天之明、

【註】日月星辰、天之明也、
天。しかれば天地の常經にて、民が實に則て天地の

節文を人の儀則とするところなり、天の明は日月星辰の明にあらはるゝところなり、

因地之性、

【註】高下剛柔、地之性也、
因。人にも君臣の高下剛柔あり、

生其六氣、

【註】謂陰陽風雨晦明、
生。上にとくところの天の明と地の利との二つより

して自然の六氣を生ぜしむるなり、

用其五行、

【註】金木水火土、
用。五行を人が用ふる、五行は下に説く、

氣爲五味、

【註】酸鹹辛苦甘、
氣。五行の氣よりして五味を生ずる、

發爲五色、

【註】青黃赤白黑、發、見也、

五牲、

【註】麋鹿麇狼兔、

三犧、

【註】祭天地宗廟三者謂之犧、
爲。これみな天地の教にかたどるなり、

以奉五味、爲九文、

【註】謂山龍華蟲藻火粉米黼黻也、華若草華、
藻水草、火畫火、粉米、若白米、黼若斧、黻若兩、
相戾、白、火龍、黼、黻、昭其文也、

以。性を制して神をまつるに五味を奉じて、○爲。衣裳器物に九の文をあらはす、註に云所は祭服の文である、

六采、

【註】畫績之事、雜用天地四方之色、青與白、赤與黑、玄與黃、皆相次、謂之六采、
六。彩色に六色を用ひて、天地と四方の六つにかたどるなり、

章爲五聲、

【註】宮商角徵羽、
章。五行が音に發しては五聲となる、

淫則昏亂、民失其性、

【註】滋味聲色、過則傷性、
淫。右の五行で耳目鼻口心をやしなふ時に、是が何

れでも淫し過れば度を違へるに至りて、常性を失ふに付て、昏亂とみだれて疾となる、そこで節文の禮が入用である、一つも淫し過ぎせぬだけであるなり、

是故爲禮以奉之、

【註】制禮以奉其性、
是。性を毀るがゆるに、禮を爲して奉養しまもるで

爲六畜、

【註】馬牛羊雞豕、

五章以奉五色

【註】青與赤謂之文赤與白謂之章白與黑謂之黼黑與青謂之黻五色備謂之繡集此五章以奉成五色之用

五 五色をさまざまくみ合せて五の章を爲す

爲九歌八風七音六律以奉五聲

【註】解見二十年

爲九 くはしきことは昭の二十年の傳にあり合せ見るべし

爲君臣上下以則地義

【註】君臣有尊卑法地有高下爲君 地の高低上下に象るなり

爲夫婦外內以經二物

【註】夫治外婦治內各治其物爲 内外陰陽二物を治む

爲溫慈惠和以效天之生殖長育民有好惡喜怒哀樂生于六氣

【註】此六者皆稟陰陽風雨晦明之氣爲 人の恵むころは天の雨露を以て物をやしなふに象るなり○民 人の六氣は天の六氣より生じたるものなり

是故審則宜類以制六志

【註】爲禮以制好惡喜怒哀樂六志使不過節是 ころろざしの過ぬやうに節を制するが禮なり一年雨が降つてきても立す早計りでもあし、好惡哀樂などの一方に淫てはあしきなり

哀有哭泣樂有歌舞喜有施舍

怒有戰鬪喜生於好怒生於惡

是故審行信令禍福賞罰以制

死生好物也死惡物也好物

爲父子兄弟姊妹甥舅昏媾姻亞以象天明

【註】六親和睦以事嚴父若衆星之共辰極也妻父曰昏重昏曰媾婿父曰姻兩婿相謂曰亞爲 天の明に象どりて親類それくさだまりがあるなり

爲政事庸力行務以從四時

【註】在君爲政在臣爲事民功曰庸治功曰力行其德教務其時要禮之本也

爲刑罰威獄使民畏忌以類其震曜殺戮

【註】雷震電曜天之威也聖人作刑戮以象類之

爲雷のふるつたりいなづまの光りたりするは天の威なり人の刑を行ふも威を施すなり

樂也惡物哀也哀樂不失乃能協于天地之性是以長久

【註】協和也

哀 哀には哭泣の禮あり喜には立まひの程があり氣の生ずるところは喜怒を本とすこれが淫すれば害あるなり○是 みなほどよくするである是を天地の性にさへかなへば長久にして害はないこれを以て禮を尊ぶであるなり

簡子曰甚哉禮之大也對曰禮

上下之紀天地之經緯也

【註】經緯錯居以相成者

簡 これを聞てはじめて禮の大きなことを知て、さても禮と云ものは甚だ大きなものなりと云た、○對 禮は上下の紀綱でしめくくりなり天地のたてよこなり機のたてよこを接へおりにて成就するやうなもので

民之所以生也是以先王尚之

故人之能自曲直以赴禮者謂之成人。大不亦宜乎。

【註】曲直以弼其性。

民。人の生ずるはこれ禮ゆゑなり、是を以て先王は禮を尊び玉ひたである。○故。これが好き解なり、人の自然に曲た所や直き所がある者が禮に赴けば、成人で人の道が成就するである、自然と曲たものは禮を以てほどよく正し、又自然と直きものは質而已で、却つて無骨にしてことを害するなり、それは禮を以てやはらめて程よくする、是が禮なり、依てこの注に、曲直なるを自然の其性をやはらめ弼ると云たものなり。○大。右のとほりなれば大なも尤てはござらぬかと云た。

簡子曰、鞅也、請終身守此言也。

【註】鞅能守此言、故終免於晉陽之難。

簡。何とぞ吾一生この言をまもりたいと云た、是故にこの男は難にまぬかれたとなり。

宋樂大心曰、我不輸粟、我於周。

爲客。

【註】二王後爲賓客。

宋。今度周へ粟を出せと云令をうけたまはりて、樂大心が私は粟は得出すまい、何ゆゑなれば、○我。拙者國は殷の末で、周の代の客分の國であれば役はつとめぬはずである。

若之何使客、晉士伯曰、自踐土以來。

【註】踐土、在僖二十八年。

若。客に出さしむると云ふことはあるまじきことなり、○晉。先だつて踐土の盟を成してより以來、天下

宋何役之不、會而何盟之不同、曰同、恤王室、子焉得辟之、子奉君命、以會大事、而宋背盟、無乃不可乎、右師不敢對、受牒而退。

にそむかんとして盟主へ無作法をした、此より大なる不祥なことはあるまいとなり。

有鸛鶴來巢、書所無也、師已曰、異哉、吾聞文成之世、童謠有之。

【註】師已、魯大夫。

これは魯國には居らぬ鳥なり、殊に穴に住む鳥が木に巢をかけた、○書。經に書たは魯にはつひに居らぬ鳥ゆゑなり、○師。さてもかはつたことかな、吾聞及たるは、むかし文公成公の世に巷で謠ふたる童謠があつたとなり。

曰、鸛之鶴之、公出辱之。

【註】言鸛鶴來、則公出辱也。

曰。其唱歌に、○鸛。これは二字に分る鳥ではなけれど、一字にてはうたはれぬゆゑ分て四字にした、この意は鸛鶴が來たれば、公は國を出で、辱しめられ玉ふとなり。

鸛鶴之羽、公在外野、往饋之馬。

【註】饋、遺也。

【註】右師、樂大心。

宋。いつの後に宋が會せられぬことがあつた、○而。何れのと時の盟ひに、宋而已同じ玉はぬとがあつたぞとなり、○曰。盟たる言には、天下の諸侯と同じく王室を恤へようと云たである、○子。どうしてその元はこれを辟んと申さるゝぞ、○子。其許は君命を奉じて使者として此大事に會しながら、宋は盟にそむいたと云になつたらば、ちと御爲めに成らぬではあるまいかと云たれば、○右。一言のこたへも無く赤面して、當て米の書付をうけ取て退きたり、いらざる器量立てを云て理に屈した。

士伯告簡子曰、宋右師必亡、奉君命、以使、而欲背盟、以干盟主、無不祥大焉。

【註】言不善無大。

此者、爲定十年、宋樂大心出奔、傳。

士。あの樂大心と云男は國元にはえ居まい、他國へ出奔するであらう、君命を奉じて使に出ながら、盟ひ

鸛 羽をやすむる時には、公は野外に居玉ふ程に往て馬を奉らうとなり、

鸛 鴝 踏 踏、公在乾侯、

【註】踏、跳行貌、

鸛 をどり上るときには乾侯に居玉ひて、

徵 褰 與 襦、

【註】褰、袴、

袴や襦袴を召すであらうとなり、

鸛 鴝 之 巢、遠哉遙遙、稠父喪勞、

宋父以驕、

【註】稠父、昭公死、外故喪勞、宋父、定公代立、故以驕、

鸛 かの鳥が巢をくふ時分には、遠く往き玉ひて遙々と成り玉ふであらん、○稠、これが前表の妖怪である、昭公の名をとなへて、稠父と云人が不仕合にて苦勞し、宋父と云人が代り立て氣まよふに驕られうとなり、定公の名を未然に謠ふた、

鸛 鴝 鸛 鴝 往 歌 來 哭、

【註】昭公生出歌死還哭、

鸛 歌うて出で、死して哭して入らるゝを云、

童 諺 有 是、今鸛鴝來巢、其將及乎、

【註】將、及禍也、

童 如此の童諺があつたとき、かはつたことかなと思つて居たに、今眼前に鸛鴝が來て巢くうては、○其、禍の前表にて、その時節に及んだではあるまいかと云た、

秋 書 再 雩、早 甚 也、

經に重ねて云たは甚しき早をしめすとてなり、

初 季 公 烏 娶 妻 於 齊、鮑 文 子 生 申、

【註】公烏、季公亥之兄、平子庶叔父、魯の季公烏と云ものが、齊の鮑氏より妻をむかへ

申と云男子を産た、

公 烏 死、季 公 亥、與 公 思 展、與 公、

烏 之 臣 申 夜 姑 相 其 室、

【註】公亥、即公若也、展、季氏族相、治也、

その内に父の公烏は卒した、○季、申が幼少なにて、公烏が一家兩人と公烏が家老の申夜姑と云ものと、後見をして公烏が家をたて、

及 季 妣 與 饗 人 檀 通、

【註】季妣、公烏妻、鮑文子女饗人、食官、

及、時にこの公烏が後室が不届者で、料理方の檀と云男と密通した、

而 懼、乃 使 其 妻 扶 已、以 示 秦 邈 之 妻、

【註】秦邈、魯大夫、妻、公烏妹秦姬也、

而、是が盗人たけぐしいところである、此ことを後見のものが聞ては、己れらが難義に及ぶに付て、後家が智略をめぐらして、後見どもを取りのける

分別をするなり、先づその妾に云合めて、己を打擲させて、その疵を自分の小姑に見せて、

日、公若欲使余、余不可而扶余、

又訴于公甫、

【註】公甫、平子弟、

日、此家の後見公若が我に道ならぬ戀慕をめされて色々どどかるれども、余が承引せぬに付てこのやうな目に逢せられた、みな公若の所爲なりと云た、正直なる公若を不義者に云なして、小姑をだまして小姑より御家老の季平子に語らするやうにした、○又、又平子が弟の公甫へは、

日、展與夜姑將要余、

【註】要、劫、我以非禮、

この家の後見公思展と家老の夜姑とが、余れを折々手ごめにして無體をしかけると云た、是で都合三人の後見を不義者にして除けるつもりであるなり、

秦姬以告公之、

【註】公之、亦平子弟、

秦果して小姑が平子が弟の公之へこのことを告

公之與公甫告平子平子拘展於下而執夜姑將殺之公若泣而哀之曰殺是是殺余也將爲之請平子使豎勿內日中不得請有司逆命

【註】執夜姑之有司欲迎受殺生之命

公。公之も開棄にも成らず、公甫と一所に御家老の平子へ持出した、○平。其れは不屈なるものどもなりと云ひて、公思展を下と云とこに押こめておいた、○而。又家老の中夜姑を執へて殺さうと云にきはまつた、○公。夜姑が殺さるゝを哀んで泣て云には、是者をころすは是余を殺すと云ものなれば、一命にかけてわびことをせうとて平子が方へ至た、○平。側役に公若を内へ入るゝと云付たなり、○日。日のたけるに通さぬゆゑ、わびを得云はなんだ、○

有。夜姑を預りたる有司どもが、いよく殺さうか助けうかと今一往命をむかへ伺ひに出た、

公之使速殺之故公若怨平子季氏之雞鬪

【註】季平子邱昭伯二家相近故雞鬪

公。その内に公之がはやまりて殺させた、○故。公若は平子が所爲と一圖にころ得て、はなはだ遺恨におもつた、○季。平子が屋布が邱昭子が宅とはとなり相ゆる、雞が兩方より折々出て蹴合つた、

季氏介其雞

【註】橋芥子播其羽也或曰以膠沙播之爲介

季。或とき季氏が自分の雞に介すると云はからしをすりて羽にすりこみて出した、これでは向ふの雞の眼へからしが入て弱ると云となり、又一説には、雞の翼に膠をぬりて沙をふるひかくれば、雞が甲をきたごとくにて、先から蹴てもいたまぬと云ことなり、兩説ともに一理あるなり、

邱氏爲之金距平子怒

【註】怒其不下己

邱。昭子も負ては居ぬ、自分の雞に金にて蹴爪を作り足にはめて出したとなり、○平。平子が己が權にほこりて、昭伯が屈し下らぬを怒て、

益宮於邱氏

【註】侵邱氏室以自益

益。昭伯が地界をせり出して侵し、

且讓之

【註】讓責也

且。その上さましくとせびらかしたとなり、是雞からおこりたる憤なり、

故邱昭伯亦怨平子臧昭伯之從弟會

【註】昭伯臧爲子

故。それゆゑ是邱昭伯も季子に怨をふくみた、○臧。會といふものが、

爲讒於臧氏而逃於季氏臧氏執旃平子怒拘臧氏老將禘於襄公萬者二人其衆萬於季氏

【註】禘祭也萬舞也於禮公當二十六人臧昭伯が家にて、さまざま讒をして、季氏が方への己がかくまふたるものをとらへたを怒りて、その代りに臧氏が家老を執へたゆゑ、是も又季平子に遺趣がある、○將。襄公の廟の造作出來して、靈遷のまつりを執行するとて、襄公の廟へは樂人を唯二人やりて、その餘はみな季子がとらへて樂を舞ふた、これは季氏が家廟に用ひたと見ゆる、

臧孫曰此之謂不能庸先君之廟

【註】不能用禮也蓋襄公別立廟

臧。是は一向先君の廟には用ること能はぬと云もの

なり、みな平子が方で用ひて公廟は成あひなり、
大夫遂怨平子、公若獻弓於公、
爲。

【註】公爲、昭公子務人、

大。それゆゑ一統に怨みてみな平子をにくみたり、○
公。このときしも公若が弓を一張公子の爲と云人へ
獻じた、

且與之出射於外、而謀去季氏、
公爲告公果公賁、

【註】果、賁皆公爲弟、

且。公若と公爲と外と矢場へ出で、的の會をせられ
た、○而。此ところにて日頃の季氏が我まを怨で、
逐出す相談を示合されたである、○公。外の公子達
へも告られた、

公果公賁使侍人僚祖告公、公
寢將以戈擊之、乃走、公曰、執之、

亦無命也、

【註】獨言執之無勅命、

公。兩人して昭公の奥附の僚祖を以て、季氏を逐出
し玉へと告た、○公。内證にて夜中に人知らず云た
時に、昭公は寢らるゝところであつたが、側にかけた
る長刀を取て撃たうといたされたれば、侍人は乃ち
逃出した、○公。昭公のそやつ執へよと云はれた、○
亦。これは昭公の獨言にとらへよと云はれたばかり
で、屹とたれに執へよとの命はないに因て、たれも手
は出さなんだなり、

懼而不出、數月不見、公不怒、又
使言、公執戈以懼之、乃走、又使
言、公曰、非小人之所及也、

【註】謂僚祖爲小人、

懼。けれども侍人はおそれて久々引こもつて出で
ず、數月御目見せねどもさして公のとがめもない
ゆゑ、又公子達の云はせられた、○公。今度も逐らら
された、是は一大事のことなれば、侍人などが云ても

すめたである、

懿伯曰、讒人以君微幸、事若不
克、君受其名、

【註】受惡名、

是は正直を云、これは讒人どもがあつまりて、君を以
て幸をもとむると企てたことと云さるとなり、み
な平子を讒する者の所爲で、○事。首尾よく平子を
逐出してあらば、己れらが功名とするでござらう、若
し仕損じたときには君の發端なりと云て、君の惡名
にするたくみでござる、

不可爲也、舍民數世以求克、事
不可必也、且政在焉、其難圖也、
公退之、

【註】退、使去、

不。しかれば是は爲おほせられませぬことなり、○
舍。君には數世民を棄て玉ひたることなれば、今事
を發して克たんと思召しても、是非たしかに克るゝ

承引は致されぬ、それ故重ねて云はせまいとのおど
しに逐はれたなり、今度も走て、○又。此たびは引こ
もらせず、又云はせた、○公。こゝで昭公の卿を出す
など云ことは、その方などが小人の身の上にて及
ぶことではないと云はれた、

公果自言、公以告臧孫、臧孫以
難、

【註】言難逐、

公。こゝに於て公果の自身に出で、告られたなり、
○公。昭公の臧孫へ告て相談いたされたれば、中々
逐れますまい、逐だて成されたらば難に及び玉うて、
わるござらうと云たである、

告郈孫、郈孫以可勸、告子家懿
伯、

【註】子家、穉莊公之玄孫、

告。又昭伯へ告られたれば、是は平子に怨があるゆ
ゑ、一段よろしくござらうと云て、早く逐ひ玉へとす